

第7回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (3月7日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	5
○開会の宣告	6
○議会運営委員長報告	6
○招集者挨拶	6
○開議の宣告	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○町長の説明	10
○議案第120号の上程、説明、質疑、委員会付託	22
○議案第121号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○議案第122号の上程、説明、質疑、討論、採決	27
○議案第123号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
○議案第124号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○議案第125号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○議案第126号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
○議案第127号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○議案第128号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
○議案第129号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
○議案第130号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
○議案第131号の上程、説明、質疑、討論、採決	44

○議案第132号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
○議案第133号及び議案第134号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
○議案第135号の上程、説明、質疑、討論、採決	60
○議案第136号の上程、説明、質疑、討論、採決	61
○議案第137号の上程、説明、質疑、討論、採決	62
○議案第138号～議案第147号の上程、説明、質疑、委員会付託	63
○請願・陳情について	72
○散会の宣告	72

第 2 号 (3月10日)

○議事日程	73
○本日の会議に付した事件	73
○出席議員	73
○欠席議員	73
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	73
○事務局職員出席者	73
○開議の宣告	74
○一般質問	74
小林 政 次	74
稲 田 和 朝	101
中 畠 伸 子	104
根 本 廣 嗣	124
東 悟	130
○休会について	135
○散会の宣告	135

第 3 号 (3月11日)

○議事日程	137
○本日の会議に付した事件	137
○出席議員	137
○欠席議員	137
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	137
○事務局職員出席者	137

○開議の宣告	1 3 8
○一般質問	1 3 8
円谷 寛	1 3 8
込山 靖子	1 5 1
吉田 孝司	1 6 9
町島 洋一	1 9 2
○休会について	1 9 7
○散会の宣告	1 9 7

第 4 号 (3月19日)

○議事日程	1 9 9
○本日の会議に付した事件	1 9 9
○出席議員	1 9 9
○欠席議員	1 9 9
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 9 9
○事務局職員出席者	2 0 0
○開議の宣告	2 0 1
○議事日程の報告	2 0 1
○総務文教常任委員長報告(議案第120号)及び報告に対する質疑、討論、採決	2 0 1
○予算審査特別委員長報告(令和7年度鏡石町各会計予算審査について)及び報告に対する質疑、討論、採決	2 0 2
○発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 0 8
○各常任委員長報告(請願・陳情について)及び報告に対する質疑、討論、採決	2 0 9
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	2 1 3
○日程の追加	2 1 4
○意見書案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 4
○閉議の宣告	2 1 6
○町長挨拶	2 1 6
○閉会の宣告	2 1 6
○署名議員	2 1 7

鏡石町告示第9号

第7回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年3月4日

鏡石町長 木 賊 正 男

1 期 日 令和7年3月7日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	畑	幸一	2番	中	畠	伸子
3番	熊	倉正磨	4番	東		悟
5番	根	本廣嗣	6番	町	島	洋一
7番	稲	田和朝	8番	込	山	靖子
9番	吉	田孝司	10番	小	林	政次
11番	円	谷寛	12番	角	田	真美

不応招議員（なし）

第 1 号

令和7年第7回鏡石町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和7年3月7日（金）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 議案第120号 かがみいしこども未来基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第121号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第122号 鏡石町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第123号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第124号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第125号 鏡石町語学指導等を行う外国青年の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第126号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第127号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第128号 鏡石町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第129号 鏡石町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第130号 サカサ池浚渫工事変更請負契約の締結について
- 日程第16 議案第131号 高速道路跨道町道橋修繕工事（館越橋）変更請負契約の締結について
- 日程第17 議案第132号 令和6年度鏡石町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第18 議案第133号 令和6年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第134号 令和6年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

- 日程第20 議案第135号 令和6年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第21 議案第136号 令和6年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正
予算（第3号）
日程第22 議案第137号 令和6年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）
日程第23 議案第138号 令和7年度鏡石町一般会計予算
日程第24 議案第139号 令和7年度鏡石町国民健康保険特別会計予算
日程第25 議案第140号 令和7年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算
日程第26 議案第141号 令和7年度鏡石町介護保険特別会計予算
日程第27 議案第142号 令和7年度鏡石町土地取得事業特別会計予算
日程第28 議案第143号 令和7年度鏡石町工業団地事業特別会計予算
日程第29 議案第144号 令和7年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算
日程第30 議案第145号 令和7年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算
日程第31 議案第146号 令和7年度鏡石町上水道事業会計予算
日程第32 議案第147号 令和7年度鏡石町下水道事業会計予算
日程第33 陳情・請願について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	畑	幸一	2番	中	畠	伸子
3番	熊	倉正磨	4番	東		悟
5番	根	本廣嗣	6番	町	島	洋一
7番	稲	田和朝	8番	込	山	靖子
9番	吉	田孝司	10番	小	林	政次
11番	円	谷寛	12番	角	田	真美

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊正男	副町長	小貫秀明
教育長	渡部修一	総務課長	吉田竹雄
企画財政課長	橋本喜宏	税務町民課長	根本大志

福祉こども 課長	菊地勝弘	健康環境課長	大木寿実
産業課長	吉田光則	都市建設課長	根本博
上下水道課長	圓谷康誠	教育課長	大河原正義
会計管理者 兼出納室長	佐藤喜伸	監査委員	滝田賢治
選挙管理 委員会委員長	草野孝重	農業委員会 会長	菊地栄助

事務局職員出席者

議会事務局長	緑川憲一	主査	藤島礼子
--------	------	----	------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまから第7回鏡石町議会定例会を開会いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（角田真美） 初めに、本定例会の運営について、議会運営委員長の報告を求めます。
6番、町島洋一議員。

〔議会運営委員長 町島洋一 登壇〕

○6番（議会運営委員長 町島洋一） 皆様、おはようございます。

早速、報告に入らせていただきます。

第7回鏡石町議会定例会会期予定表。

令和7年3月7日金曜日招集、日次、日、曜日、会議内容の順で説明させていただきます。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

◎招集者挨拶

○議長（角田真美） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。
町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） おはようございます。

第7回鏡石町議会定例会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私ともにお忙しいところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。
厚く御礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましては、かがみいしこども未来基金の設置、管理及び処分に関する条例等
の新条例の制定2件、条例の一部改正8件、令和6年度一般会計のほか、特別会計の補正
予算6件、令和7年度各会計当初予算10件、変更請負契約の締結が2件、合わせまして28
件の議案を提案するものであります。

何とぞよろしくご審議をいただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げまして、開
会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（角田真美） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに

本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（角田真美） 本日の議事は、お手元に配付したとおり、議事日程第1号により運営いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（角田真美） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、6番、町島洋一議員、7番、稲田和朝議員、8番、込山靖子議員、以上の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（角田真美） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月19日までの13日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、会期は13日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（角田真美） 日程第3、諸般の報告に入ります。

閉会中の議会庶務報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員。

〔監査委員 滝田賢治 登壇〕

○監査委員（滝田賢治） おはようございます。

例月出納検査の結果をご報告いたします。

3か月分を項目ごとにまとめて報告いたします。

例月出納検査報告。

1、検査の対象、令和6年11月分、12月分、令和7年1月分について、それぞれ一般会計、上水道、下水道事業会計、7特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納管理状況を検査いたしました。

2、実施年月日、令和6年11月分につきましては、令和6年12月25日水曜日、午前9時54分から午後3時25分まで、令和6年12月分につきましては、令和7年1月27日月曜日、午前9時50分から午後2時55分まで、令和7年1月分につきましては、令和7年2月25日火曜日、午前9時50分から午後3時35分まで、以上のとおり実施いたしました。

3、実施場所、各月とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、各月とも報告書記載の方々の出席をいただきました。ありがとうございます。

5、検査の手続、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、令和6年11月分、12月分、令和7年1月分とも各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末現在における現金、預金、基金の残高は資料のとおりです。

以上、例月出納検査報告を申し上げます。

○議長（角田真美） 次に、事務組合等議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合の報告を求めます。

5番、根本廣嗣議員。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 根本廣嗣 登壇〕

○5番（須賀川地方広域消防組合議会議員 根本廣嗣） おはようございます。

令和7年2月、須賀川地方広域消防組合議会定例会を報告します。

議事日程第1号、令和7年2月17日月曜日、午後2時から開議です。

第1から第7まであります。

会期日程、1日です。

第2、会議議事録署名人、近内議員と上遠野議員です。

そして、第3から第7が一括質疑になりました。

第3、報告第1号、専決処分報告について。これは、事故がありまして、そしてこの報告があつて、そして質疑がありました。これは、この事故に対して本部のほうがどういう対応をこれからするのかということ、本部の報告では事故がないように一層努力したいということの質疑がありました。

第4、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて。

第5、議案第2号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条

例。

第6、議案第3号、令和6年度須賀川地方広域消防組合一般会計補正予算（第2号）。

第7、議案第4号、令和7年度須賀川地方広域消防組合一般会計予算は、一括で承認されました。

以上、報告します。

○議長（角田真美） 次に、須賀川地方保健環境組合の報告を求めます。

4番、東悟議員。

〔須賀川地方保健環境組合議会議員 東 悟 登壇〕

○4番（須賀川地方保健環境組合議会議員 東 悟） おはようございます。

須賀川地方保健環境組合議会令和7年2月定例議会の報告をいたします。

議事日程第1号、令和7年2月7日金曜日、午前10時開議。

第1、会期の決定は1日限りであります。

第2、会議録署名議員の指名、4番、関根議員、5番、古川議員、6番、堂脇議員でありました。

第3、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、専決第5号及び専決第6号の2件について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めたこととありますが、その内容は、組合の職員及び会計年度任用職員の県の人事委員会に基づく給与確定についてであり、詳細につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

第4、議案第2号 須賀川地方保健環境組合議員の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、その内容は、行政手続における特定の個人の識別をするための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用箇所の条項ずれの修正を行ったものであり、詳細につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

第5、議案第3号 議員のサービスの宣誓に関する条例及び須賀川地方保健環境組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、その内容は、組合条例2件について新たな規定の追加及び条項ずれの修正を行ったものであり、詳細につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

第6、議案第4号 令和6年度須賀川地方保健環境組合一般会計補正予算（第2号）についてでございますが、その補正予算の内容は、ごみ処理施設発電側課金制度負担金として、負担金補助及び交付金のため予算総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億5,121万4,000円といたしましたものであります。詳細につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

第7、議案第5号 令和7年度須賀川地方保健環境組合一般会計予算につきましては、安

心・安全な運営を目指す新年度予算を基本方針とし、し尿処理、ごみ処理、埋立て処理、斎場及び休日夜間急病診療所の運営、維持管理に要する経費並びに建設事業債に係る元利償還金に要する予算を計上し、歳入歳出予算の総額は11億1,936万1,000円、前年度と比べ6,885万3,000円、5.8%減にして審議し、原案のとおり可決されました。詳細につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

以上、議案5件についていずれも承認、可決されました。

第8、一般質問がありました。須賀川市議会選出の堂脇明奈議員より、新たにプラスチックごみの分別に関わることについて一般質問がございました。

以上、須賀川地方保健環境組合令和7年2月定例会の報告をいたします。

○議長（角田真美） 次に、公立岩瀬病院企業団の報告を求めます。

10番、小林政次議員。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 小林政次 登壇〕

○10番（公立岩瀬病院企業団議会議員 小林政次） それでは、公立岩瀬病院企業団の議会の報告をいたします。

議事日程でございますが、令和6年12月26日木曜日、午後2時開会でございます。

議事日程の第1号で、第1は仮議席の指定がございました。

第2としまして、議長の選挙でございますが、これにつきましては、須賀川市議が全員辞職したために議長選挙が行われました。これにつきましては、指名推せんにより須賀川市議、深谷政憲氏が選任されております。

次のページでございます。

議事日程第1号の2、第1、議席の指定。別紙名簿のとおりでございます。

第2、会期の決定、1日限りでございます。

第3、会議録署名議員の指名、2番、馬場吉信、3番、安藤礼子、4番、斉藤秀幸の各議員が指名されました。

第4、議案第9号 令和6年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計補正予算、これにつきましては、補助金の増額ということでございます。これにつきましては、原案のとおり可決されております。

以上、報告いたします。

○議長（角田真美） 以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（角田真美） 日程第4、所信及び行政報告として、町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 本日ここに、第7回鏡石町議会定例会の開会にあたり、町政運営にあたっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

アメリカのトランプ大統領の就任により、イスラエルとハマスの停戦が合意されました。また、ロシアとウクライナについても、公言どおり停戦交渉の仲介を務めましたが、交渉は決裂、先が見通せない状況となっています。世界中がアメリカの積極的な停戦交渉への介入により、一日も早い戦争終結を望んでいます。

一方、日本においては、岩手県大船渡市で2月末から延焼した山林火災は、男性1人が死亡し、およそ1,900世帯4,500人以上に避難指示が出され、火は山林以外に多くの家屋を焼き尽くしました。一日も早い収束をお祈りするとともに、被害を受けられた皆様に心からお見舞いを申し上げます。本町でも今月上旬に久来石区において山林火災が発生しておりますので、消防署等関係機関と連携し、予防消防に備えてまいります。

ここで、政府の物価高対策により、町で対策を講じている事業についてご説明いたします。

1月臨時議会において議決をいただきました電気・ガス・食料品等の価格高騰による家計への負担増を踏まえ、住民税非課税世帯に対する支援として、1世帯当たり3万円を支給する事業と18歳以下の児童1人当たり2万円を加算する2つの事業につきましては、2月末現在で820世帯に郵送による生存等の確認を行いながら、初回は3月5日にプッシュ型で指定口座へ振込みを終えたところであります。今後は、新たに町内へ転入された方や世帯主が変更になった方を対象に給付を継続してまいります。

12月末を使用期限として、1月末を換金期限として実施した生活応援プレミアム付商品券発行事業の最終的な換金率が99.7%、金額にして1億4,965万1,000円で確定しております。地域経済圏の内部で確実に循環した金額であり、経済対策として一定の効果を上げられたものと認識しております。

また、本年1月の臨時議会議決分につきましては、現在、4月上旬の販売開始に向け準備を行っております。プレミアム付商品券事業は、換金率が非常に高いことから、こちらにあっても地域経済の活性化に大きく寄与できるものと期待しております。

また、福島県では原油価格高騰の影響が著しい、県民生活の下支えの役割を担う物流・公共交通事業者に対し、運行継続緊急支援を実施しております。当町においても同様の支援を行うことで、物流や地域公共交通の維持・継続はもとより、雇用の維持・確保など多面的効果が期待できることから、本定例会に補正予算を計上させていただいたところです。

令和6年の農業を取り巻く情勢は、不安定な国際情勢や資源高・円安などが要因となった生産資材価格の高止まり、令和の米騒動による米価急騰や異常気象、激甚化する自然災害な

ど依然として厳しい状況にあり、先行きは不透明と言えます。

そうした状況下で、昨年の農業は、宮中行事の中でも最も重要と位置づけられる新嘗祭へ、実に41年ぶりとなる献穀献納など明るい話題をお届けできた1年であったと感じております。

令和6年12月末時点の主食用米の相対取引価格は、全国全銘柄平均価格で2万4,665円となりました。昨年、一昨年に引き続き3年連続で上昇し、過去最高額となった当該価格ですが、1月には9月以降5か月連続の過去最高額更新により2万5,927円と発表され、高止まりが続いております。

鏡石町健康福祉センター（ほがらかん）の利用者は、これまで1か月平均64件、1,508名と多くの町民や公共の会議等に活用されており、火曜日から日曜日までの週6日実施しております「つどいの広場」は、大人と子供の合計で、1日平均で約31人の親子に利用していただいております。今後も広く町民の皆様へご利用いただけるよう、事業の拡大やPRに努めてまいります。

また、災害時の福祉避難所としての機能を有していることから、もしもの災害時に使用できる非常用発電機（ガスバルク）を設置する工事が1月24日に完了したところであります。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

阿武隈川緊急治水プロジェクトの成田地区への遊水地の整備につきましては、用地協議の進捗状況は、1月31日時点、遊水地全体350ヘクタールのうち151ヘクタール、率にして43%、鏡石町では130ヘクタールのうち60.99ヘクタール、率にして47%となっており、国においては、遊水地完成目標の令和10年度に向け、着実に用地の交渉が進められております。

住宅移転につきましては、集団移転先、成田原町地内及び新町地内の2か所の代替地用地の用地調査、地権者との用地協議が実施中であり、令和7年度から造成工事に着手予定となっております。集団移転先以外の方へも安心して移転ができるように、引き続き地元協議会等とも連携しながら、国とともに寄り添った支援に努めてまいります。

遊水地関連工事といたしましては、支川鈴川の鈴川橋の下部工事に着手されるなど、買収済みの箇所から順次、工事に着手される予定です。

また、遊水地完了後の利活用が今後の大きな課題であることから、利活用検討会作業部会の様々な利活用のアイデア等を受けて、2月19日に2回目となる利活用検討会が開催されました。その中では、地内利活用が地域振興に資する実現可能かつ持続可能な利活用の方向性について、各委員からは課題を含めた議論がなされました。

利活用検討会に先立ち、3町村で福島河川国道事務所長へ、再度要望活動を行ったところであり、今後、真摯な回答をいただけるものと思っております。

なお、先月25日と26日の2日間にわたり、地区住民に対し遊水地事業の進捗について住民説明会が開催されたところであります。

上水道事業の旭町浄水場解体工事及び石綿管布設替え工事、下水道事業の旭町地内舗装本復旧工事については、工程どおり進捗しており、今年度予定した工事は全て年度内に完了の見込みとなっております。

また、12月議会で議決いただきました水道料金の改定につきましては、4月1日に施行し、7月の検針分より新料金の適用となることから、町民の皆様の経営安定化へのご理解をいただくため、広報紙などによりお知らせしながら進めてまいります。

鏡石駅東第1土地区画整理事業では、事業地内の人口は1月末では、昨年同期より世帯数で31世帯、人口では71名が増加し、197世帯、594人の住民の方が居住しております。

今年度分の工事につきましては、道路築造工事は全て竣工し、造成工事も間もなく竣工予定と順調に進んでおり、今後も第3工区の早期完了に向けて事業を進めてまいります。

県道南側の第2・4・5工区につきましては、産業用地確保に向けて地権者への意向調査を実施し、回答率が約92%とおおむね地権者の意向を確認することができました。地権者の意向としましては、産業用地の確保に協力的な意見が多く、また、企業へのニーズ調査では、産業用地への進出を検討したいと答えている企業もあることから、今後は、その結果を基に事業計画等を住宅地から産業用地へ変更するための手続を進め、早期の整備に向けて事業を進めてまいります。

昨年6月から進めておりました、鳥見山陸上競技場管理事務所の改修工事につきましては、スタンド屋根の塗装などの追加工事を含め、天候等に恵まれ、無事2月7日に竣工検査が完了し、長い期間不便をきたしていた利用者に喜ばれる施設となったものと思っております。令和7年度には、昨年度改修したトラックと併せて、鳥見山陸上競技場リニューアル記念事業を予定しているところです。

ふくしま県民アプリを活用した「かがみいし健康ポイント事業」では、ウォーキングを習慣づけていただき、健康維持につながることを目的に、6月から11月までの6か月間で150万歩に147名の方がチャレンジし、66名が見事達成されました。歩くことの楽しさや気軽にできるウォーキングを通じた健康づくりに努めてまいります。

子育て支援事業の一環として、子供を希望しながらも恵まれない町民夫婦への出生支援のため、治療費の一部を助成する不妊治療費助成事業については、12件の申請があったところです。経済的負担の軽減や少子化対策の推進を図るべく、今後もより多くの方にご利用いただけるよう事業の周知に努めてまいります。

妊産婦や子育て世代、子供の成育過程を取り巻く環境は大きく変化している中で、妊娠期から切れ目のない子育て支援の取組としては、産前訪問や新生児の訪問指導、育児相談、特定妊婦への助言など、これまでに個別訪問を含め390件の様々な相談に応じて子育て生活の継続的な支援に努めております。今後も子育て世代の産前産後の心身の負担軽減を図る観点

からも、安心して子育てができるよう支援してまいります。

次に、鏡石町第6次総合計画に基づく6つの基本目標の事業について申し上げます。

1つ目の子育て・健康・福祉分野では、「全ての町民が健やかに暮らせるまちづくり」として、児童福祉と子育て支援としてのこども医療費助成事業については、ゼロ歳から18歳までの子供を対象に、子育て家庭の負担軽減を図るため、医療費の窓口負担分を助成しているものです。1月末のこども医療費助成については、前年同期と比較し、件数で1,297件増の2万3,970件、助成額で385万2,000円増の5,297万5,000円となっております。

また、新生児の保護者へ商品券を給付するのびのび子育て応援券給付事業については、1月末現在48件の給付を行っており、子育ての一助として利用されております。

町民の病気の予防という基本的な視点から、健康で過ごせるように町民保健と健康づくりとして、総合健康診査事業に取り組んでおります。集団健診を9月と12月に実施したところ、964人の方が受診され、医療機関での個別健診については1月31日まで実施したところであり、人間ドック事業も併せて実施しております。

健康特定保健指導では、健康的な生活習慣となるよう効果的で実践可能な運動指導や食事指導等、個別に保健指導を実施しているところであり、健康状態をしっかりとチェックして、自分の体をしっかりと知ることが健康維持の第一歩であるということをお伝えしております。

郡山女子大学との連携事業では、子供が不足しやすい栄養素の鉄分について学ぶ特別授業を実施しておりますが、第一小学校の6年生の授業をJICA（独立行政法人国際協力機構）栄養改善研修として、南アジア地域の5か国5名の研修員が来町され、事業や取組事例、講義、給食室などを視察されました。官学連携での食生活改善や健康維持への取組を積極的に進めております。

児童福祉の充実につきましては、令和7年度の認可保育所施設と町立幼稚園の入所・入園は、各施設と利用調整を行い420名の入所決定をし、1月31日に保護者の皆様へ入所決定の郵送を行いました。また、放課後児童クラブの申込みについては、書類審査を行い、登録児童201名、一時利用131名の合計332名に同日の1月31日に利用決定の通知を行ったところであり、待機児童は現在のところ発生しておりません。

第3期子ども・子育て支援事業計画につきましては、これまで3回の策定委員会を開催し、委員の皆様から意見等をいただきながら計画策定を進めてまいりました。社会情勢の変化や多様化するニーズに対応するため、安心して子育てができるよう支援してまいりたいと考えております。

2つ目の教育・文化・スポーツ分野では、未来を拓き、次世代を担う人づくりとして、1月12日に健康福祉センターにおいて行われた「二十歳の成人式」では、103名の参加をいただき、華やかな中にも厳粛に式典を挙行することができました。二十歳となられた皆様には、

一人一人が自らを律する強い意志と、社会人としての義務と責任を持って、日々の生活を有意義に送っていただきたいと思います。

2月27日に開催された文化講演会では、タレントの麻木久仁子さんをお迎えし、「日々の食事が未来をつくる」の演題で、ご講演をいただきました。講演では、自身の病の体験から食生活の大切さや元気に日常生活を送るヒントなどについてお話がなされ、多くの町民の方も元気がいただけたものと思っております。

3つ目の協働・コミュニティー分野では、「助け合いの心でつなぐ地域づくり」として、町消防団の出初め式が1月4日、健康福祉センターで行われました。多くの来賓の観覧の下、1年以上の無火災の分団への表彰が行われた後、添田孝利団長の訓示、通常点検が行われました。表彰された分団に敬意を表するとともに、ますますのご活躍を期待いたします。また、鏡石中学校の生徒が一日体験入団としてラップ隊に加わり、見事な演奏を披露しました。式終了後は町内防火パレードが行われ、地域住民に火の用心を呼びかけました。

1月25日には、不時沼地内の町道で60代の男性が乗用車にはねられる、とても痛ましい死亡事故が発生しました。お亡くなりになられた方のご冥福をお祈りいたします。

ここ1年間で4件目の死亡事故であり、憂慮する事態が続いています。町ではこれまで、須賀川警察署、交通安全協会、交通安全母の会等と連携し、積極的に交通安全活動を進めてまいりました。その成果として、町道笠石・鏡田線に2か所の横断歩道を設置することが叶いました。悲惨な事故の発生を受け、注意喚起看板設置等を含め、交通安全活動に一層努めてまいります。

4つ目の産業・観光分野では「にぎわいと魅力にあふれるまちづくり」として、県営高久田地区経営体育成基盤整備事業につきましては、今年度約11.5ヘクタールの整備工事が発注されておりますが、このたび国の補正予算において追加の予算措置が講じられたことを受け、見合い分の町負担金及び地元分担金の増額補正予算を計上させていただいたところであります。

なお、これにより全体事業費予算額ベースでの事業進捗率は約40%となります。事業完了に向け、今後も県と連携を図りながら予算確保・事業進捗に努めてまいります。

福島再生加速化交付金を活用した風評払拭のためのデジタルコンテンツ発信事業につきましては、東京都丸の内にて鏡石町産農産物を食材とした親子料理教室を開催し、参加者のうち12組24名によるモニターツアーでは、鏡石町内で町の魅力を体感していただいております。

また、タレントを起用したPR動画は、1月上旬の公開開始から2月20日現在で約2万8,000回の視聴数となっているほか、関東圏で発行・配布されている旅行雑誌での鏡石町特集掲載や、交流施設などでの観光パンフレットの配布などにより町のPRに努めてまいりま

した。

5つ目の都市環境・地域防災・生活居住分野では「安全安心で快適な環境が整うまちづくり」として、緊急浚渫事業での笠石原町地内のサカサ池しゅんせつ工事は、順調に堆積土の搬出作業を進めておりますが、計画底高を当初の掘削厚から深くすることによる掘削土量の増加などの変更が生じたことから、本定例会において請負契約の変更についての議案を提出しておりますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

高速道路跨道町道橋修繕工事（館越橋）については、橋梁修繕を進めておりますが、高速道路の車線規制の回数について、高速道路上の特殊事情により規制回数の増が生じたことなどにより、請負契約の変更についての議案を提出しておりますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、本工事については、気象状況を勘案し、高速道路の車線規制ができないなどの諸事情が生じることが予想されていることから、繰越明許として補正予算を計上いたしました。

社会資本整備総合交付金事業では、国の第1号補正予算の内示を受け、先行して1月に補正予算を確保した事業は、年度内の発注を予定し、さらに3月補正予算に計上した事業については、令和7年度予算と併せて効果的な事業推進に努めていくべく、駅東第1土地区画整理事業も含め、本定例会で補正予算と繰越予算を計上しておりますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

阿武隈川緊急治水プロジェクトに伴う成田地区農業集落排水事業の公共下水道への移管につきましては、令和7年度福島県が行う設計業務の発注に向けて、県及び矢吹町と協議を進めております。

成田浄水場の再編については、現在、国と協議を継続中であり、我が町の上水道事業にとって最も良い形になるよう要望を続けてまいります。

移住定住事業としての、来てかがみいし住宅取得促進事業におきましては、現在、12世帯43名の方が新たに町民として町内に移住しております。今後はより一層のPRに努めて、人口維持に向けて努力していきたいと考えております。

6つ目の行政・広域連携分野では「まちづくりを支える持続可能な行政運営」として、町税の収納状況につきましては、普通税と国民健康保険税を合わせた収納率が1月31日収納分までで78%、前年同期と比較して0.83%の増となっております。24時間いつでもどこでも納付できる環境の整備や早期に滞納者への納付勧奨、滞納処分の強化に取り組んだことが収納率増へつながっていると考えております。引き続き、新たな滞納を生まないことを基本姿勢に、納税意識の高揚や納期の納税相談等に努め、収納率向上を図ってまいります。

社会保障・税番号制度導入事業について、国ではマイナンバーカードの利活用として、昨年12月2日からマイナンバーカードと保険証を一体化する、マイナ保険証の運用を開始しま

した。本町におきましては、現時点では大きな問題もなく移行できていると考えております。また、今年度から身体不自由により役場に来庁できない方などを対象に訪問申請支援を行い、カード発行の推進に努めているところであります。現在の発行状況につきましては、1月末現在1万1,947件の申請に対し、1万614件を交付いたしました。率にして、申請率96.07%、交付率85.35%であります。引き続き、本制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

ふるさと納税につきましては、今年度は今まで以上にPRに力を入れ、昨年末に目標の5,000万円を達成することができました。さらに納税額が上乘せされておりますので、本定例会に今年度末までの増額見込み分として700万円を補正予算として上程させていただいたところです。

電子自治体化・DX推進事業につきましては、今月から公共施設予約システムを導入して、役場の開庁時間にかかわらず、いつでもインターネットを通じて予約ができるよう利便性を高めていきたいと考えております。なお、従来どおりの電話予約も受け付けており、インターネットの苦手な方々にも予約ができる体制を取っております。

次に、令和7年度予算編成の基本的な考え方について申し上げます。

予算は、町民の皆様からお預かりした大切な税金を有効に活用するため、行政区や様々な方面からの要望・意見を大切に予算編成に臨みました。

その視点としましては、令和4年度にスタートした第6次総合計画の4年次として、鏡石町の誇りと魅力あふれる町づくりを通して、鏡石町が好きになる町民を一人でも多く増やすことであり、郷土愛を育む町づくりが大事ではないかと思えます。その大きな地域資源として、全国ブランドである唱歌「牧場の朝」に歌われた緑豊かな自然環境と優れた立地条件をグランドデザインに事業を進めたいと思えます。

そのためには、常に生活現場の声を聴き、町民の思いに寄り添いながら、喜びや痛みを分かち合う心の通う町づくりを進めていくことだと思っております。

それでは、令和7年度当初予算について申し上げます。

一般会計につきましては、65億3,000万円と前年比3%の増であり、全10会計の合計は109億7,200万円と前年比1.4%減の予算となりました。

一般会計における歳入の概要は、歳入全体の約26%を占める町税が3.2%増の16億9,100万円となっております。

地方交付税は、昨年比10.2%増の17億300万円余りとなっており、町債につきましては、昨年比21.8%減の3億5,800万円となりました。

令和7年度においても財源の確保が大変厳しく、将来の財政負担に配慮しつつ、町債新規発行、基金の取崩しなどの措置により財源を確保したところであります。

次に、令和7年度の重点事業についてご説明申し上げます。

令和7年度の重点事業につきましては、大きく7つの柱を挙げさせていただきました。

まず初めに「成田地区の遊水地群整備事業への対応」です。

阿武隈川緊急治水対策プロジェクトにおいて遊水地として位置づけられた成田地区につきましては、現在、補償協議が進められているところですが、町としましては、住民の皆様の要望をお伺いしながら、集団移転を希望される方については、既存のコミュニティーを維持し、安心して生活を続けられる環境構築について最優先で取り組んでまいります。

また、成田地区の農家の皆様の営農対策にも取り組んでまいります。農業の継続を希望される方に対し継続的な支援を実施し、代替農地のマッチングに取り組んでまいります。

さらに、来年度におきましては、これまで農業集落排水事業により処理されていた成田地区の下水道について、広域下水道に接続するための測量設計を実施し、遊水地整備後のインフラ整備を着実に進めてまいります。

次に「子育て環境の整備と充実」です。

本町は、県内においても有数の高齢化率が低い町であります。コロナ禍以来の出生数の減少は回復していない状況にあり、子育て環境の充実が急務であります。

まずは、妊産婦、子育て世帯の保護者、子どもへ一体的に相談支援を行うことを目的とした「子ども家庭センター」を設置する予定です。これは、妊娠時から妊産婦支援、子育てや子供に関する相談を受けて、それぞれに適した支援をつなぐためのマネジメントを行う総括支援員を配置する事業となります。

次に、幼児教育の充実と保育環境の整備についてですが、幼児教育・保育という多様なニーズに対応するため、今年度策定しました「第3期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、公立及び市立の幼稚園、保育所、認定こども園が連携して、保護者及び子供のニーズに合ったサービスを提供してまいります。

次に、学校教育環境の整備促進についてですが、近年のデジタル化、グローバル化の急速な進展により、子供の教育環境も激変しております。

そこで、GIGAスクール構想実現事業として、国の方針に基づき児童に配付されているタブレット端末の更新を実施し、また、教員の負担軽減と授業の質の向上を目的として、パソコン上の画面をそのまま黒板に映し出すことが可能な黒板用プロジェクターの整備を昨年に引き続き進めてまいります。あわせて、小学校異文化体験事業として、小学5・6年生を対象に、天栄村のブリティッシュヒルズにおける一日体験学習を実施し、児童の国際感覚育成の一助としたいと考えております。

そして、令和6年度に竣工する鳥見山陸上競技場のリニューアル記念事業を実施する予定です。鳥見山陸上競技場は、平成7年のふくしま国体を契機として建設された施設ですが、経年によりトラック及びスタンドの劣化が進んでいたことから、2年にわたって全面改修を

行ったもので、改修に合わせて、陸上競技場として公式記録と認められるために必要な「第4種ライト」の公認も取得し、鏡石町の若者たちのスポーツ競技力向上に一層寄与する施設となってくれるものと期待しております。

さらに、新条例として「かがみいしこども未来基金条例」の制定を予定しております。

現在、町には文教施設維持整備基金がありますが、本基金は、施設の整備に限られた基金であり、昨年末に寄附いただきました個人のご寄附を広く反映し、人材育成のためのソフト事業等に活用できる基金として、鏡石町の子供たちの未来が切り開けるような事業を展開していきたいと考えております。

次に「駅東第1土地区画整理事業」の推進です。

本事業につきましては、現在、第3工区の工事が順調に進捗しており、令和7年度においても、造成工事や調整池の整備を進めていく予定です。

また、県道の南側、第2・第4・第5工区につきましては、産業用地を確保することを目的として、令和6年度に地権者の意向調査を実施したところです。令和7年度においては、地権者への説明、都市計画審議会の諮問などを経て事業計画の変更を行い、産業用地への企業誘致を実際に実施していく予定です。

本事業地内への企業誘致は、区画整理事業の強力な推進の契機となるとともに、雇用の創出、移住促進など、町を元気にする重要な施策であります。地権者への説明、企業誘致及び土地の造成など、スピード感を持って取り組んでまいります。

次に「地域交通ネットワーク」の整備促進です。

駅東第1土地区画整理事業の進捗に伴い、人の流れが以前とは変化していく中で、道路交通網についても、随時その整備を行っていく必要があります。

令和7年度につきましては、健康福祉センター「ほがらかん」から北に延びる鳥見山公園線の道路整備事業を実施いたします。

また、鳥見山公園線の整備と併せて、東部環状線接続道路整備事業として、高久田一貫線を須賀川市に接続するための整備を推進してまいります。

両事業により、鏡石町の南北の大動脈が整備され、本町の強みでもある交通アクセスの良さがさらに強化されるものと考えております。

そのほか、ほがらかん側から矢吹町に接続する道路など、広域的な交通ネットワークの整備についてさらに検討を進め、鏡石町のみならず、周辺地域の住民全ての利便性向上につながる施策を推進してまいります。

次に「地域開発と生活環境整備」です。

緑豊かな住みよい鏡石町をさらに発展させるためには、町民ニーズに沿った公益施設の整備が特に重要であります。

令和7年度におきましては、以前から懸案事項となっておりました町営墓地の整備を行う予定です。近年、町に対して墓地の購入を希望する声が複数寄せられておりましたが、これまでは地域墓地や寺院の墓地を案内するほかない状況にあり、町営墓地整備の必要性が高まっておりました。このたび、池ノ原地内に町営墓地を整備し、7年度中に供用を開始する予定です。これにより、地縁のない方々も安心して墓地を求めることができる環境が整うものと考えております。

また、都市計画事業の推進についてであります。本町は県中都市計画区域内にあり、これまでも都市マスタープランに基づいて、コンパクトシティや自然と調和したまちづくりに取り組んでまいりました。令和7年度から令和8年度にかけて、都市マスタープランをはじめ、立地適正化計画や都市再生整備計画など、町づくりに必要な各種計画の改定作業を行い、今後の鏡石町の開発の在り方について定めてまいります。

さらに、鳥見山公園民間活力導入検討業務として、鳥見山公園において官民連携、いわゆるPark-PFIを活用して、民間の飲食店等設置が可能かどうか調査を行ってまいります。

次に「上水道事業の経営健全化」です。

令和4年度に完成した鏡石浄水場により、我が町では大変きれいでおいしい水が供給されるようになり、町民の皆様からお褒めの言葉をいただいております。

一方、新浄水場の建設、旭町浄水場の解体、老朽化した各施設の改修など、コストがかかる事業が続いており、上水道事業を取り巻く経営環境は大変厳しいものがあります。

7年度には水道料金の改定が予定されているところですが、改定に当たっては、町民の皆様の理解を得るよう努めてまいります。水道事業の経営を安定させ、今後も安全でおいしい水を供給し続けるため、桜岡浄水場の改修など、施設の適切な維持管理を実施していくとともに、料金改定も含めた水道事業について丁寧な説明を続けてまいります。

次に「DX推進による町民生活の向上」です。

鏡石町では、令和5年度に鏡石町DX推進計画を策定し、「つながりを育み 未来を築く 住みよいかみいし」を理念とし、町民の利便性・サービス向上や地域の課題解決、行政事務の効率化を進めていくこととしております。

その視点は、デジタルとアナログの両方の良さを生かすことであり、デジタル化による利便性の向上だけではなく、それを使う町民の皆様を誰一人取り残さないための取組が非常に重要であります。

令和7年度においては、昨年度導入しました公共施設のオンライン予約システムが本格的に稼働しますが、このシステムを皆様に大いに活用いただくよう周知していくことはもちろん、システムを利用したことがない方、利用したくてもできない方に対する取組がさらに重

要であると考えており、高齢者のスマホ教室など、全ての方がDXの恩恵を受けられるようデジタルデバイドの解消に向けた取組に力を入れてまいります。

その他の主な新規事業としましては、骨髄移植ドナー事業は、骨髄移植のドナーとなられる方に対する助成事業であり、ドナーの経済的、また、心理的・肉体的な負担を軽減し、骨髄提供を断念する方を少しでも減らしていくための助成を実施するものです。

役場庁舎等改修事業は、役場庁舎のバリアフリー対策として、エレベーター設置のための基本計画を作成するものです。基本計画においては、エレベーターの施工可能性や費用等を検討し、今後の庁舎改修に反映してまいります。

公共施設集約化に伴う除却・転用事業は、健康福祉センターの完成により、機能が重複している老人センター及び成田保健センターを解体し、公共施設の維持管理費の低減を図るものであります。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

議案第120号 かがみいしこども未来基金条例の制定につきましては、未来を担う子供を健やかに育てるための事業の財源に充てるための新しい基金を設置するものであります。

議案第121号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、刑法改正により、禁錮または懲役刑が拘禁刑に改正されたことに伴う整理条例であり、7本の条例の一部改正であります。

議案第122号 鏡石町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、マイナンバー法の改正により条項ずれが生じたための改正であり、議案第123号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、育児休業法改正に伴う勤務環境を整備する改正であります。

議案第124号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、県人事委員会勧告に基づく令和7年4月施行の給与改定であります。

議案第125号 鏡石町語学指導等を行う外国青年の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、報酬額の見直しであり、議案第126号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、マイナンバー法の改正により条ずれが生じたための改正であります。

議案第127号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う改正、議案第128号 鏡石町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、県人事委員会勧告に伴う給与改定により、再任用職員の手当が拡大されたことによる一部改正、議案第129号 鏡石町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、水

道事業における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の一部改正であります。

議案第130号 サカサ池浚渫工事変更請負契約の締結につきましては、仮設道路に係る敷鉄板の増、浚渫土量の増による請負代金の変更増額、議案第131号 高速道路跨道町道橋修繕工事（館越橋）変更請負契約の締結につきましては、高速道路の交通規制回数増による請負代金の変更増額であります。

議案第132号 令和6年度鏡石町一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳入としましては、町税、地方交付税、社会資本整備総合交付金、子供のための教育・保育給付費国庫負担金等の増、歳出としましては、各種基金積立金、社総金の国庫補助金内示の決定による事業費、施設型給付費の増であり、全体で7,940万3,000円の増額予算であります。

また、今年度の繰越明許として社会資本整備総合交付金事業をはじめ7件、総額2億9,341万1,000円の設定をするものであります。

議案第133号 令和6年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険給付費交付金等の財源調整によるものであり、予算の増減はありません。

議案第134号 令和6年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、広域連合納付金の増による増額予算であり、議案第135号 令和6年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、保険料等の財源調整によるものであり、予算の増減はありません。

議案第136号 令和6年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、事業費の確定と国の1次補正対応分であり、予算の増減はありません。

議案第137号 令和6年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）につきましては、貸付け実績の確定による減額予算となっております。

また、議案第138号から議案第147号までの10議案につきましては、令和7年度における各会計の当初予算案でございます。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） ここで換気のため11時20分まで休議いたします。

休議 午前11時13分

開議 午前11時20分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第120号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（角田真美） 日程第5、議案第120号 かがみいしこども未来基金の設置、管理及び

処分に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） ただいま上程されました議案第120号 かがみいしこども未来基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

このたびの基金設置につきましては、未来を担う子供を健やかに育てるための財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定によりまして設置するものでございます。

次ページにお進みください。

こちらが本文でございます。

第1条としまして、設置目的でございまして、先ほど申し上げましたように、子供を健やかに育てるための事業の財源に充てるものを目的として設置するものでございます。

第2条としては、積立ては一般会計の歳出予算で積み立てるもの、第3条として、管理については、確実かつ有利な方法で保管すること、第4条としましては、繰替運用の規定、第5条としましては、運用益につきましては基金に積み立てるものということでございます。

第6条としては、第1条の設置目的に充てるための場合のみ基金が処分できる規定で、第7条としましては、必要な事項を別に定める規定でございます。

附則としまして、この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第120号につきまして提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 議案第120号につきまして、質疑をさせていただきます。

先ほど課長から、第1条から第7条に至るまでそれぞれ説明いただいたわけでありまして。また、先般の臨時全協等でも説明を受けておりますが、そこで、またあえてお尋ねをしたいというふうに思っています。

先ほど町長の説明、所信の中にあつたように、我が町には本来、文教施設維持整備基金というものがございまして、それは施設の整備に限られた基金だということで説明があつたわ

けであります。そういう中で、昨年多額の寄附金がございまして、その使い方をどうするんだということで我々議会からも意見があつて、先ほど町長説明いただいたとおり、人材育成のためのソフト事業に使えるような使い道はどうかということでの考え、そして、これをこのような「かがみいしこども未来基金」という形で、新たに基金をつくっていただけるといふことだといふふうに理解をいたしております。

そこでお尋ねをいたしたいのは、そうしますと、この基金が出来上がりますと、先ほど申し述べました「文教施設維持整備基金」、これはハードですね。ハードに、施設の整備に限られる基金と、かがみいしこども未来基金は人材育成のためのソフト事業に充てられる基金ということで、ハード、ソフト、それぞれの基金があるようになるわけでございます。なので、私としてみれば、さらにそこを一步進んで、この「かがみいしこども未来基金」にゆくゆくはこの「文教施設維持整備基金」というものも組み入れて、ハード、ソフト、全てこの基金の中でやるべきではないかといふふうに私も考えていますが、その辺はどのようにお考えかお尋ねしたいのが1点。

もう一点は、積立ての額については第2条で規定されておりますが、一般会計歳出予算で定める額となっており、幾らとは明示はされておられません。私の考えとすれば、この子供に対する積立ての基金ということで、ある程度一定の枠の金額を積み立ててはどうか。例えば、「役場庁舎等新築事業基金」については、毎年度積立額が2,000万円以上といふふうに明示されていると。しかし、その他の基金について私調べましたけれども、その他の基金については明示はされていないという中で、この基金については、今般は第2条は明示されておられませんけれども、この辺はどのようにお考えだったのかということでお尋ねをいたしたいと思ひます。

そしてまた、基金の額というものをあらかじめ定めている基金もございまして。「土地開発基金」等です。基金の額をあらかじめこの額に維持すると。そして、それをベースにそこから積み増しをするといふふうな基金もあるわけで、その辺についてのお考えは、この議案をつくる時にそういうお考えはなかったのかどうか、以上の点についてお尋ねをいたしたいといふふうに思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番のご質疑にご答弁申し上げます。

まず第1点目、ハード事業、ソフト事業の分けではなく、この中でもハード事業が使えるようにしたらいいんじゃないかということでございますが、議員のおっしゃるように、特にハードに限定したもの、ソフトに限定したものではございません。どちらでも使えるような

形にはしていきたいという形では事務を進めていきたいと。

直接この条例とは関係ありませんが、将来的には基金の整理とか、いろいろとありますので、そちらのときに改めてこの基金の中身につきましてご審議いただきたいなというふうに思います。

2点目の一定の金額を積み立てるということですが、こちらのほうの性質上、事業が常にあると。例えば「庁舎新築基金」、毎年毎年庁舎を造るわけでもありませんし、毎回毎回庁舎の修繕があるわけでもございませんので、基金の積立額に一定額を積み立てて一遍にやるというような概念ではございませんので、金額の一定化というか、毎年幾ら積むということについては、今のところは考えがございません。

3点目の一定額まで積み上げると。要するに幾ら幾らまでとするというような考え方がございますが、「土地開発基金」につきましては、その金額の中で土地と現金なり、債券とかいろいろなパターンがありますが、「土地開発基金」ですと、土地と現金の引き出しのやり方なので、例えば土地を買って、1億3,820万だと思いましたが、そちらのほうの金額は一定で、例えば半分が土地、半分が現金、その土地を買った後にその土地に見合う分を積み立てていくと、今度土地の部分がまた現金化されていって、先ほど言った金額に到達すると。積み上げない限りは、その金額がずっと一定でというような性格がありますので、こちらのほうにつきましては、毎年事業があると。必ずソフト事業ありますので、そちらのほうに使っていく中では、一定額というよりも、金額がある中で使っていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議案第120号については質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定により、所管の総務文教常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、議案第120号は総務文教常任委員会に付託して審議することに決しました。

◎議案第121号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第6、議案第121号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） ただいま上程されました議案第121号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

3ページをお開きください。

今回の条例の制定につきましては、令和7年6月1日施行の刑法等の一部を改正する法律により、懲役及び禁錮が廃止となり、拘禁刑に一本化されるため、懲役及び禁錮表記のある7条例を一括改正するものでございます。

4ページをお開きください。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

第1条、鏡石町表彰条例、第2条、鏡石町個人情報保護に関する法律施行条例、第3条、鏡石町情報公開・個人情報保護審査会条例、第4条、鏡石町行政不服審査会条例、第5条、職員の分限に関する条例、第6条、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例、第7条、職員の給与に関する条例の7条例でございます。おのおの条例の中に禁錮及び懲役という表記がございます。これを一括して拘禁刑というふうに変更する中身でございます。

附則でございます。

この条例は、令和7年6月1日から施行するというので、法律の施行日がこの日でございますので、この日に合わせて施行するものでございます。

第2項、第3項につきましては、過去に罰則規定を含む条例の改正を行った際に設けた経過措置、これらの経過措置に影響が生じないようにするための経過措置を設けるものです。

第4項につきましては、欠格条項など懲役や禁錮に処せられた方についての影響が出ないようにするための経過措置でございます。

第5項、第6項、第7項につきましては、議会議員及び職員に対する費用の条例でございますが、今回の条例や法律の施行の前に犯した禁固以上の刑に定められている罪に起訴や逮捕された方につきましては、改正後の拘禁刑が定められている罰につき起訴や逮捕をされたものとみなすというみなしの経過措置を設けるものでございます。

以上、上程されました議案第121号について提案理由のご説明を申し上げます。ご審議

いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第121号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第122号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 次に、日程第7、議案第122号 鏡石町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） ただいま上程されました議案第122号 鏡石町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

6ページをお開きください。

このたびの改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の第2条第8項にスマートフォンによる本人確認の定義が追加されたことにより、本条例が引用している条項ずれの改正を行うものでござ

います。

鏡石町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。
第2条第3号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改める。同条第4号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するというものでございます。

以上、上程されました議案第122号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第122号 鏡石町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第123号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第8、議案第123号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） ただいま上程されました議案第123号 職員の勤務時間、休暇等に

関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

このたびの改正は、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴いまして、時間外勤務の制限を請求することができる職員の範囲を改めるなどのための所要の改正をするものでございます。

8ページをお願いいたします。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項につきましては、「配偶者、父母、子、配偶者の父母等」についての規定を「配偶者等」と定めるものでございます。

第8条の4第2項及び第4項につきましては、時間外勤務の制限を請求することができる職員の範囲について、これまでの「3歳に満たない子」から「小学校就学の始期に達するまでの子」に改めるものでございます。

第15条の2の次に次の2条を加えるものでございます。

まず、第15条の3でございますが、配偶者などが介護を必要とする状況に至った職員に対し、介護両立支援制度等の請求等に係る意向確認等について定めているものでございます。

第15条の4につきましては、介護両立支援制度等の請求等をしやすい勤務環境の整備に関する措置について定めるものでございます。

附則としまして、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、上程されました議案第123号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 第123号について質疑をさせていただきます。

第15条の3についてお尋ねをしたいと思います。

そもそも法律の改正に伴う条例の改正ということですから、法律そのものを私も勉強しなくちゃいけないなと思っているんで、その辺はちょっと失礼してしまっているんで、それを前提にしてお尋ねをいたしたいというふうに思います。

第15条の3の第1項では、介護両立支援制度というものが出てきて、これについての説明かというふうに思います。そこで、その下の第2項です。2項で「任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなけれ

ばならない」と書いてあるんですが、この意味がちょっと私には分からなくて、これはどういうことを言っているのか。そして、この意義というのは何なのかということです。これはもともと法律の解釈ということなんでしょうけれども、条例でもこのように盛り込まれるわけですから、その辺どのようにお考えかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 9番議員の質疑に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の質疑にご答弁を申し上げます。

このたび介護をする職員に対してのいろいろな措置が出てきたというものの法律改正、それに伴う条例改正ということでございます。ここの第15条の3第2項につきまして、当該職員が40歳に達した日の属する年度について、こういう意向調査であるとか、そういうものがあるというものを知らせなければならないということでございます。職員が40歳という年齢に達するという事は、いわゆる親及び祖父母でございますか、そういう方々について介護の必要性が見えてくるような年齢なのかなということでございまして。そういう職員につきましては、いわゆる時間外の残業ですとか、そういうものの時間を制限するというような中身が今回の改正ということでございますので、40歳を迎えた職員がそういう介護を必要とするような状況なのかというようなことの意向調査をしまして、そして、そういう制度についての説明を行うというような中身が、この40歳に達した職員に対しての対応なのかなというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

9番、吉田議員の再質疑を認めます。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 今、総務課長から答弁いただいた内容で第2項の意味というのはよく分かったわけでありまして。そもそも私がその法律を勉強していないということで、これは不勉強で申し訳ないと思っております。

その上でまたお聞きするわけですが、この第15条の3の1項では、結局この職員というのは、これは年齢関係なく、どの職員でもということで適用できる制度だというふうに思っていますし、第2項では、特に40歳になった人には、要するに任命権者、町長のほうからお伝えするというふうな内容かというふうに認識しております。そう考えると、そもそもこの第15条の3の第1項、これから条例制定されれば新たな制度ということで、職員に対しての周知をしていかなくちゃならないと。要するに、職員に対する周知というのは、全職員に対してですよね、第1項は全職員が適用になるわけですから。しかし、第2項については40歳と

ということになるわけで、その辺についてはどのようにお考えなのかということです。要するに、この制度を知らないで、この制度が使えないで終わっちゃう、例えば20代の職員、30代の職員。これは第1項から考えると、年齢関係なく使えるわけですから、しかし、第2項では40歳の人には教えてくれるけれどもという話なんですよね。ですから、その辺、職員に対する周知というものも必要になってくるわけで、その辺どのようにお考えか、併せてお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の再質疑にご答弁を申し上げます。

職員の勤務時間や休暇等に関しましては、その都度いろいろな法律の改正等に伴いまして、改正するところがよく出てくるものでございます。これにつきましては、小さい子供がいる職員に対しましてのいろいろな軽減の措置も、軽減というか、そういうものが措置もありますし、また、年齢を重ねた職員に対しては、介護等でのそういう制度があるということにつきまして、これにつきましては、もう職員の本当に仕事や生活に関係するものでございますので、小さい子供がいる職員、また、介護する必要がある職員にかかわらず、全職員に対して周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第123号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

ここで議事の都合により、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時50分

開議 午後1時00分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第124号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第9、議案第124号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 吉田竹雄 登壇〕

○総務課長（吉田竹雄） ただいま上程されました議案第124号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をいたします。

9ページをお開きください。

このたびの改正につきましては、福島県人事委員会の給与勧告に準じて給与制度の所要の改正を行うもの、また特殊勤務手当に災害応急作業等手当を新設する等、所定の規定の整備を行うものでございます。

10ページをお願いいたします。

職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

まず、第8条第2項につきましては、管理監督者の地位にある職員、管理職の職にある職員の手当についてでございますが、近隣町村動向等を調査した結果、上限率を改正するものでございます。上限率は、その職の級の給料表、給料最高額の100分の15を上限とするというふうに改めさせてもらうものでございます。

第9条第2項につきましては、配偶者に係る扶養手当を廃止するというものでございます。ここに係る扶養手当につきましては、月額1万円から月額1万3,000円に増額するというふうに改めるものでございます。

第9条第4項につきましては、扶養手当の支給手続を規則に委任するものでございます。

第10条につきましては、扶養手当の支給手続を規則に委任することから、支給手続を定める第10条を削除する中身でございます。

第10条の2第1項第2号につきましては、第9条第2項の改正により、削除された配偶者の定義を加える中身でございます。

第11条第2項第1号につきましては、交通機関等利用者の通勤手当について、全額支給限度額を「6万4,000円」から「15万円」に改めるとともに、全額支給限度額を超える額の2分の1の額を加算して支給する取扱いを廃止するものでございます。

第11条の2第3項につきましては、新たに給料表の適用を受ける職員となった者に単身赴任手当を支給することとする。

11ページをお開きください。

第17条の2第1項につきましては、平日の深夜に係る管理職の職員の特別勤務手当の支給対象時間帯を「午前零時から午前5時までの間」から「午後10時から翌日の午前5時までの間」に改めるものでございます。

第23条第1項につきましては、特殊勤務手当の定義を加える改正でございます。

第2項で、別表第3に、支給対象を災害対策本部が設置された地方公共団体において行う関連調整業務及び規則で定める業務とするという中身でございます。支給額は日額1,080円でございます。

第3項につきましては、支給に関しての規則の委任でございます。

第24条につきましては、扶養手当の支給手続である第10条を削除したことによる改正でございます。第25条の2につきましては、定年前再任用短時間勤務職員に対し住居手当及び寒冷地手当を支給する中身でございます。

別表第1を次のように改める。

行政職給料表の3級から6級の号給構成を改めるとともに、給料月額を改定する。

なお、改正附則に号給の切替表を定めることで、号給は変更するが、給与月額の変更は生じないことから、給与の増減は発生はいたしません。

第1表につきましては、12ページ、13ページ、14ページに記載させていただきました。

なお、先ほど第23条で、追加で規定すると申し上げました災害応急作業等手当の規定につきまして、別表の第3表は、15ページに掲げているものでございます。

続きまして、16ページお願いいたします。

附則でございます。

附則第1項につきましては、この条例は令和7年4月1日から施行しますが、第23条の特殊勤務手当に定める災害応急作業等手当は、令和6年1月1日に発生した能登半島地震から適用することとさせていただきまして、富山県氷見市において令和6年1月26日から30日までの5日間に住宅被害調査業務を行った職員2名に対して、遡及して支給することを定めさせていただいたものでございます。

第2項につきましては、特殊勤務手当は令和7年4月21日の給料日に支給することから、改正前の給与は内払いとし、遡及分の支払額を定める規定でございます。災害応急手当の支

給に関するものは、内払いとする中身でございます。

第3項につきましては、別表第1で改正した給料表でございますが、新旧の号給の切替表を定める中身でございます。切替表を定めることで、号給が変更しても現在と同額の給料の号給に切り替わるため、職員の給料月額の変更は生じないという規定でございます。

なお、切替表につきましては、18、19、20ページに記載させていただいております。

第4項につきましては、切替日前に級を移動した場合において他の職員と均衡上、必要な場合は、町長が必要な調整を行うことができる。

第5項につきましては、扶養手当は、令和7年度中は経過措置を設け、22歳までの子は改正後の1万3,000円ではなく1万1,500円とする。今回、支給対象から削除された配偶者につきましては、令和7年度は3,000円を支給するという経過措置でございます。

第6項につきましては、新たに給料表の適用を受ける職員の経過措置、第7項につきましては、今回の給与条例の改正に関連して、地方公務員法の一部を改正する法律が改正され、附則第9条第2項が削られて以降の項が繰り上がることから、引用箇所の改正をしたものでございます。

第8項につきましては、今回の給与条例の改正に関連して、扶養手当支給手続である第10条が削除されたことと、暫定再任用職員にも寒冷地手当が支給可能とする改正でございます。

第9項につきましては、今回の給与条例の改正に関連して、地方公務員法の一部を改正する法律が改正され、暫定再任用職員の定義が同条第6項に新たに設けられたことから、引用箇所を改正するものでございます。

第10項につきましては、今回の給与条例の改正に関連して、会計年度任用職員は職員の通勤手当を引用しており、改正後、給与条例第11条に新たに第3項を加えたことから、引用箇所を改正いたします。

第11項につきましては、全各項に定めるもののほか、この条例の施行に際し、必要な経過措置は町長が規則で定めると定めたものでございます。

以上、上程されました議案第124号について、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第124号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第125号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第10、議案第125号 鏡石町語学指導等を行う外国青年の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） ただいま上程されました議案第125号 鏡石町語学指導等を行う外国青年の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書21ページをお願いいたします。

このたびの改正につきましては、国の令和7年度JETプログラムの運用改善についての通知に基づき、語学指導等を行う外国青年の報酬額を改正するものであります。

改正条文につきましては、第2条第1号中「28万円」を「33万5,000円」に改め、同条第2号中「30万円」を「34万5,000円」に改め、同条第3号中「32万5,000円」を「35万5,000円」に改め、同条第4号中及び第5号中「33万円」を「36万円」に改めるものであります。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第125号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第125号 鏡石町語学指導等を行う外国青年の報酬に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第126号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第11、議案第126号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） ただいま上程されました議案第126号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の22ページをお願いいたします。

このたびの条例改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、本条例で法律を引用する法人番号の定義についての条項ずれを改正するものであり、内容についての変更はございません。

改正内容につきましては、第36条の2第10項につきましては、町民税の申告について、「第2条第15項」を「第2条第16項」に改めるものであります。

第63条の2第1項第1号につきましては、区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税の補正の方法の申出について、「同条第15項」を「同条第16項」に改めるものであります。

第89条第2項第2号につきましては、軽自動車税種別割の減免について、第139条の3第

2号第1号の特別土地保有税について、「第2条第15項」を「第2条第16項」に改めるものであります。

第149条第1項につきましては、入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告について、「同条第15項」を「同条第16項」に改めるものであります。

附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、上程されました議案第126号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第126号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第127号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第12、議案第127号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました議案第127号 鏡石町家庭的保育事

業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の23ページをお願いします。

このたびの改正につきましては、国の栄養士法が改正されまして、これまでは管理栄養士国家試験は栄養士の免許を得た者でなければ受けることができなかつたところを、改正後は栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能となったことに伴う改正であります。

改正条文ですが、第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加えるものであります。

附則としまして、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、上程されました議案第127号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第127号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第128号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第13、議案第128号 鏡石町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 圓谷康誠 登壇〕

○上下水道課長（圓谷康誠） ただいま上程されました議案第128号 鏡石町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

24ページをお願いいたします。

このたびの改正におきましては、先ほど上程可決されました職員の給与に関する条例の改正部分に合わせまして、企業職員についても該当箇所を改正する内容であります。

第2条第3項及び附則第2項中「、住居手当及び寒冷地手当」を削り、定年前再任用短時間勤務職員に住居手当と寒冷地手当を支給できるものとするものであります。

附則として、令和7年4月1日から施行するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第128号 鏡石町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第129号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第14、議案第129号 鏡石町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 圓谷康誠 登壇〕

○上下水道課長（圓谷康誠） ただいま上程されました議案第129号 鏡石町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書25ページをお願いいたします。

このたびの改正につきましては、水道法施行令及び水道法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

26ページをお願いいたします。

第1条におきましては、上位法である水道法の参照先を整理するものであります。

第3条では、布設工事監督者の資格について、第1号から第9号の各号におきまして、学校教育法による大学、短期大学などの区分ごとに必要な学科及び技術上の実務経験の必要年数を「2年」を「1年6か月」に、「3年」を「2年」などに短縮し、第10号及び第11号で技術士法及び土木施工管理技術の1級検定の合格者などを要件として認めるなど、資格要件を緩和する改正内容となっております。

下段の第4条の各号の改定におきましては、水道技術管理者の資格要件について、必要な実務経験につきまして、大学、短期大学等のそれぞれの学歴区分について、「4年」を「2年」に、「6年」を「3年」になど、それぞれ2分の1に緩和する改定となります。

附則としまして、第1項では、施行期日を令和7年4月1日とし、第2項において、施行日前の技士法試験における合格者の経過措置を規定するものであります。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第129号 鏡石町水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第130号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第15、議案第130号 サカサ池浚渫工事変更請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） ただいま上程されました議案第130号 サカサ池浚渫工事変更請負契約の締結につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案書28ページをお願いいたします。

このたびの変更請負契約締結につきましては、昨年6月6日付で議決いただき、本年3月21日の工期で緊急浚渫推進事業として、笠石原町地内のサカサ池の堆積土の搬出を行う工事を進めているところでございます。

今般、工事の施工に当たり工事内容の変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、サカサ池浚渫工事。

2、契約の金額、変更前8,409万600円、変更後9,395万6,500円、986万5,900円の増額となります。

3、契約の相手方、福島県須賀川市岩渕字明神前141番地の1、株式会社渡辺建設、代表取締役、渡辺正広でございます。

変更の理由につきましては、まず1点目が、仮設道路に設置する敷鉄板のサイズの変更に

伴う増額と、2点目が、平均浚渫厚の変更による掘削土量の増加に伴う増額、その他現地作業精査に伴う増額となります。

以上、議案第130号について、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 議案第130号についてお尋ねをいたします。

いつも工事の変更請負契約ということで、そのたびごとに、先般の全協の中でも議論もありましたし、このように今日は本会議で質疑をして、また議論しようかなというふうに思っています。

なるべくでしたらば、契約した内容でそのまま、やっぱりやってほしいというふうな考えがありますが、しかし、必要な工事の変更というのはこれは致し方ないので、その辺が果たして我々議会議員に理解できるものなのかどうかということがこの本会議でやっているわけでありましてけれども、お尋ねをしたいと思います。

今回は、約980万程度の増額ということでしょうけれども、その理由として3つですね、敷鉄板の増、あと搬出土量の増、その他ということで説明ありました。その説明の内容については、全協でも説明いただいたんで、よく分かっております。

私が思うのは、必要なんだから、こういうふうなことになるんでしょうけれども、果たしてこういうことが、やはり元々あらかじめ分らなかったのかどうかということなんです。結局、こういったことも含めて最初の契約を結んでいけば、ある意味ですね、その額で入札してもらって落としてもらって、逆に、経費がむしろ削減できるんじゃないかなという部分も私は逆の発想で考えていたりするので、その辺どうなのかなというような。

質問を戻しますけれども、今、おっしゃったその3つの理由というのはあらかじめ予想できなかったのかどうかということ、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

今般、3点ほど変更ということでご答弁させていただきました。

まず、敷鉄板のほうですが、こちらの当初予定よりも、作業中に安全性を確保するために

大きなものに変えました。当然ながら、当初のままだとちょっと安全性が確保できないということで業者のほうからも申出があったと思われまして、町としても安全を確保するのが一番重要だということで、今回増額するというにいたしましたところでございます。

また、浚渫土量ですが、一応掘削をしている中で、どうしてもほかから土砂が流入してくる状況も鑑みまして、やっぱり一律、当初26センチという土厚でしたが、40センチのところ掘削の厚さを大きくして、なるべく多くの土を取りながら貯水値を上げるというのを目的にしているため、そちらについては業者と協議しながら適正なものという形で、今回増額したところでございます。

3点目は、現場精査の中で若干微々たる金額ですが、増額ということで、本来増減は当然ついてきますので、減のほうも含めて増減という形になっております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 11番の円谷ですが、私は一般質問の中でも、この問題若干提起をしているわけですが、ここで話が出たついでに、もうちょっと詳しくお知らせをいただきたいと思っております。

と申しますのは、一体土量はこの掘り下げによって何トン増えたのか、そしてまた1トン当たり幾らなのかという点についてお尋ねをいたします。それから、鉄板の増となっているんですけども、鉄板は何か私、見たところ池一面に敷き詰めてあったような気がするんですけども、何枚ぐらい鉄板の量が増えたのかお願いいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） 11番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず、敷鉄板のほうですが、全面といっても一部、全面というか全部敷き詰めるわけではありません、ある程度敷いたものを撤去しつつ行っている状況でございます。当初、3掛ける1.5メートルものを利用していますが、そちらのものを6メートル掛1.5メートルのものという形で改正しまして、量的には約倍近くの量をすくったということでございます。

それでは、枚数については、ちょっとここでは具体的な枚数はちょっと申し上げられませんが、一応そういう形となっております。

また、堆積土、掘った土ですが、こちらは当初の設計ですと、5,038立米のものを5,521立米という形で約500立米弱程度の土量を多く掘削したところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第130号 サカサ池浚渫工事変更請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（角田真美） 挙手多数でございます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第131号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第16、議案第131号 高速道路跨道町道橋修繕工事（館越橋）変更請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） それでは、ただいま上程されました議案第131号 高速道路跨道町道橋修繕工事（館越橋）変更請負契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書29ページをお願いします。

このたびの変更請負契約につきましては、昨年6月6日付で議決いただき、本年3月25日の工期で道路メンテナンス事業補助として五斗蒔地内の館越橋の修繕工事を進めているところでございます。

今般、工事の施工に当たり工事内容の変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によ

り、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、高速道路跨道町道橋修繕工事（館越橋）。

2、契約の金額、変更前1億29万8,000円、変更後1億1,046万6,400円、1,016万8,400円の増額となります。

3、契約の相手方ですが、福島県郡山市開成5丁目12番9号、壁巢建設株式会社、代表取締役、壁巢達弥。

4、変更の理由でございますが、まず1点が、高速道路の車線規制回数増加に伴う増額と、2点目が、高所作業車の運転日数の増加に伴う増額、その他現地作業精査に伴う減額となります。

以上、議案第131号について、提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第131号 高速道路跨道町道橋修繕工事（館越橋）変更請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第132号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第17、議案第132号 令和6年度鏡石町一般会計補正予算（第8号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） ただいま上程されました議案第132号 令和6年度鏡石町一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書30ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、町税等の増収や国の補正予算対応及び事業完了によります予算整理並びに繰越明許費、地方債に係る補正予算でございまして、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,940万3,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億4,939万円とするものでございます。第2条につきましては、繰越明許費の補正、第3条につきましては、地方債の補正でございます。33ページをお開きください。

第2表、繰越明許費といたしまして、3款民生費、1項社会福祉費、事業名、物価高騰対策支援給付金（住民税非課税世帯事業）、金額3,538万円ほか6件、合計いたしまして2億9,341万1,000円を翌年度に予算を繰り越して執行するものでございます。

次のページ、34ページをお開きください。

第3表、地方債補正でございます。

1、変更といたしまして、起債の目的、県営高久田地区経営体育成基盤整備事業費の限度額1,770万円を2,280万円に、町道整備事業費の限度額2億3,330万円を2億6,250万円に増額変更するものでございます。

補正の詳細につきましては、38ページからの事項別明細書に基づきましてご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫秀明） 以上、提案理由を申し上げます。ご審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 提出議案のまず47ページなんですけれども、下の段で、社会福祉センターのLPガス災害バルク設置工事ですね、これ1,150万6,000円というものが工事請負費で使わなくてよかったと。当初予算書によりますと、この工事請負費というのは4,140万で設

定されています。工事費というのは、多分、前もってちょっと多めには立てるといふのがあ
ると思います。ただ、その財源の内訳で、この財源というものが、地方債とLPガスバルク導
入補助金が両方とも2,070万だったんですよね。それ、合わせて4,140万だったわけですよ、
その予算書の財源というものは。それで、ここに来て、今、補正予算で緊急災害減災事業債と
して800万マイナス、そしてLPガス災害バルク導入補助金というのが800万円近く減にな
っています。

ただ、一般財源というものが、ここの431万8,000円とって歳出一般財源が増えているわ
けですよ。それで、ちょっと私、LPガス災害バルク導入補助金のこと調べたら、これとい
うのは、経産省の資源エネルギー庁管轄で、一般財団法人のLPガス振興センターが取り次
いでいるわけです。それで、事業費の最大3分の2、上限5,000万円まで何か補助金が出る
ようなこと、ホームページとかで出ていたんですよ。

だから、予算時点で2,070万というのを補助金として挙げていましたけれども、最大その
3分の2まで使えるんだったら、補助金としてもらえるものだったら、最大もらえるものは
もらえばよかったんじゃないかなって何か思ったりしたんですけれども、その辺の導入補助
金というのは、どうやってこの数値というのを挙げたのか。先ほどの町長の説明では、1月
24日にこのバルク工事は終わったと。ホームページで見ると、この申請というのが令和6年
12月25日から令和7年1月15日までだったんですね。

だから、その補助金の申請というのは、もう工事前には終わっていたとは思いますが、
でも、その辺、補助金をもらうその金額設定の基準と、あと補助金をもらうそのやり方とい
うのをちょっと教えていただきたい。そして、もしその補助金というのを最大限にもらえる
ものだったら、もらえばよかったんじゃないかなというものに対して、ここで700万近くも
マイナスにしているのはどういうことかと思うわけです。そしてまた、一般財源に歳出を増
やしたのはどういうわけなのかということをお教えいただきたいと思います。

2つあるんですけども、まとめて質問していいですか。

○議長（角田真美） はい。

○8番（込山靖子） あと、55ページの下段で、学校給食業務委託事業というのがマイナス
400万になっていますね。ただ、今、物価高騰下で給食の食材関係も値上がりしていると思
うんですよ。だから、多分、そういった意味では結構、給食にかかる費用というのは値上が
りとかの問題でかかっていくのがあれだけでも、ここに来て、400万近くも使わなくて済
むというか、マイナスにしているのは、どうしてなのかということです。

あと、ちょっと前に戻りまして、53ページに鳥見山陸上競技場管理事務所等改修工事請負、
その公園施設長寿命化対策事業支援としてマイナス1,850万7,000円出ていますよね。この
12月に私、鳥見山の管理事務所改修工事に幾らぐらいかかりますかと言ったら、1億6,460

万かかるという見込額、ご答弁いただきました。その中には、写真判定室解体工事はまだ終わっていないから、まだ分かんないから、もしかしたら増える可能性もあるということですが、結局は、1,800万は少なくて済んだのか、ここでその工事請負額が減っています。その中で、国庫補助金の社会資本整備総合交付金マイナス400万、公共事業等の公園費としてマイナス590万で、牧場の朝スポーツ文化振興基金の繰入額、約800万減っています。

だけれども、その配分ですね、マイナスのこの配分というのは、どういうものが基準でこの金額を設定したのか。あと、その社会資本整備総合交付金というのは、公園とか道路とかいろいろ区分けありますけれども、これというのは流用というか、この交付金を受けるときに公園は公園、道路は道路と分けて交付されているわけですか、それとも、その中で流用できるのかどうかというのを教えていただきたいと思います。

○議長（角田真美） それでは、ここで喚起のため14時15分まで休議いたします。

休議 午後 2時06分

開議 午後 2時13分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 8番議員の質疑に対しましてご答弁申し上げます。

まず、私のほうからはL Pガス災害バルク設置工事関係でございます。

今回、工事費で1,134万1,000円の減額ということですが、まずこの補助事業の中身でございますが、昨年5月から6月にかけてこの事務手続をしております。補助申請も、この時期にして決定を得たところでございます。

なお、今回の補助率に関しましては、2分の1という補助率が該当になっております。当初の予算額4,140万円で予算を計上しておりましたが、入札の結果、2,967万8,000円で落札になり、工事を請け負っていただき、1月24日で竣工をしております。

今回、議員がおっしゃるように、一般財団法人L Pガス振興センターの補助事業を活用しながらこの事業を実施したわけで、この補助事業に関しましては全額丸々2分の1が補助対象となるわけではございませんので、その補助事業に要する経費に対して補助対象経費と補助対象外経費と2つに分かれます。その補助対象経費に関して、今回、2分の1の補助金を交付していただいているという実績になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） 8番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

議案書55ページの小学校費の学校管理費の説明欄の学校給食業務委託の減額の理由でございます。

こちらに関しましては、学校給食のほうの調理業務委託というふうな内容となりますが、今年度、この調理業務につきましては3年間の長期継続契約というふうな形で委託のほうをしておりますが、その委託のほうは4月までというふうなところになっておりまして、また5月からの3年間の業務委託というふうな形で入札のほうをさせていただきました。その入札の結果によりまして、今回この減額といった内容となったものでございますので、減額の理由につきましては、入札の結果によることというふうにご理解をいただければと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） 8番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

議案書の53ページの鳥見山陸上競技場関係でございます。

こちら、公園施設長寿命化対策事業として実施しているものでございまして、こちらは議員がおっしゃるように、社会資本整備総合交付金事業の補助を頂いて行っている状況でございます。今般、工事自体が当初予定よりも約1,700万程度事業が少なく済んだということでございまして、今回、その分に対しての補正の減という形になっています。

なお、財源につきましては、まず国のほうから社会資本整備交付金ということで、補助対象事業費、特に内示額の2分の1の金額のみという形になりますので、そちら5,491万5,000円が国から交付される予定となっております。そのほか、それに対する起債です、公共事業等債でございますが、こちらについては補助事業の対象事業費から補助金を引いた残りの90%の充当率で起債を借受けしますんで、こちらが4,720万の起債額等を予定しております。そのほかが基本的に一般財源という形になりますが、今回は牧場の朝スポーツ文化振興基金を活用して行うということで、こちら4,760万を充当させていただいたということでございます。

以上が財源の内訳になっております。

なお、もう一つのご質問の中で、社会資本総合整備交付金、道路も同じようではあります。こちらはそれぞれ箇所づけされておまして、それぞれ流用することはできないという状況になっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 今回の一般会計補正予算（第8号）についてお尋ねをいたします。

幾つかありますので、まとめてお伺いいたします。

40ページ、41ページ、歳入の部分でございまして、ふるさと納税ということで700万円が計上されております。この内容について、件数、そして額として大きな人はどのぐらいの額があったのかといった点をお答えいただければというふうに思っております。

2つ目が、50ページ、51ページでございまして、農業振興費関係でございまして。

以前に説明いただいているのかもしれませんが、私質問しているかもしれませんが、重ねてお伺いいたしますが、まず農業人生応援プロジェクト事業で経営開始型資金ということで335万円の減、そして下のほうの水田収益力強化事業ということで転作助成補助金ということで398万3,000円計上されておりますが、こちらについて内容を説明いただきたいというふうに思います。

そして、52ページ、53ページでございまして、こちらは、これも私の失念だったら申し訳ありませんが、社総金の交付金事業ということで鳥見山公園線道路築造工事3,636万8,000円ということですが、この工事の内容についてお尋ねしたいと思います。

単純に、どこからどこまで全て道路完成するのかどうか、あと工期ですね、いつまでには出来上がるのかを見込んでいるのかということでございます。

そして、54ページ、55ページでございまして、こちらは教育費の教育総務費、事務局費の中の教職員人間ドック事業負担金ということで、教職員の健康管理に資する事業だというふうに思っておりますが、27万3,000円の減。私、不勉強で申し訳ありません。もともと予算としては幾ら取っていたのか、そしてまた実績に基づく減だとは思いますが、この減の内容をお尋ねしたいということでございます。

以上の点について、まずお尋ねをいたしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

41ページの指定寄附、ふるさと納税の700万円の根拠ですが、こちらのほうはこれから入る、要するに、5,000万だった予算について700万ほど増額させていただくということなんです。ただ、ある程度の金額を見込んでおります。ちなみに、1月末までには5,461万

6,000円ほど入っていますので、700万以上になった場合には、ちょっと専決あたりでまたいじる必要が出てくるのかなと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 産業課長。

〔産業課長 吉田光則 登壇〕

○産業課長（吉田光則） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

まず、1点目、51ページの中段、農業人生応援プロジェクト事業の内容としまして、こちらは新規就農者への経営開始に当たっての支援というふうな形、こちらは2名分を予定しておりましたが、今年度に関しましては、新規就農のそのタイミング等の関係で今年度ゼロと。来年度に、順調にいけば3名程度が見込めるような状況になっているというふうな状況です。

続きまして、その下、水田収益力強化事業のほうに関しましてですが、こちらは、いわゆる転作助成というふうなところになってございます。

まず、特別栽培米の助成に関しましては、1俵当たりというふうなところの助成を行っておりますが、猛暑の影響、それから水不足によりまして収量が減ってしまったというふうなところ、それから手間に見合うその単価にならないというふうな形で、春の段階ですので、令和の米騒動前の部分ですので、そういったところで特裁米の作付をやめてしまった方というふうなところもいて、作付面積が減っているというふうなこと。

それから、もう一点としまして、その飼料用米、一般品種の推進を行っておりますが、この部分に関しましては、当初見込んでいた面積よりも60町歩ぐらい、一般米のほうで、いわゆるその主食米ですね、作付になってしまったというふうなところで、転作助成の対象外になったというふうなことが原因というふうな内容になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

議案書の53ページの社総金の鳥見山公園線の件でございます。

こちらの今回、国の補正予算の関係で補正をするものでございまして、こちらは令和6年度と令和7年度を合わせて工事を施工する予定をしております。令和7年度の方、後ほど予算審査特別委員会のほうでもご説明したいと思いますので、一応お答えいたします。

場所につきましては、現在、健康福祉センターから北側へ伸びている道路、大体出来上がっていますが、それからまだ先、消防署鏡石分署のところまでの交差点まで約150メートルを予定しているところでございます。近くに池がございますので、そちらの池、後で農業用水で使っていますので、そちら落水後の工事という形になるという形であります。池にも埋

めたいとか、ああいう形は行いませんが、一応それを行った落水後に工事に実際に入るということで、令和7年度中には上の舗装までいきませんので、下の道路の線形ができるぐらいまでかなというふうに考えています。その後、国の補助事業のつけ方になりますが、それがつけば、なるべく早めに開通できるのかなというふうに考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

55ページの教職員人間ドック事業負担金でございます。

こちら、当初の予算といたしましては56万3,000円の予算でございます。人数としましては33人分の予算というふうなところで計上いたしましたが、実績といたしまして17人の実績だったというふうなところで減額となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員の再質疑を認めます。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 一番最後に答弁いただいた教育課さんの教職員人間ドック事業、これについてもう一度お尋ねをしたいと思います。

当初33名の予定で56万3,000円を予算取っていた、当初予算ですね。そこで、実際は17人ということで16人は受けなかったということですかね、16人分は。ああ、私の見解の間違いですかね。ちょっともう一度、その辺説明していただいて。

あと、人間ドック受けなかった人については、普通の健康診断は受けたという形で認識しているのかどうか、その辺お尋ねをしたいなと思います。

あと、ついでにちょっとお尋ねしておきますが、聞くの忘れたんで、48、49ページ、これは税務町民課さんだと思いますが、所管は。

国民健康保険に要する経費ということで、繰出金がここに書いてあります。3つありまして、保険基盤安定負担金が141万1,000円、財政安定化支援事業ということで559万7,000円、重度心身障がい者医療費ということで326万7,000円、ここに書いてあるんですが、恐らく後ほど国民健康保険のあれですね、特会の補正予算のほうあると思うんですが、そこを見ましたときに、559万7,000円という数字とか326万7,000円という数字はこれ出てきます。あと、ついでに言うておくと、上のほうの後期高齢とか、これも後期のほうで出てくるんですが、この保険基盤安定負担金の141万1,000円というのが後でどこにも出てこないの、足したり引いたりしているのかもしれないけれども、ちょっとその辺のご説明をいただきたいなど、どこに後で反映されてくるのかなということでございます。

教育課さんと税務町民課さんのほうにお尋ねをしたいと思います。

○議長（角田真美） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

55ページの教職員の人間ドックにつきましては、まずはその対象年齢というのが決まっております。そちらの対象年齢が35歳以上から大体3歳刻みというふうな形で対象年齢が決まっております。ですので、当初予算の段階ですと、まだ教職員の人事などもございますので、人数的なところが確定してございませんので、概算というふうな形で人数と、あと予算というふうな形で計上してございます。こちらのほうの人間ドック事業の対象年齢以外の方につきましては、通常の健診のほうで健康診断を受けていらっしゃるというふうな内容でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

49ページになります。

国民健康保険費の繰出金の関係かと思えます。保険基盤安定負担金141万1,000円、財政安定化支援事業559万7,000円、重度心身障がい者医療費分ということで、この後、特別会計のほうでもちょっと説明はさせていただきますが、この保険基盤安定負担金につきましては、保険税の軽減分、保険者支援分、未就学児軽減分、産前産後の軽減分ということで、国保特会のほうでは5款1項1目の2節から4節部分に該当するものでございます。

それから、財政安定化支援事業559万7,000円につきましては、交付税本算定に基づく額の確定によるもので、こちらは国保の特別会計のほうで5款1項1目の1節部分の説明欄の5番に該当するものでございます。

それから、重度心身障がい者の医療費分につきましては、重度心身障がい者の医療給付分及び現物給付化による減額分のものでございまして、こちらは国保特会のほうの5款1項1目1節の説明欄6番になります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員の再々質疑を認めます。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま説明をいただきました国民健康保険に要する経費で、3つ、ここに記載、49ページにございますよね。財政安定化支援事業ということで559万7,000円は、

そっくり同じ数字が65ページに後で出てきます。そして、重度心身障がい者医療費も326万7,000円が、同じ数字が65ページに出てくると。そして、戻りまして、保険基盤安定負担金は、課長の説明だと、65ページに、これ後の説明になりますが、節で言うと2、3、4に該当するということですが、私素人なんで教えてほしいんですけども、これ足したり引いたりすると1,408になるんですね、先ほど私、何度かここで紙に書いて計算したら1,408なんです。1,411にはならないんで、あれなんですかね、下1桁、この辺は四捨五入とかそういう関係でなっちゃうのかということで、この辺の数字の取扱いどうなっているか、私ちょっと素人なんで教えてください。よろしくお願いします。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員の再々質疑に対する執行の答弁を求めます。
税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） 9番議員の再質疑にご答弁申し上げます。

先ほど申しあげました保険基盤安定負担金につきましては、4つの軽減分を一般会計から繰り出すものでございます。保険税の軽減分と保険者支援分、未就学児軽減分、産前産後の軽減分ということで3つを繰り出すもので、その辺を合わせるということで、ちょっとその調整分ということでずれる部分がございますので、ご理解をいただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。
10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 45ページの1目の税務総務費の説明の中で、定額減税補足給付金（調整給付）とありますけれども、1,582万円の減額、この理由と内容ですか、それを教えてください。

それから、55ページの1目の河川総務費の12節委託料で1,000万の減額となっていますけれども、これ補正前が2,000万で1,000万ということで約半額になっていますけれども、その理由ですね、それをお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。
税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） 10番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

45ページになります。

2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費の18節の負担金、補助及び交付金の1,582万円の減でございますが、こちらにつきましては給付費のほうの減額でございます。今回の定額

減税につきましては、給付対象者が2,597人で、給付件数になりますが2,496件ということで、全体で96.11%の申請給付を行ったところでございます。こちらにつきましては、未支給につきましては全体で101名ということで、額にして272万円が未支給額となっております。この予算要求した段階では、住民税の賦課、いわゆる所得のほうが確定しておりませんでしたので、予算算出の際には、その細かい部分が反映されておりませんので、予算のほうに不足が生じないように予算を若干余分に、要は確保したということでございますので、このような大きな1,582万円の減額がこのたび生じたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 上下水道課長。

〔上下水道課長 圓谷康誠 登壇〕

○上下水道課長（圓谷康誠） 10番議員のご質疑に答弁いたします。

55ページ、成田地区遊水地整備対策事業でございます。こちら基本計画等策定業務委託として、上水道分を500万円、下水道分を500万円の計上をさせていただいております。ですが、まず下水道につきましては、県に委託することで矢吹町と鏡石町合同で移管していくという結論が出ておりますので、基本計画の策定は委託しておりません。また、上水道につきましても、成田浄水場の今後の在り方について公共補償含め国と協議中でございますので、基本計画を今年実施しなかったということでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第132号 令和6年度鏡石町一般会計補正予算（第8号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第133号及び議案第134号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第18、議案第133号 令和6年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び日程第19、議案第134号 令和6年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） ただいま一括上程されました議案第133号 令和6年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第134号 令和6年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の58ページをお願いいたします。

初めに、議案第133号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、重度心身障がい者医療分給付実績及び現物給付化に伴う交付金の減、並びに保険基盤安定繰入金の額の確定に伴う財源組替えによる補正であり、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

詳細につきましては、64ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（根本大志） 続きまして、68ページをお願いいたします。

議案第134号 令和6年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、普通徴収保険料納付実績及びそれに伴う広域連合納付金の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ470万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,003万円とするものであります。

詳細につきましては、74ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（根本大志） 以上、一括上程されました議案第133号及び議案第134号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申

上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 私からお尋ねしたいのは、議案第133号の国保特会の補正予算であります。

先ほど64ページ、65ページでございまして、課長説明いただいたとおり、重度心身障がい者医療費制度の現物給付化、我が町で始まりまして、それに伴う交付金の減ということで、ここに書いてある209万2,000円なり117万5,000円、合わせて326万7,000円の減になったということだというふうに思います。

端的に言えば、この重度心身障がい者医療費助成制度を現物給付化したために、県からこれだけのお金が来なくなっちゃったと。その分、一般会計から繰り入れて国保を運営せざるを得ない状況になっちゃったというふうに私のほうは理解しておりますが、これ、これ以上の減はない感じですか。ここ、要するに、結局これ制度を我が町でその現物給付化を取り入れたために、いわゆるデメリットの部分としてですね、町民の方々物すごい喜んでいらっしゃるんで、メリットは大きいと思うんですが、デメリットとして見れば、前からご協議いただいていたとおり、この補助金が減るといのは前から聞いていましたので、これ以上、さらに減らされるようなものというのではないかどうかお尋ねしたいなというふうに思います。

あるいは、この制度ですね、その現物給付化が本当にいい制度で、しかし、片方でこのように県の補助金が減っちゃうという事情は仕方ない部分もあるんでしょうけれども、こういったものを何かしらの方法で回避する方法というのではないのかどうか。結局、我が町の財政にも関わってくる部分もありますので、その辺、何かうまいアイデアというか、そういう部分何かないのかなと。いい制度をやったはいいが、結局県の補助金が来なくて町の持出しが増えちゃうということになって、実際直面してみると、これ何とかなんないのかなと私、今思っていたところで、その辺、町当局はどのようにお考えかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

このたびの重度心身障がい者の関係の現物給付によりまして、いわゆる交付金のほう減になったというものが、いわゆる3款1項1目の2節の保険給付費等交付金の特別交付金の部

分でございます。117万5,000円の部分が今回、減額調整になったということでございます。

こちらの減額分、今後どうかということなんですが、現時点で8月にこの現物給付化を開始しまして、今段階ですと3月ですので、診療月でいいますと1月分までの診療実績が来ているもので見ておりますが、始まった当初8月頃は、まだ制度のほうが定着していない部分がございます、給付費はそこまで伸びていなかったんですが、ここ12月、1月になりましたら、結構給付のほうは伸びております。一番始まった当初から1.5倍ぐらいに増えているのかなというふうに思っております。まだ、この制度、現物給付化が始まって、診療月まだ6か月分しか我々見ておりませんので、今後どうなるかというのはちょっと分かりませんが、大分使いやすい制度になっておりますので、給付費があると、まだ伸びてくるのかなというふうに思っております。1年間ぐらい見ないと、その辺が分かってこないのかなというふうに思っております。

また、2点目の対処する方法でございますが、こちらは、国のほうでは、やはり現物給付化に伴いますと医療費が増大するということを防ぐために、この減額調整をしておるところでございます。こちらにつきましては、町として何をやるということはなかなか難しいのかなというふうに思っておりますが、一つで言いますと、子ども医療の関係の現物給付化につきましては、令和6年4月にこの減額調整分が廃止となっておりますので、それに続きまして、この重度心身障がい者のほうもいずれ廃止になれば大変よいことなのかなというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに。

吉田議員、再質疑を認めます。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 今、課長から丁寧なご説明いただいて、私もよく分かりました。そして、私も今後、何をすべきかというのも分かりました。

ただ、1点教えてほしいのは、先ほど子ども医療のほうのその調整関係がなくなったと、制度上ですね。こういったもの全て、国で決めている制度だということでしょうか。となりますと、私たち議会としては、例えば国に対して意見書を出したりとかすることはできます。請願とか陳情から上がってきて意見書出すこともあるんですが、議員としても意見書は出せるので、例えば国に対して、そういうことを求めていくということが私たち議会議員としてもできるのかどうかとか、その辺ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（角田真美） ここで3時5分まで休議いたします。

休議 午後 2時57分

開議 午後 3時04分

○議長（角田真美） それでは、休議前に引き続き会議を開きます。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 今回の再質疑の中でお尋ねしたいことがあって、そしてまた議会議員としてどうのこうのという話で、ちょっとこんがらがった内容になってしまいました。なので、先ほどお尋ねしたことは、あれは、私はしゃべったことを撤回するというのはなかなか好きではありませんので、言葉を出してしまった、質疑というか、先ほどお尋ねした質疑自体はなしにいたします。私としてみれば、意見として、先ほどご教授いただいたことを参考にこれからも議員として活動していきたいと思っておりますので、先ほどの質疑はなかったということにさせていただいて、私の再質疑といたします。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、議案第133号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第133号 令和6年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおりに決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第134号について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第134号 令和6年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第135号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第20、議案第135号 令和6年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました議案第135号 令和6年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の79ページをお願いします。

このたびの補正につきましては、令和6年度のシステム改修業務委託料の増額や、年度末に当たりましてそれぞれの実績に伴う増減分の補正予算であります。

第1条の既定の歳入歳出予算の総額に変更はございません。

第2条の地方債は、地方自治法第230条第1項の規定による地方債であります。

議案書82ページをお願いします。

第2表、地方債、起債の目的、財政安定化基金貸付金、限度額1,500万円、利率は無利子でございます。償還の方法、こちらは次期事業運営期間、こちらは令和9年から令和11年の3か年を指します。こちらにおいて償還を行うものとする。

補正内容につきましては、86ページ、87ページからの事項別明細書により説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 以上、議案第135号につきまして提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第135号 令和6年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第136号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第21、議案第136号 令和6年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 根本 博 登壇〕

○都市建設課長（根本 博） ただいま上程されました議案第136号 令和6年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書97ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、国の補正予算に係る需用費の増額と、実績による減額に伴う補正予算でございます。

第1条では、既定の歳入歳出予算の総額の補正増減はございませんが、補正の款項の区分に係る補正予算でございます。

第2条では、地方自治法第213条第2項の規定による繰越明許費、第3条、地方債の変更は、地方債の補正となります。

議案書100ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費につきましては、鏡町駅東第1土地区画整理事業としまして1,000万円を次年度へ繰り越し、第3表、地方債の補正につきましては、限度額を900万から1,350万円に変更するものでございます。

歳入及び歳出の詳細につきましては、104ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（根本 博） 以上、議案第136号について提案理由をご説明申し上げました。ご審議のいただき議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第136号 令和6年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第137号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第22、議案第137号 令和6年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 大河原正義 登壇〕

○教育課長（大河原正義） ただいま上程されました議案第137号 令和6年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書108ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、令和6年度育英資金の貸付額の確定及び育英資金への寄附金によるものであり、第1条では、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ140万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ421万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、114ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○教育課長（大河原正義） 以上、議案第137号について提案理由をご説明いたしました。ご審議いただき議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第137号 令和6年度鏡石町育英資金貸付費特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第138号～議案第147号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（角田真美） 日程第23、議案第138号 令和7年度鏡石町一般会計予算から、日程第32、議案第147号 令和7年度鏡石町下水道事業会計予算までの10件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案10件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） ただいま上程されました議案第138号 令和7年度鏡石町一般会計予算外、議案第139号から議案第145号までの令和7年度特別会計予算7件及び議案第146号 令和7年度上水道事業会計予算並びに議案第147号 令和7年度下水道事業会計予算の10件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず初めに、令和7年度鏡石町一般会計予算の1ページをお開きください。

議案第138号 令和7年度鏡石町一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億3,000万円と定めるものでございます。

第2条の継続費につきましては、6ページをお開きください。第2表といたしまして、8款土木費、3項都市計画費、事業名、都市計画調査事業、総額を3,500万円としまして、令和7年度1,500万円、令和8年度2,000万円の年割額を定めるものでございます。

第3条の債務負担行為につきましては、6ページ、第3表といたしまして、中小企業制度資金利子補給事業につきまして、令和7年度から令和9年度までの期間で限度額を476万5,000円と定めるものでございます。

第4条の地方債につきましては、7ページでございます。第4表といたしまして、町老人福祉センターの解体事業費ほか9件につきまして、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めまして、1ページでございますが、第5条、一時借入金につきましては、借入限度額を5億円と定めるものでございます。

また、第6条につきましては、歳出予算の流用の範囲について定めるものでございます。

次に、2ページでございます。

第1表、歳入歳出予算によりまして、歳入歳出予算の概要についてご説明申し上げます。

2ページの歳入でございます。

1款町税といたしまして16億9,111万3,000円、2款地方譲与税といたしまして7,176万6,000円、3款利子割交付金といたしまして50万円、4款配当割交付金といたしまして500万円、5款株式等譲渡所得割交付金といたしまして400万円、6款法人事業税交付金といたしまして2,800万円、7款地方消費税交付金といたしまして3億1,500万円、8款環境性能

割交付金といたしまして600万円、9款地方特例交付金といたしまして1,880万円、10款地方交付税といたしまして17億346万7,000円、11款交通安全対策特別交付金といたしまして90万円、12款分担金及び負担金といたしまして8,007万4,000円、13款使用料及び手数料といたしまして6,232万4,000円、14款国庫補助金といたしまして8億4,536万5,000円。

3ページをお願いします。

15款県支出金といたしまして5億5,384万7,000円、16款財産収入といたしまして212万円、17款寄附金といたしまして7,000万1,000円、18款繰入金といたしまして5億2,660万8,000円、19款繰越金といたしまして3,000万円、20款諸収入といたしまして1億5,631万4,000円、21款町債といたしまして3億5,880万円、22款自動車取得税交付金といたしまして1,000円、合わせまして歳入合計65億3,000万円でございます。

次に、歳出の部でございます。

4ページをお願いいたします。

1款議会費といたしまして8,234万9,000円、2款総務費といたしまして8億9,398万5,000円、3款民生費といたしまして21億6,767万1,000円、4款衛生費といたしまして6億1,196万円、5款労働費といたしまして999万1,000円、6款農林水産業費といたしまして4億9,335万4,000円、7款商工費といたしまして1億4,503万2,000円、8款土木費といたしまして6億8,410万4,000円。

5ページをお願いします。

9款消防費といたしまして2億5,931万9,000円、10款教育費といたしまして6億9,557万円、11款災害復旧費といたしまして4,000円、12款公債費といたしまして4億5,560万円、14款予備費といたしまして3,106万1,000円、合わせまして歳出合計が65億3,000万円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、特別会計及び事業会計についてご説明申し上げます。

別冊の特別会計・事業会計予算書の1ページをお開きください。

1ページ、まず初めに、議案第139号 令和7年度鏡石町国民健康保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,800万6,000円と定めるものでございます。

第2条、一時借入金につきましては、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第3条につきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものでございます。

次に、2ページをお願いします。

第1表によりまして、歳入歳出予算の概要についてご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

1 款国民健康保険税から 8 款町債まで、記載のとおりでございます。主なものといたしまして、1 款国民健康保険税が 1 億 7,269 万 5,000 円、3 款県支出金が 9 億 8,492 万 9,000 円、5 款繰入金が 1 億 1,985 万 4,000 円、7 款諸収入が 50 万 9,000 円、合わせまして歳入合計が 12 億 7,800 万 6,000 円でございます。

次に、3 ページになります。

歳出でございます。

歳出につきましては、1 款総務費から 9 款予備費まで、記載のとおりでございます。主なものといたしましては、2 款保険給付費が 9 億 3,986 万 1,000 円、3 款国民健康保険事業費納付金が 2 億 8,986 万 2,000 円、5 款保険事業費が 3,048 万 7,000 円などございまして、これらを合わせまして歳出合計が 12 億 7,800 万 6,000 円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、27 ページをお開きください。

議案第 140 号 令和 7 年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第 1 表におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4,939 万 3,000 円と定めるものでございます。

第 2 条、一時借入金につきましては、一時借入金の借入れの最高額を 4,000 万円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、28 ページ、第 1 表によりましてご説明申し上げます。28 ページ、歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料から 5 款諸収入まで、記載のとおりでございます。その主な内容につきましては、1 款後期高齢者医療保険料が 1 億 1,101 万 1,000 円、3 款繰入金 3,447 万 9,000 円などございまして、合わせまして歳入合計が 1 億 4,939 万 3,000 円でございます。

次に、29 ページをお願いします。

歳出につきましては、1 款総務費から 4 款予備費まで、記載のとおりでございます。その主な内容につきましては、2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 4,644 万 8,000 円などございまして、合わせまして歳出合計が 1 億 4,939 万 3,000 円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、41 ページをお願いします。

議案第 141 号 令和 7 年度鏡石町介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第 1 条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 3,800 万円と定めるものでございます。

第2条、一時借入金といたしましては、一時借入金の借入れの最高額を5,000万円と定めるものでございます。

第3条におきましては、歳出予算の流用の範囲を定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、42ページ、第1表によりまして、その概要についてご説明申し上げます。

42ページ、歳入につきましては、1款保険料から9款繰越金まで、記載のとおりでございます。その主な内容につきましては、1款保険料が2億8,186万7,000円、3款国庫支出金が2億7,041万4,000円、4款支払基金交付金が3億2,309万6,000円、5款県支出金が1億7,796万4,000円、7款繰入金が1億8,082万2,000円などございまして、合わせまして歳入合計が12億3,800万円でございます。

43ページをお願いします。

歳出につきましては、1款総務費から9款予備費まで、記載のとおりでございます。主な内容といたしましては、2款保険給付費が11億7,023万3,000円、5款地域支援事業費が4,865万3,000円などございまして、合わせまして歳出合計が12億3,800万円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、69ページをお願いします。

議案第142号 令和7年度鏡石町土地取得事業特別会計についてご説明申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10万3,000円と定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、70ページ、第1表によりまして、その概要についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、1款財産収入から3款繰越金まで、記載のとおりでございます。その主な内容につきましては、3款繰越金10万1,000円などございまして、合わせまして歳入合計が10万3,000円でございます。

次に、71ページをお願いします。

歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで、記載のとおりでございます。その主な内容につきましては、1款総務費が1万4,000円、4款予備費が8万8,000円などございまして、合わせまして歳出合計が10万3,000円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、81ページをお願いします。

議案第143号 令和7年度鏡石町工業団地事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,379万5,000円と定め

るものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、82ページ、第1表によりましてご説明申し上げます。

歳入につきましては、1款財産収入から5款使用料及び手数料まで、記載のとおりでございます。その主な内容につきましては、5款使用料及び手数料が4,379万円などでございます。合わせて歳入合計が4,379万5,000円でございます。

83ページをお願いします。

歳出につきましては、1款総務費から4款予備費まで、記載のとおりでございます。主な内容につきましては、1款総務費が4,329万8,000円、4款予備費が49万7,000円、合わせて歳出合計が4,379万5,000円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、95ページをお願いします。

議案第144号 令和7年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,600万円と定めるものでございます。

第2条、地方債につきましては、98ページの第2表といたしまして、地方債の起債の目的を区画整理事業費、限度額を2,070万円として、起債の方法、利率、償還の方法を記載のとおり定めるものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、96ページ、第1表によりまして、その概要につきましてご説明申し上げます。

歳入につきましては、1款繰入金から7款使用料及び手数料まで、記載のとおりでございます。その主な内容につきましては、1款繰入金が1億522万4,000円、3款国庫支出金が2,300万円、5款町債が2,070万円、6款財産収入が2,707万4,000円などございまして、合わせて歳入合計が1億7,600万円でございます。

97ページをお願いします。

歳出につきましては、1款事業費から4款予備費まで、記載のとおりでございます。その主な内容につきましては、1款事業費が1億4,551万円、2款公債費が3,034万円などございまして、合わせて歳出合計が1億7,600万円でございます。

以上、計上させていただきました。

次に、107ページをお願いします。

議案第145号 令和7年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条におきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ564万1,000円と定める

ものでございます。

歳入歳出予算の概要につきましては、108ページの第1表によりまして、その概要についてご説明申し上げます。

歳入につきましては、1款繰入金から5款繰越金まで記載のとおりでございまして、その主な内容につきましては、1款繰入金が406万8,000円、3款諸収入が155万3,000円などでございまして、合わせまして歳入合計が564万1,000円でございます。

次に、109ページをお願いします。

歳出につきましては、1款育英資金貸付金から3款諸支出金まで、記載のとおりでございます。主な内容につきましては、1款育英資金貸付金が562万円などでございます。合わせまして歳出合計が564万1,000円でございます、以上、計上させていただきました。

次に、119ページをお願いします。

議案第146号 令和7年度鏡石町上水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条におきましては、総則を定めるものでございます。

第2条、業務の予定量につきましては、給水戸数5,026戸、年間総給水量が130万3,203立方メートル、1日平均給水量が3,518立方メートル、主な建設改良事業費は、石綿セメント管更新事業6,400万円などと定めるものでございます。

第3条、収益的収入及び支出予定額につきましては、歳入の部、第1款第1項営業収入が4億2,120万4,000円、第2項営業外収益が1,083万6,000円、第3項特別利益1,000円、合計といたしまして水道事業収益が4億3,204万1,000円でございます。

次に、歳出の部、第1款第1項営業費用が4億3,561万9,000円、第2項営業外費用が5,051万3,000円、第3項特別損失が10万1,000円、第4項予備費が500万円、合計といたしまして水道事業費用が4億9,123万3,000円でございます。

収入の部と支出の部の差額につきましては、ページが飛びますけれども、129ページに記載がございます、剰余金で補填するものでございます。

ページ戻っていただきまして、119ページでございます。

第4条、資本的収入及び支出につきましては、第1款資本的収入の合計を1億1,400万円と定め、120ページをお願いします。資本的支出の部を2億5,768万5,000円と定めまして、大変申し訳ございません、また戻っていただきまして、119ページに戻っていただいて、第4条の2行目、不足する額1億4,368万5,000円は、過年度分損益勘定保留資金1億184万1,000円、建設改良積立が4,000万円及び地方消費税資本的収支調整額183万7,000円で補填するものでございます。

すみません、120ページをお願いします。

第5条、債務負担行為をすることができる事項につきましては、自家用電気工作物保安管

理業務委託、期間を令和7年から令和12年度まで、限度額を590万9,000円、上水道管路劣化解析及び漏水調査業務委託、期間を令和7年度から令和9年度まで、限度額を950万4,000円とするものでございます。

第6条、企業債につきましては、起債の目的を駅東区画整理関連事業債ほか2事業といたしまして、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

第7条、一時借入金につきましては、一時借入金の限度額を1億1,000万円と定めまして、第8条におきましては、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

121ページをお願いします。

第9条におきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費と定め、第10条におきましては、棚卸資産の購入限度額を49万7,000円と定めるものでございます。

次に、149ページをお願いします。

議案第147号 令和7年度鏡石町下水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

第1条におきましては、総則を定めるものでございまして、第2条、公共下水道事業の業務の予定量につきまして、処理戸数が3,795戸、年間総処理水量が140万5,691立方メートル、1日平均処理水量が3,851立方メートル、主な建設改良につきましては、駅東関連管路築造工事が700万、遊水池関連測量設計業務負担金が4,933万円などと定めるものでございます。

第2項といたしまして、農業集落排水事業の事業の予定数量につきましては、処理戸数238戸、年間総処理水量が6万5,307立方メートル、1日平均処理水量が178立方メートル、主要な建設改良につきましては、汚水ます設置工事が200万円と定めるものでございます。

第3条、収益的収入及び支出予定額につきましては、収入の部、第1款第1項公共下水道営業収益が1億5,047万6,000円、第2項営業外収益が2億143万4,000円、第3項特別収益が2,000円、合計といたしまして公共下水道事業収益が3億5,191万2,000円でございます。

第2款第1項、農業集落排水営業収益が872万9,000円、第2項営業外収益が5,869万2,000円、第3項特別利益が1,000円の合計といたしまして、農業集落排水事業収益が6,742万2,000円でございます。

次に、支出の部でございます。

第1款第1項公共下水道営業費用が3億1,735万3,000円、第2項営業外費用が3,303万7,000円、第3項特別損失が2,000円、第4項予備費が100万円の合計といたしまして、公共下水道事業費用が3億5,139万2,000円でございます。

150ページをお願いします。

第2款第1項農業集落排水事業営業費用が6,419万9,000円、第2項営業外費用が259万2,000円、第3項特別損失が2,000円、第4項予備費が50万円の合計といたしまして、農業

集落排水事業費用が6,729万3,000円でございます。

第4条、資本的収入及び支出につきましては、収入の部の第1款公共下水道事業の資本的収入の合計を2億7,623万5,000円と定めまして、第2款農業集落排水事業の資本的収入の合計を2,642万4,000円と定め、支出の部の第1款公共下水道事業の資本的支出の合計を3億4,951万5,000円と定め、2款農業集落排水事業の資本的支出の合計を3,400万円と定めたものでございまして、第4条の2行目、不足する額8,085万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金8,085万6,000円で補填するものでございます。

第5条、債務負担行為につきましては、債務負担行為をすることができる事項、期間、限度額を定めるものでございまして、水洗便所改造資金利子補給事業ほか1件の期間及び限度額を定めるものでございます。

151ページでございます。

第6条、企業債につきましては、公共下水道事業債ほか4件の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法について定めるものでございます。

第7条、一時借入金につきましては、一時借入金の借入れの限度額を3,450万円と定めるものでございます。

第8条につきましては、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定め、第9条におきましては、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めるものでございます。

152ページをお願いします。

第10条におきましては、棚卸資産の購入限度額を20万4,000円と定めるものでございます。

以上、令和7年度一般会計、特別会計、上水道及び下水道事業会計、合わせまして10会計の予算につきまして、その概要をご説明申し上げました。ご審議いただきまして議決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案10件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております令和7年度鏡石町各会計予算の議案10件については質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定により予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、令和7年度鏡石町各会計予算の議案10件につきましては、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決しました。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第5条第2項の規定により、議長において指名いたします。

令和7年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員に、1番、畑幸一議員、2番、中畠伸子議員、3番、熊倉正磨議員、4番、東悟議員、5番、根本廣嗣議員、6番、町島洋一議員、7番、稲田和朝議員、8番、込山靖子議員、9番、吉田孝司議員、10番、小林政次議員、11番、円谷寛議員の11名を指名いたします。

ここで、予算審査特別委員会の正副委員長選任のため、暫時休議いたします。

休議 午後 3時55分

開議 午後 4時05分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので、報告いたします。

令和7年度鏡石町各会計予算審査特別委員会の委員長に6番、町島洋一議員、同副委員長に3番、熊倉正磨議員が選任されました。

◎請願・陳情について

○議長（角田真美） 日程第33、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第9号から陳情第11号までの3件につきましては、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時06分

第 2 号

令和7年第7回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和7年3月10日(月)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	畑 幸一	2番	中 畠 伸子
3番	熊 倉 正 磨	4番	東 悟
5番	根 本 廣 嗣	6番	町 島 洋 一
7番	稲 田 和 朝	8番	込 山 靖 子
9番	吉 田 孝 司	10番	小 林 政 次
11番	円 谷 寛	12番	角 田 真 美

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 正 男	副 町 長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	吉 田 竹 雄
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税務町民課長	根 本 大 志
福祉こども課長	菊 地 勝 弘	健康環境課長	大 木 寿 実
産 業 課 長	吉 田 光 則	都市建設課長	根 本 博
上下水道課長	圓 谷 康 誠	教 育 課 長	大 河 原 正 義
会計管理者兼 出納室長 農業委員会 会長	佐 藤 喜 伸	選 挙 管 理 委員会委員長	草 野 孝 重
	菊 地 栄 助		

事務局職員出席者

議会事務局長 緑 川 憲 一 主 査 藤 島 礼 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（角田真美） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 小 林 政 次

○議長（角田真美） 初めに、10番、小林政次議員の一般質問の発言を許します。

10番、小林政次議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 皆さん、おはようございます。

一般質問をさせていただきます10番、小林政次でございます。

さて、令和6年度も今月終了いたしますが、議会での新年度予算審査と、令和7年度の事業を議決する大切な時期となりました。

今回質問するにあたり、一般質問の提出時期が2月21日10時までと変更になりました。今までより1週間早い日程であります。それに伴い、全員協議会での当初予算の細かい説明を受けられない状態での原稿作成になりました。その後、予算説明資料等により説明がなされたため、既に内容の説明を受けたものが多々ありますが、それで執行は二重の説明とはなりますが、ご了承願いたいと思います。

早速ですが、質問に移らせていただきます。

1、堀米地区のインフラ整備についてでございます。

この件につきましては、令和6年9月に質問をしたところでございますが、6か月が過ぎましたので、調査検討し、関係機関等とも協議され、熟慮されてきたと思います。

初めに、通称広域農道（北町・堀米線）についてであります。9月にも申し上げましたが、道路が農道規格のため、重量物を積載する運送会社等の車両通行により舗装が傷み、陥没等、凸凹の状態になっている状態でございます。

町では、それを解消するため、二、三年くらい前から再舗装を進めているところでありま

すが、北側の道路から進めており、一昨年度は2号橋の北側手前まで竣工してきたところであります。

現状を見ますと、そこから南側のお墓のところまで数軒の家がありますが、凹凸が激しいため、大型トラックが通るたびに激しい振動に見舞われております。昼間の地震のような振動災害はもちろん、夜にあってはぐっすり眠ることもできない状態だと聞いております。

これを解消すべく、本年当初で予算を確保したところであります。しかし、財源として見込んでいた社会資本整備総合交付金内示額が全額減額となり、工事が施工できない状況となってまいりました。その代わりとしまして、塩田組資材置場を過ぎた東側から北町・堀米線の突き当たりまでを起債事業として施工したところであります。

つきましては、今後、広域農道（北町・堀米線）の道路改修事業についての町の対応についてお伺いいたします。

（1）広域農道（北町・堀米線）の道路改修事業は、令和7年度新年度予算において、どのように考えているのか。予算措置をした場合、具体的な場所、工事区間、工期等はどのように予定しているのか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） おはようございます。

10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の町道の舗装改修事業につきましては、令和7年度に予算計上しております。

施工場所は、堀米地内の堀米集会所北側から矢吹方面へ、約300メートルのカーブ区間の舗装改修工事を年内完了を目指して実施を予定しているところでございます。

ご質問あったように、広域農道につきましては大型交通量が多く、まだまだ未改修の区間がありますので、継続的な舗装改修工事に取り組んでおるところでございます。

なお、先程あったように、国の補助金を活用した事業ですので、国からの内示額により事業規模が変わってしまう可能性もございますので、ご承知おきいただければと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） ただいま広域農道、北町・堀米線の道路改修事業について述べましたが、堀米地区は人口が少なく、家屋もまばらなため、そのためにインフラ整備等も大変遅れている状況でございます。

特に、防犯灯の距離が離れており、夜道の通行に支障を来しております。

つきましては、（2）堀米地区の防犯灯増設について、笠石区と堀米総代から要望が出さ

れていると思いますが、その後、実態調査をしているのか。実施したとすれば、どのような現状で、最小限何基の防犯灯が必要と思うか。必要であれば、いつ頃設置予定かお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） おはようございます。

10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

堀米地区の防犯灯につきましては、笠石区から堀米地区の行政区要望として、新設等で12箇所要望がありましたので、実態調査を行っております。その結果、堀米地区では現在、防犯灯が17基設置されておりますが、防犯灯の数が十分ではなく、また通学路になっている箇所もありました。

今回、要望のあった箇所は、交通事故が発生した箇所や不審者の目撃情報があった箇所等も含まれていたため、要望のあった12箇所について、設置可能か確認したところ、10箇所はは設置可能な場所でありました。

防犯灯は地域住民の安全の確保と犯罪被害の未然防止を図るために必要なものであるため、堀米地区に設置可能な全10箇所について、2月に発注をしており、3月末までには設置する予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林政次議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 2月に発注したということで、ありがとうございます。

次に、堀米研修所は昭和52年度に建設され、約47年が経過しております。へき地農山漁村振興特別対策事業として、研修出荷施設として建設されました。しかし、根底には町財政を考慮し、地域のコミュニティー施設の確保として補助事業を探し、該当するへき地農山漁村振興特別対策事業を利用して建設されたと認識しております。現在、出荷施設が予冷庫に統合され、出荷施設としての利用はなくなりましたが、専ら地域コミュニティー施設としての地区集会所として利用しております。しかし、便所が汲み取り式である上、経年劣化のため、畳、カーテン、ふすま等の傷みがひどく、使用するのに耐えられない状態になっております。

つきましては、（3）老朽化が著しい堀米研修所の実情と改築等について、笠石区等から要望が出ていると思うが、笠石区、堀米地区との協議はしてきたのか。その内容はどのようなものであったのか。また、地域のコミュニティー施設として、強く改築の要望がなされたと思うが、今後改築の考えはあるのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

堀米研修所の改修につきましては、昨年9月に笠石区の要望として提出されました。要望内容は3点あり、1つ目が集会所新築、2つ目が汲み取りトイレの改修、3つ目が畳、カーテン等の新調でありました。

笠石区長との協議において、集会所新設は多額の費用を要するなど、課題が多い旨を回答いたしました。汲み取りトイレについては、堀米研修所が地域コミュニティー施設であることから、洋式化と浄化槽設置の支援を、町で管理するその他の集会所の改修と併せて対応する旨を回答いたしました。畳、カーテンの更新につきましては、各行政区で管理している集会所と同様に、堀米地区の対応となる旨を回答させていただきました。

堀米集会所は、堀米生産組合の管理施設ではありますが、地区のコミュニティー施設であることから、笠石区や堀米地区と相談をしながら対応をしてみたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） それでは、今の答弁からすると、トイレの洋式化、浄化槽化ですか、それを考えているということですが、具体的にはいつ頃の予定ですか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 10番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

汲み取りトイレの改修につきましては、約300万円ほどの事業費がかかるというような予定をしております。ですので、まずは集会所に係るその他のそれら改修費用等の予算の確保について、新年度動いていきたいというふうに考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） それでは、新年度に予算は計上したということによろしいですか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 10番議員の再々質問にご答弁を申し上げます。

担当課としましては、そのように動いたのですが、実際、予算はついていないというよう

なことですので、新年度の当初予算のほうには上がってはいけません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 当初では上がっていないということですが、余裕ができるということは、ちょっと言えないでしょうけれども、補正でも考えているということもありますか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 集会所の維持管理等の予算がちょっと限られてございますので、補正予算等で対応したいというふうには考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、社会資本整備総合交付金事業についてでございますが、鏡石町は、牧場の朝の牧歌的で、すがすがしいイメージを大切に町づくりを推進しているところであり、やすこくやから岩瀬農業高校東側までの牧場線を車で走ってみますと、牧場の朝にふさわしい牧歌的な情景が広がっているところであります。

しかし、道路にひび割れ（クラック）が多数見られ、特に鳥見山公園、岩瀬牧場、岩瀬農業高校付近の道路に顕著に見られます。西洋式牧場発祥の地として小学唱歌として愛され、歌われ続けられている「牧場の朝」の岩瀬牧場があります。各所からの観光客が多数訪れる場所であり、岩瀬農業高校生の送迎等もあり、交通量が朝夕はかなりあります。しかし、現状のままでは、観光客等へ非常に悪い印象を与えております。これを解消する当初予算を確保したところであります。

しかし、財源として見込んでいた社会資本整備総合交付金内示額が2,422万円、内示額40.37%と減額となりましたが、令和7年1月補正で予算が確保され、施工が決定しているところでございます。繰越明許となるため、工事は令和7年にずれ込むこととなりますが、皆川宅周辺から特別老人ホーム牧場の朝周辺まで改修事業が施工されると聞いております。

つきましては、今後の牧場線舗装改修事業についての町の対応についてお伺いいたします。

（1）牧場線舗装改修事業について、令和7年度新年度予算においてどのように考えているのか。予算措置をした場合、具体的な場所、工事区間、工期等はどのように予定しているのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の町道改修事業については、令和7年度の前倒し予算としまして、令和6年度の国の第1号補正内示によりまして、去る1月の議会臨時会によりまして予算措置をした事業であり、今月中に発注を予定しております。

施工場所は、今、議員がおっしゃったところとなりますが、桜町地内の鳥見山公園前交差点の先から東側区間を延伸しまして、今年度発注区間と合わせて約400メートル施工するものでございます。

工期につきましては、5月完了を目指して実施を予定しているところでございます。

今後も路線としては未改修の区間がありますので、継続的に舗装改修工事に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） そうすると、今言ったところはあれですか、繰越明許でやるということですか。

それで、令和7年度の予算には反映しているのかどうか、その続きとしてお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員のご質問にご答弁します。

こちらは事業的には1月で予算措置をしておりますので、繰越明許ということで今回、3月の定例会のほうに議案を提出して承認いただいたところでございます。

ですので、一応それに基づきまして、5月には完了を一旦したいというふうを考えております。

令和7年度については、国の補正予算ということで、一応800万程度の予算は要求をしているということでございます。こちらにつきましては、先ほど来の話となりますが、国の補助の内示状況でありますので、そちらはまた確定し次第、お知らせしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、笠石482号線歩道整備事業につきましては、令和7年、これも

1月補正で事業費3,500万円のうち国費1,925万、内示率100%の予算が確保され、施工が決定しております。これにつきましても繰越明許となるため、工事は令和7年にずれ込むこととなりますが、地下道十字路周辺から中学校周辺までの歩道整備事業が施工されることとなります。

つきましては、今後の笠石482号線歩道整備事業についての町の対応についてお伺いいたします。

(2) 笠石482号線歩道整備事業について、令和7年度新年度予算において、どのように考えているのか。予算措置をした場合、具体的な場所、工事区間、工期等はどのように予定しているのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の笠石482号線歩道整備事業については、令和7年度の前倒し予算としまして、1月の議会臨時会において予算措置した事業でございまして、今月中に発注を予定している事業でございます。

施工場所は、今、議員おっしゃったように旭町地内の旧県道の中央地下道から中学校前交差点までの255mの区間について、歩道の改良工事を実施するものでございます。

令和7年度予算分については、国の前倒し予算の内示割れした部分の費用について国に要望しておりますが、国の内示額により事業規模が変わる可能性もありますが、施工箇所については令和6年度補正予算の区間と同区間を予定しております。

工期につきましては、令和6年度と7年度の予算事業をそれぞれ合わせて10月には完了を目指して実施したいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、鳥見山公園線整備事業につきまして、令和7年3月補正で事業費3,626万8,000円のうち、国費1,813万4,000円、内示率90.67%の予算が確保される予定であります。これにつきましても繰越明許となるため、工事は令和7年にずれ込むこととなりますが、旧老人福祉センターから須賀川消防署鏡石分署までの区間が事業施行予定であると聞いております。

つきましては、今後の鳥見山公園線整備事業につきましての町の対応についてお伺いいたします。

(3) 鳥見山公園線整備事業について、令和6年度予算の工事区間、工期等はどのように

予定しているのか。また、令和7年度新年度予算において、どのように考えているのか。予算措置をした場合、具体的な場所、工事区間、工期等をどのように予定しているのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鳥見山公園線整備事業につきましては、令和7年度の前倒し予算としまして、本議会で予算措置をした事業でございます。

施工場所は、議員おっしゃったように旭町地内の町の老人福祉センター付近から消防署鏡石分署の交差点までの150メートルの区間について道路築造工事を実施する予定となっております。

令和7年度の予算分については、国の前倒し予算の内示割れの費用を国に要望しておりますが、国の内示額により事業規模が変わる可能性があります。施工区間につきましては、令和6年度と合わせた中で、事業を実施したいと考えております。

なお、工期につきましては、ため池敷を利用する工事となりますので、落水後の現場着工となります。令和6年度と7年度予算を事業として、来年3月には一旦、工期として完了する予定でございます。

なお、こちらにつきましては、その後、路面等の整備もございますので、全面開通にはあと二、三年ほど事業がかかるというふうに予想しております。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、3、久来石行方蓮池西線舗装改修事業についてでございますが、これも9月にも申しましたが、サカサ池南から南町の東北旭紙業株式会社までは2車線に改良され、快適な自動車等通行ができると、地区中みんな大変喜んでおります。

しかし、3430号線、3506号線との十字路から西側、旧国道笠石・鏡田線までの間は改良されておらず、地震の際の応急修理のままであります。そのため、継ぎはぎが多く、境目等の段差や凹凸、ひび割れが多くなっており、車両や大型農機具の通行に大変支障を来している現状であります。

つきましては、久来石行方蓮池西線の残された区間の道路改良事業についてお伺いいたします。

（1）久来石行方蓮池西線の残された区間の道路改良事業について、現状把握を行った結果はどのようなであったか。修繕についてどのような考えを持っているのか、お尋ねいたします。

す。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

9月議会でもご質問がありました残された区間でございますが、整備済み区間の南側は、東北旭紙業前交差点から久来石行方の区間、北側堀米線までの区間については、令和7年度の予算によりまして概略設計の費用を計上しております。その中で、将来的には駅東を南北に結ぶ軸となる主要道路として、ルート選定も踏まえた整備手法を検討しているところでございます。

なお、既存町道の維持、補修につきましては、今年度は国道4号のガソリンスタンドから踏切までの区間について、舗装修繕工事を実施したところでございます。

今後につきましては、残された部分も含めまして、道路パトロール等を行いながら、適宜推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 踏切の前後ですか、それもまだ応急修理ということでなされたようなんですけれども、前もしたとき、大体3か月から半年くらいしかもたないですよ。多分、今回もそうだと思うんで、その後の完全な舗装改修ですか、それを考えていただきたいと思えます。

次に、4、四街道踏切等の修繕工事についてでございますが、笠石多目的集会所南側の四街道踏切については、修繕前の牧場線の踏切と同様、凹凸が激しく、車の通行に支障を来しております。前にも申しましたけれども、特にシニアカーにあっては、今にも倒れるくらい揺れて、通るのをためらっているとの声が多く聞かれます。

昨年9月の一般質問の際に、踏切の修繕については、鉄道管理者に修繕予定の確認をしたところ、定期的な点検はしており、現時点で踏切の修繕工事の予定はないとの回答でしたとの答弁がありました。

つきましては、（1）四街道踏切の凹凸を解消するため、踏切の修繕工事をJR東日本に対し数回要望してきたと思えますが、現在までの要望回数、日時、担当者、その内容と経過は、時系列的にどのようなものであったか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和5年12月、さらには令和6年9月の定例会のときに、議員より踏切の凹凸解消のご質問をいただいたところでございます。その都度、町も現場の確認を行い、JR東日本郡山保線技術センターのほうに問合せをしていたところでございます。

JRでは、先程、議員が伺ったように、実証点検を実施しておりまして、支障がある場合は適宜、補修を行っているということであり、大規模な補修工事を実施する計画はないとの回答でございました。

去る2月6日には、議員から直接JRのほうに踏切の補修について問合せをいただいたところでございますと聞いております。町でも、回答がそのようにはございました。

JRは2月17日に状況確認を行い、踏切内のコンクリートブロックのバタつきが見られた箇所は抑える処置を実施したと報告がありました。

踏切内の道路と軌道の凹凸に当たっては、その理由の一つとしては、踏切は鉄道と道路が交差する地点であり、両者の構造や使用条件が異なるために、この踏切以外の場所でも凹凸により、凹凸にしやすい状況となっております。

安全な通行を確保するためには、定期的な点検と適切なメンテナンスが不可欠でございます。また、地域住民や利用者からの情報提供も重要であり、問題を早期に発見し、対処することが求められております。そういう意味でも、町としても道路パトロールの際は、踏切の安全性の向上に向けて注意していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、昨年9月の答弁の中で、この四街道は町道堀米線であり、公共施設等適正管理推進事業として舗装修繕工事を継続して実施していく、それから当該箇所の修繕についても、鉄道管理者と施工時期を踏まえ、引き続き協議してまいりたいとのことでした。

つきましては、（1）でも答弁がありましたけれども、（2）町道堀米線と四街道踏切の修繕を同時期に実施するため、引き続き協議していると思うが、その経過はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町道堀米線の修繕工事につきましては、今年度から公共施設等適正管理推進事業によりまして舗装修繕工事を実施しており、来年度も継続して実施をしてまいりたいと考えております。

来年度の工事区間につきましては、今年度施工箇所から西側に延伸して工事を実施する予定でございます。

踏切前後の抜本的な補修工事につきましては、機械施工により軌道からの近接工事となるため、事前にＪＲとの協議が必要となります。ＪＲからは、現在のところ大規模な補修工事を実施する計画はないということでございますが、町道の破損状況により緊急性やＪＲの補修時期との調整を踏まえながら、事業計画により継続的に修繕工事を実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、5、地蔵踏切等の修繕工事についてでございますが、地蔵踏切の件であります、これも四街道踏切と同様に、車両や大型農機具の通行に大変支障を来している現状でございます。特に、踏切に入るところの陥没がひどく、昨年9月議会終了後、作業員等による応急処置等にもかかわらず、すぐに壊れ、元のように陥没ができています。

作業員等による応急修繕では、付け焼き刃の処置であるため、無駄な労力を使うだけで、抜本的な解決にはなりません。

今回もこの一般質問を通告した後に、また応急的にやっておりますが、そんなにはもたないと思っております。

つきましては、（1）地蔵踏切の凹凸を解消するため、踏切進入道路及び踏切等の修繕を同時期に実施するため、引き続き協議していると思うが、その経過はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

地蔵踏切の凹凸につきましては、先ほどの四街道で答弁したとおり、同様の計画でございます。

ＪＲでは、2月17日に状況確認を行ったことで、町のほうに報告をいただいております。その際、踏切内に目立ったバタつきは確認できなかったものの、レールと道路の境界部にアスファルトのくぼみがあったために、簡易舗装補修を実施したと聞いております。

また、町では、道路パトロールにより踏切前後の道路を確認したところ、一部破損がありましたので、直営作業により適宜舗装の穴埋めを実施したところでございます。

先ほどの答弁同様、踏切前後の抜本的な補修工事につきましては、ＪＲに事前協議が必要となります。町での町道での破損状況による緊急性やＪＲの補修時期との調整を踏まえなが

ら、事業計画により実施することを考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、6、ため池（用水池）機能維持のための対策についてでございますが、ご存じのとおり、今まで高久田、久来石地区の浚渫が終了しました。今年度は、笠石のサカサ池の浚渫が終了予定です。地区の方は大変喜んでおります。

さて、町内のため池の利用者の話を聞きますと、泥等の堆積により水深が浅くなったため、ため池の水位の確保が少なくなっている。また、葦や蒲等の繁茂により、用水確保は年々困難になってきているとのことであります。

さらには、羽鳥ダムの用水不足のため、年々取水計画が遅れ、本年は5月15日が開始日と矢吹原土地改良区からの通告が届いております。昨年が10日ですから、5日遅れておるようですが。

以前に、開渠の水路をパイプラインに工事する際の説明では、漏水や途中でのポンプでの汲み上げがなくなるので、今までよりも水の確保は容易にできるとの説明でした。しかし、現実には逆に水不足が深刻化してきております。水不足を緩和するには、引き続きため池の浚渫をするのが重要であります。

つきましては、（1）水不足を緩和するには、引き続き町内のため池の浚渫をすることが重要と考えますが、ため池の現状を把握しているのか。また計画的に浚渫をする考えはあるのか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

農業用ため池の機能維持については、町では適宜、ため池の堤防法面や堤防の附帯する取水施設や用水吐き等の構造物点検を実施しております。

ため池の利水管理は、基本的には地元のため池利用者により管理が行われると認識しておりますが、昨今の担い手不足や農業者の高齢化により、利水管理が困難な状況もあると思っております。

現在町では、近年の気象変動による排水不良等から人家や公共施設の浸水被害等に影響するため池については、予防防災を観点とした緊急浚渫推進事業によりため池を浚渫し、機能維持に努めています。

水不足につきましては、利水管理している地域の皆さんの実情によるものと考えており、ため池の管理方法やその重要性については地域の理解が必要でありますので、町と一緒に取

り組む課題と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 用水関係ですか、土地改良区、その管理は地区ということがありますがけれども、そもそもパイプラインの水が少ないですよ。だから、それは幾ら地区で管理しろと言われても、水のないところをどのようにするのかと考えても、やはり時期を遅らせるとか、あとはやっぱり先ほど言ったようにため池を深くして、そこに水をためる量を多くするとかしかないと思うんですよ。そういうことを、今後考えてください。

次に、昨年9月の一般質問でも申しましたが、和田池は下流の笠石圃場整備地区の重要な水源として機能しております。しかし昨今、蒲が急速に繁茂し、池全体を覆っており、水源としての機能を著しく損なっております。

再度申し上げますが、機能回復のためには、浚渫することにより蒲を取り除き、水深を深くすることが本来の機能を回復する手段と思われれます。実際、蒲が水の底に沈んでいないと刈れません。水深が深くなれば、蒲も生えてこないというのが現状であります。

町全体の浚渫に言えることですが、今までの工事のように、葦や蒲の根を取り残した工事ではなく、水深をより深くし、全面的に多年草の葦や蒲の根を除去することが肝要であります。そのことにより、水深と表面積を確保することができ、本来の水源機能を取り戻せると考えております。

昨年9月の一般質問の際に、地元の水利用者や環境保全会の管理状況、意向を踏まえながら協議し検討してまいりたいとの答弁がありました。

つきましては、（2）和田池の浚渫工事について。

①地元の水利用者や環境保全会の管理状況、意向を踏まえながら関係者と協議し検討してきたと思われるが、協議結果はどのようなものであったか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員のご質問にご答弁申します。

地元の保全会に確認したところ、過去に保全会より、重機による浚渫工事を実施した経緯があるものということで聞いております。現在は、ため池内の葦が繁茂しており、徐々に水利に影響しているのではないかと懸念していると聞いております。

地元としては、池の浚渫が効果的ではないかとお話はありましたが、浚渫には多額の費用が生じるため、さらに地元と協力しながら、ため池の管理による葦対策について検討してまいりたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 環境保全会では、10年くらい前ですかね、地元の間が重機を借りて、周りですかを浚渫しました。その頃はある程度、池が深かったんで、蒲もそんなにちらほらとしか生えていなかったんですけども、現在はもう池一面を覆っていて、本当に水深も浅くなって、それで実際は夏の土用うしの日あたりですか、暑いときに中に入って蒲の根を切れば、かなり覆ってくるのは抑えられるんですけども、前はそれをやっていました。

現在は、人手不足というか後継者がいなくて、みんな高齢者になっていて、60代とか70代がやっていますんで、池に入ってやるというのもなかなか難しく、去年ですか、やったみたいなんですけれども、腰まで入って、入った限りもう動けないということで、これではもう人力では駄目だということなんです、地元では。

環境保全会も地元でやっていますから、実際は。同じ人がやっています。だから、人力では難しいと思います。まあ1回、あれだね、役場職員も1回、端のほうをやってみたらどうですかね。そうすると、実態が分かりますから。

そういうことで、次に浚渫に代わるいい案があれば教えてほしいとの質疑を前にしましたが、ため池を乾かして除草剤による駆除方法もあるやに聞いていますとのことでしたが、用水池に除草剤を使って薬害がないのかと、私は耳を疑いました。

つきましては、②除草の在り方について、後日、専門機関に聞いて、簡易的で効果がある除草方法をご教示願うとありましたが、どのような方法があるのか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ため池における葦の繁茂抑制方法や対策についてでございますが、定期的な刈取りによる成長抑制の方法や、水位が高いと繁茂しやすくなるため、必要に応じて水位を下げることで葦の生育環境を調整できます。

また、繁茂が深刻な場合には、除草剤などの化学薬品を使用することも考えられますが、先ほど議員がおっしゃったように、環境負荷や利水を考えると、その上での、考えた上での使用という形になっているかと思えます。

抜本的には、浚渫工事により根こそぎ除去することも効果的でございますが、工事費の費用が多額となりますので、まずは落水によりため池底地盤を乾かすことができれば、刈取り作業が効率的にできるものと考えています。

いずれにしましても、ため池管理は地元の地域の協力が必要不可欠でございますので、今

後も地元と協力しながら、葦の除草方法やさらにはその対策について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） （1）でも言ったように、ため池の浚渫、これをもう継続的にやらないと、ますますひどくなると思うんですね。

それで、先ほど申しましたように、地区の農業者も高齢化が進みまして、なかなか体が思うように、若いときのように動かない、その状況で草刈りもやっとやっているような感じですね、道路の脇の。そういうことも考えて、継続的にため池等の浚渫ですか、それをやる方法で考えていただきたいと思います。

次に、7、阿武隈川上流遊水地群（第1遊水地鏡石町）の整備事業についてでございますが、現在、国事業として成田地区遊水地整備事業が進められており、整備に該当する農地や宅地、家屋等の用地交渉が進められているところであります。

しかし、宅地や住宅、作業所等、家屋の移転を迫られている地権者にとっては、買取価格に家屋等の減価償却等による減額及び解体費、それからその後の税金ですか、5,000万まではあれなんですけれども、それを超えちゃうと税金がかかるということで、それらも含まれておりまして、移転先の土地や住宅等の取得にはかなり、農地がないところは程遠い金額であると聞いております。

したがって、新たに出費を余儀なくされることになり、同意に難色を示している地権者が多数いると聞いております。

令和7年1月31日現在の契約済みは全体で47%とのことでありました。宅地等に関しましては、移転予定者約70件のうち20件が移転済みであり、契約済みを含めましても、私の考えでございますが、約3分の1ぐらいの契約状況かと推察されます。

これらの課題を解消すべく、令和6年7月30日に鏡石町、矢吹町、玉川村の3町村長が国土交通省福島河川国道事務所長等に3項目の要望書を提出したと、昨年8月の全員協議会で説明がなされました。9月、12月の定例議会時には、国からの回答がまだなされていないということでありました。はや7か月が過ぎましたので、回答があったと思われま。

つきましては、（1）阿武隈川上流遊水地群整備事業に関わる要望として、令和6年7月30日に鏡石町、矢吹町、玉川村の3町村長が連名で国土交通省福島河川国道事務所長等に要望書を提出しました。その3項目（①損失補償等について、②遊水地の維持管理及び利活用について、③負担の共有に向けた支援等について）に対する国の回答はどのようなものであったか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

昨年7月30日に提出いたしました要望書では、提出した1か月後の昨年8月末をめどに国の対応方針について回答を求めておりました。その中でも、その後、地元首長と河川国道事務所長におきましては、毎月、定例で面会する場を設けていただいております。その場におきましても、本町における課題や要望等も含め、各種の協議等、本要望に対する回答をいただけるようお願いをしてきたところでございます。

その中でも先ほど議員からありましたように、9月と12月の議会において、本要望に対する回答についてのお尋ねもございましたが、ただいまお尋ねのとおり、回答には至っていないというような状況でございます。

そのほかの内容につきましては、(2)の質問にもありますので、その際にご答弁を申し上げたいというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、新聞報道や去る2月25日に開催されました阿武隈川上流遊水地群整備住民説明会での町長の挨拶にありました3町村長の再度、国・県へ支援要望を行った件でございますが、(2)令和7年2月19日に、再度、遊水地整備に係る支援要望を国・県へ行ったが、その内容はどのようなものであったか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご答弁申し上げます。

(1)の質問にもありましたとおり、回答をいただいております状況の中で、3首長として、2月19日に再度、遊水地に係る支援要望を行ったところでございます。

その内容についてのお尋ねでございますが、全体では4項目ありまして、まず1つには遊水地整備に係る支援についてというふうなことでお願いをいたしました。

その中でも手厚い補償及び生活再建の支援、そして(2)としては、移転者への丁寧な支援、(3)といたしましては、立地地域への財政支援というふうなことでございます。

それから、2項目めといたしましては、遊水地の維持管理利活用についてを要望いたしました。その中では、3項目ございまして、適切な維持管理による安全確保、そして利用希望者に寄り添った農地の再整備、そして3点目は国による主体的な取組をお願いしたところでございます。

それから、大きな3項目めは、経済的損出に対する補償でございます。こちらについては、3町村における経済的損出の補償について要望をしております。それから、公共施設補償の迅速かつ柔軟な対応をお願いしたところでございます。

それから、大きな4項目めでございますが、関係機関との連携強化というようなことでございます。こちらにつきましては、いわゆる流域全体の理解と協力をお願いしました。そして、そのほかは関係自治体との連携強化と負担の共有というふうなことでお願いをしたところでございます。

こちらにつきましては、昨年の要望に加えた形で遊水地内の利活用を地元の自治体任せにするのではなく、国が主導することと、必要な財政の措置を検討し、新たな交付金制度の創設等も強く求めていきたいというような内容でございます。

これにつきましては、今月末をめどに回答を出すようにということを強く求めてきたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 私も住民説明会の初日に出席しまして、町長が先に出ましていなかったんですけども、取りあえずこの問題について質疑をしまして、3月には両方の回答を出してくださいとは要望しておきました。

第1遊水地区域である成田地区の皆様の苦労は計り知れないものがあり、心が痛むばかりであります。台風被害者が今後の経営を考えると、宅地、家屋等の補償内容の多寡により、移転等含め今後の生活の在り方が左右されます。

つきましては、よりよい再建が可能な補償額になりますよう陰ながら祈念するとともに、町の今後のより一層のご努力を再度願うものであります。

次に、8、鏡石駅周辺の将来まちづくりビジョンについてでございますが、本ビジョンは鏡石町復興まちづくり事業計画に位置づけられた自由通路の耐震性強化及びエレベーター設置検討について、令和2年度に策定した鏡石駅東口整備計画を踏まえて、鏡石駅周辺地区全体の果たすべき役割や整備課題を整理し、町民及び町内の意見を集約しながら、駅周辺の町づくりビジョン及び東西自由通路の整備方針を目的に、鏡石駅周辺の将来まちづくりビジョンとして構想を作成するとあります。

つきましては、（1）令和2年度に策定した鏡石駅東口整備構想の委託料等は幾らであったか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の令和2年度の駅東口整備計画作成業務委託につきましては、事業費としまして456万5,000円でありました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、（2）令和5年度の委託料等は幾らであったか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の令和5年度におきます鏡石駅周辺のまちづくりビジョン策定業務委託につきましては984万5,000円で行いました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 今、答弁がありましたように、4年に2回の計画事業等の委託料で、約1,400万ぐらい支出しております。

つきましては、（3）鏡石駅周辺の計画構想に多額の委託料が支出されていますが、令和2年度と令和5年度の委託内容の違いはどのようなものか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、令和2年度の委託業務につきましては、当時の「駅に降りてみたくなる事業」としまして、鏡石駅東の整備につきまして指針を定めることを目的として実施したものでございます。この業務におきまして、駅東口周辺の調査を行いまして、駅利用者の利便向上のための施設や災害に強いまちづくりに寄与する施設など、駅東口に設置すべき施設の概要について一定の方向性を示すための業務を実施したところでありまして、その成果としましては、今回の将来まちづくりビジョンのほうにも掲載させているところでございます。

一方、ご質問の令和5年度の委託事業につきましては、主としましては、駅の東西自由通路の設置に向けまして、その役割に着目しまして、今回につきましては周辺ということで、東口だけではなく、西口も含めました周辺の将来のあるべき姿を検証しまして、その成果としまして、東西自由通路が必要だと、東西にそのようなビジョンを持つことによって、東西

自由通路の整備方針を含めましてビジョンという形で、指針という形を示したことを目的として実施したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 今の説明も分かりますけれども、東西の自由通路、これはもう私がいた頃からありましたね、実際は。

それで、町長が替わったんで、今さらというのもあれなんですけれども、本当は2年度のとときにそれらも含めたやつをやれば、かなりこの委託料だって圧縮できるのかなも思いましたので聞いております。

それで、次に本構想の整備スケジュールに2月に計画公表、JRへの説明、協議とありました。

つきましては、（4）JRへの説明、協議はいつなされ、内容はどうであったのか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） JR東日本との協議でございますが、東西自由通路に関するみの協議につきましては、以前より年に一、二回の協議を断続的に続いているところでございます。

現時点で、東西自由通路の整備案等を提示したことはございません。

直近で、この計画につきまして、昨年5月に定例的な協議の中で、このビジョンを含めました策定を実施すると、実施中でありますよというような形でご提示いただきまして、そちらのほうはJRのほうを持ち帰りまして、こちらのほう、その当時はこの案を今つくっている最中だと、確定するまではまだちょっと時間がかかりますよという形で、協議のほうはその時点では、その程度の協議でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 計画とか構想をやる場合に、コンサルですか、頼むと思うんですけれども、私も水道の場合やりますけれども、その際にコンサルも含めて県庁のほうに行きまして、そこでもうある程度詰めたんですよね。後でそういうのがないようにと。

そういうことで、次の（5）なんですけれども、整備スケジュールに、令和9年度に東西自由通路の基本構想作成、駅東口整備計画の見直しとありますが、令和5年度の委託事業の

際、JRへの事前協議等を早めを実施して、見直しを省略することはできなかったのか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

おっしゃるとおり、JRの協議につきましては、東西自由通路の設置箇所について、一定の方針を定めた後に実施すべきものではないかなというふうに認識しておりまして、本ビジョンの策定及び東西自由通路に係る技術的課題の検証などのプロセスを踏まえた上で実施することというふうに考えております。

また、東西自由通路の整備を実施する場合におきましては、駅東整備計画の内容について、JRや国・県との協議による変更が生じるものであるから、今後につきましても、二重、三重じゃないかとお批判はあるかもしれませんが、一定の見直し自体は避けられないものではないかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ここで、換気のため11時10まで休議いたします。

休議 午前11時04分

開議 午前11時10分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、9、新年度予算についてでございますが、令和7年1月21日の全員協議会の中で、令和7年度予算編成における主要プロジェクトの説明がなされました。7項目ありましたが、そのことについてお聞きいたします。

時間の関係上、項目だけにいたします。

初めに、（1）阿武隈川緊急治水プロジェクト「成田遊水地群整備」への対応について。

①成田地区住民の住宅対策とコミュニティーの確保について、具体的な施策はどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

遊水地整備に伴い、成田地区から約70戸が移転となり、遊水地整備による移転に加え、人口減少など地域の衰退が懸念されております。

このため、成田地区のコミュニティー確保として、移転対象となる成田構造改善センターや消防第5分団屯所の移転を着実に進め、地域の核となる施設を成田地区のご意見を伺いながら進めてまいります。

また、移転される方が安心して生活するには、移転先の確保が最優先であることから、希望する移転先に対する支援を継続して行ってまいります。移転先のコミュニティー形成につきましても、移転先の行政区長のご協力を得ながら対応してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、②営農対策（継続的な支援の検討、離農者への生活支援）の具体的な施策はどのようなものか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問いただきました新年度予算での営農対策といたしましては、令和7年度の農作物の耕作、こちら現時点では可能というような状況でございまして、工事が本格化してくる令和8年度以降、耕作できなくなるということ、こちらが予想されます。これを契機に、離農される農業者が増加し、遊水地エリア以外の農地が耕作放棄地となることを強く懸念している状況にあります。

こうした状況を踏まえまして、令和7年度予算では耕作放棄地の未然防止、営農を継続される農家の方々の切れ目のない農業収入確保、こちらを目的としまして、担い手の方、それから農地の出し手の方、こちらのマッチング、これを行っていきたい。これを行うことで、継続した営農、途切れのない農業収入、こういったものを確保できるのではないかと考えております。こういったところに取り組んでまいりたいと考えております。

また、離農される方々への対応としまして、こちら離農という経営判断を尊重しつつ、必要な対応を適宜対応してまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、③遊水地整備に伴う公共施設整備（上下水道、町道、集会施設等）をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

初めに、上下水道施設ですが、成田浄水場については補償及び再整備方法について、国と協議中であります。農業集落排水事業の成田浄化センターは施設を廃止し、流域関連下水道へ接続するための工事を矢吹町とともに県に委託して行う協議に応じるることについて、昨年の9月議会において議決をいただいておりますので、令和7年度に県が設計業務を行うこととなっております。

町道整備は、遊水地群整備事業区域内の町道はなくなってしまうため、残された町道機能が損なわれないように、県道兼用の周囲堤等の道路に接続し、残された地域住民が不便にならないように計画をされています。地域に対しても、町道も含めた道路計画について、国主催の住民説明会で示しております。

集会所施設等については、成田構造改善センター及び消防団第5分団屯所の解体、移転を予定しております。設置する場所につきましては、地域と消防団の皆さんのご意見をお聞きしながら進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、（2）鏡石浄水場経営の健全化について。

①水道料金の改定に向けた理解と啓発及び経営を安定するための具体的な施策はどのようなものか、お尋ねいたします。

なお、もう一度ですか、また値上げの予定があるということですが、その辺も教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（圓谷康誠） 10番議員の質問にご答弁申し上げます。

水道料金の改定につきましては、12月の議会において議決をいただきました。現在、7月の検針分からの改定に向けた広報としまして、今月から町ホームページへの掲載、また4月の広報かがみいしには、料金改定のお知らせ、そして5月中旬に行う水道検針の際には、全利用者にチラシを配布する予定としております。

また、経営を安定するために、具体的な施策につきましては、今後も水道管や水道施設の老朽化対策が続くところではありますが、国からの交付税や補助金制度の活用、定期的な水道料金の見直し、そして有収率の向上を図るための漏水調査などにより、安定した収入の確保に努めてまいります。

物価高騰に対しましては、包括的な業務委託や長期契約等によるコストの削減を図り、水

需要に応じた施設の見直し、料金滞納の早期解消などにより一層の経営の効率化を図るよう努めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、（3）地域交通ネットワークの整備促進について。

①道路環境の整備と生活交通ネットワークの整備を図るとありますが、具体的な施策はどのようなものか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和7年度の予算箇所としましては、公共施設等適正管理推進事業の町道舗装修繕事業、社会資本整備総合交付金事業の久来石・行方・蓮池西線道路延伸事業、北町・堀米線舗装改修事業、鏡田111号線道路整備事業、笠石482号線歩道改良事業、そして鳥見山公園線道路整備事業となります。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、②隣接市町村との交通アクセスの整備の具体的な施策はどのようなものか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和7年度の予算化措置としては、社会資本整備総合交付金事業の東部環状線接続道路事業となります。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、（4）子育て環境の整備と充実について。

①幼児教育の充実と保育環境の整備について、具体的な施策はどのようなものか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

幼児教育の充実と保育環境の整備に係る具体的な施策につきましては、令和7年度新規事業のこども家庭センター設置運営事業により、健康福祉センター内にこども家庭センターを設置しまして、妊産婦、子育て世帯や子供に対し、児童福祉と母子保健機能が連携し、一体的な相談支援を行うものと位置づけております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、（5）地域開発と生活環境整備について。

①墓地整備事業の推進は、具体的にどのような事業をするのか、お尋ねいたします。
なお……

○議長（角田真美） ②のほうは、どうですか。

今、（4）の①番が終わりまして、②のほうは。

○10番（小林政次） すみません、学校教育の関係……

○議長（角田真美） そうです、その件です。

○10番（小林政次） じゃ次に、②学校教育の整備促進について、具体的な施策はどのようなものか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

学校教育の整備促進の具体的な施策としましては、3つの事業がございます。

1つ目といたしましては、新規事業でありますGIGAスクール構想実現事業でございます。小学校で令和2年度に購入しました1人1台のタブレット端末について、耐用年数である5年が経過することから、タブレット端末の更新等を行ってまいります。

2つ目としましては、こちらも新規事業でございますが、小学校異文化体験事業でございます。小学校の5、6年生を対象にしまして、天栄村のブリティッシュヒルズでの一日体験学習を実施しまして、児童の外国語教育の充実を図ってまいります。

3つ目としまして、情報化教育推進事業での黒板プロジェクターの整備でございます。今年度では、小学校6年生と中学校3年生の教室に導入いたしました。新年度におきましては、中学1年生等の教室に導入いたしまして、引き続きICT機器を活用しました授業の充実等を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

[10番 小林政次 登壇]

○10番(小林政次) すみません、ちょっと急いでいたんで、あれなんですけれども。

それで、今の回答で、タブレットの更新なんですけれども、5年ということが原則ですけれども、前の説明では5年ですけれども、使えるならばそれ以上使いたいということもあったんですが、その辺はいかがですか。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長(大河原正義) 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

タブレット端末ですと、蓄電池関係のやっぱり耐用年数が5年となっております、なかなか今の現状ですと、延長するというふうなところは、その関係でやらないほうがいいのかなというふうに判断しております、今回、機器の耐用年数である5年を契機としまして、全ての台数につきましては、ちょっと更新をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(角田真美) 10番、小林議員。

[10番 小林政次 登壇]

○10番(小林政次) DXの推進ということで、便利になればなるほどお金がかかるというのが現状ですよ。それで5年に1回更新というと、大変だなとは思っております。

次に、(5) 地域開発と生活環境整備について。

①墓地整備事業の推進は、具体的にどのような事業をするのか、お尋ねいたします。

それから、将来的に墓地公園ということで、お墓だけでなくいろんな埋葬の仕方というかがありますけれども、その辺も考えているのかどうか、お尋ねいたします。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長(大木寿実) 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在進めている墓地整備事業は、鏡石町墓地整備計画に基づきまして、喫緊の墓地不足に対応するため、公平で安定した墓所の供給として短期的な墓地整備を示させていただいており、具体的には公共墓地として墓地区画の供給を行う事業として進めているところです。

今年度は、墓地用地の取得並びに墓地整備のための設計業務や関係する許可等の事務を進めているところでございます。

新年度におきましては、具体的に墓地整備のための工事並びに墓地運用のための条例などを整備しまして、供給していきたいと考えておるところでございます。

なお、今回につきましては、今現在進めていますのは短期的な事業というところでござい

ます。小林議員さんがおっしゃるとおり、長期的な部分ということにつきましては、町としまして今回は公共墓地の中での整備でございますが、墓地公園といった、そういった部分での公園の整備ということも含めながら、今後、調査研究を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、（6）DX推進による町民生活の向上について。

①公共施設利用予約システムの本格稼働の具体的内容はどのようなものか、お尋ねいたしますということで、今、広報等でやっているように、実際はもう稼働しているんですね。その辺をお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本年度導入します公共施設予約システムにつきましては、町民の皆様がインターネットを通じて、24時間いつでも公共施設の予約が行うことができるようなシステムでございまして、利便性の向上が図られるものと考えております。おっしゃるとおり、3月1日よりシステムのほうは稼働しておりまして、今後、さらなる周知を進めまして、4月からの本格稼働に向けた準備を進めているところでございます。

導入施設につきましては、鳥見山公園内の体育施設、構造改善センター、勤労青少年ホーム、健康福祉センターとなっております。

なお、従来どおり、電話による受付も引き受けておりますので、インターネットの苦手な方でも従来どおり使うことは可能でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、冒頭にも申し上げましたが、令和7年2月21日の一般質問通告期限までには、新年度予算説明資料による細部にわたる説明が一切なされておられません。

現時点では、説明はされていますが、通告提出期限の変更があり、期限が1週間早まりました。そのため、物理上、やむを得ませんので、説明が重複するのを承知の上で、新規事業についてお伺いいたします。

（7）令和7年度の新規事業が予算計上されていると思うが、全ての事業名、事業目的、事業内容、事業費等の詳細はどのようなものか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和7年度におきまして、新たに計上しました事業についてご説明申し上げます。

まず初めに、鳥見山陸上競技場のリニューアル記念事業でございます。

この事業につきましては、施設のリニューアル記念としまして、各種の事業を進めていき、新しくなった施設を町内外にPRしていきたいというふうに考えております。事業費につきましては、400万円を計上しております。

次に、骨髄移植ドナー助成につきましてでございます。

こちらにつきましては、文字どおりドナー登録を推進するために助成を行うものでございまして、事業費につきましては28万円を計上しております。

次に、鏡石町キッチンカー等導入支援事業でございます。

この事業につきましては、町内におけますにぎわい創出のため、キッチンカーまたは移動販売車を導入する業者に対しまして支援するものでございます。また、この事業、災害時には炊き出し用の車両としても活用できるようなものでございますので、こちらのほうでも活躍、災害はないほうがいいんですが、そのときも使えるような形になっております。事業費としましては200万円を計上しております。

次に公園整備事業でございます。

こちらの事業につきましては、鳥見山公園におきまして官民連携におおきます公園の整備、管理運営を推進することを目的としまして、Park-PFIの事前調査としまして、事業費としまして800万円を計上していると。

次に、小学校異文化体験事業でございます。

この事業につきましては、児童の国際化を進めるために、天栄のブリティッシュヒルズにおきまして、外国語学習や異文化体験を実施していきたいというふうに考えております。事業費につきましては280万1,000円を計上しておるものでございます。

次に、役場庁舎等改修事業でございます。

この事業につきましては、役場の庁舎のバリアフリー化対策としまして、エレベーター設置につきましての検討のための基本計画を作成するものでございまして、庁舎へのエレベーターの設置につきましては、今まで議会の皆様からいろいろなご意見をいただきました。その都度、検討を進めている中での事業でございます。住民福祉の利便性の向上や庁舎利用環境改善を目的としているものでございます。事業費としましては320万円を計上しております。

また、当初予算には計上しておりませんが、今議会で審議中の鏡石こども未来基金のほう

にも、新年度内には積立てを行っていききたいというふうに考えています。

最後に、公共施設集約化に伴う除却転用事業でございます。

こちらにつきましては、公共施設の集約計画に基づきまして、7年度につきましては老人福祉センター及び成田の保健センターの解体事業を行っていききたいというふうに考えております。事業費につきましては1億9,935万円という形でございます。

以上、令和7年度におきまして、主な形になりますが、新規事業についてご説明申し上げました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） かえって、時間がちょっと余っちゃたんであれなんですけれども、町長を先頭に、職員自ら前向きに施策を行い、町民誰もが公正公平な恩恵を受けられ、鏡石町に住んでよかったと思う施策の実現を強くご祈念申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林政次議員の一般質問はこれまでといたします。

◇ 稲 田 和 朝

○議長（角田真美） 次に、7番、稲田和朝議員の一般質問の発言を許します。

7番、稲田和朝議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） 7番議員、稲田和朝です。

通告にのっとり、質問をさせていただきます。

初めに、深内地内の農道について。

農道として利用している町道鏡田7号線について、早急に舗装工事の対応はできないかをお尋ねします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の町道につきましては、国道118号線松塚バイパスに面した深内地内の主に耕作用の農道として、地元の皆さんが利用していると認識しております。

農道補修につきましては、地元の環境保全会で対応しているものと聞いております。耕作道や水路等、さらには営農施設に係る維持管理については、地元の環境保全会で対応しているところでございます。舗装についても多面的機能支払交付金事業で実施でき

るメニューと聞いております。

今後、地元で実施する補修方法については、都市建設課までご相談いただければと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 7番、稲田和朝議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） 農道としては、確かに118号線と並行に東西に走る重要な道路ではありますが、環境のほうとの話は前はなかったみたいなんです、その中で測量等もやっぱり環境のほうとかで行う予定なんですか、お尋ねします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 7番議員のご質問にご答弁します。

こちらとしては環境保全会、鏡田の保全会がございます。そちらのほうと今、調整をしているところでございます。

延長が590メートルということで、大変長い状況ですが、簡易な舗装であれば、具体的にそういう設計をしなくても可能ですので、それについては都市建設のほうでもご支援いたしますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） 次に、2区の町道についてお尋ねします。

町道鏡田77号線についての補修工事の対応はできないか。今回の雪でもかなりの凸凹のところ、氷が張って、滑って危険であるので、早急に対応できないかという質問です。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） ご質問の町道につきましては、鏡石郵便局北側の道路であり、議員おっしゃるような舗装の老朽化や下水道管の埋設時の復旧跡、さらにはマンホール前後の舗装沈下により水たまりがしやすい状況となっております。

軽微な補修につきましては、適宜、直営作業により補修等実施しておりますが、抜本的な舗装打ち替え工事には、緊急性や財政状況を勘案の上、対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） ここ2年ぐらい補修していないんですけれども、元のお寿司屋さんのほうは、いろいろ補修跡は見えるんですが、郵便局の北側だけはまだ実施されておられません。ですので、早めに補修、舗装じゃなくて補修のほうをお願いしたいと思います。

その点については、いかがですか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 現状を私のほうでも確認させていただいています。

現状を勘案しながら、今後、修繕も検討していく必要があるという認識をしまして、その意味では予算を確保しながら進めていきたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） なるだけ早急な対応をお願いしたいと思います。

次に、米のブランド化について。

町はブランド化を進めるべきだと思うが、どう考えているのか。天栄村みたいにブランド化してはどうか。町にも、特別米のコシヒカリがあるので、その辺の状況はどうなっているのか、対応できるのか質問します。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町における米のブランド化と申しますと、特別栽培米コシヒカリ「牧場のしずく」がございました。

「牧場のしずく」につきましては、化学合成農薬の使用回数が通常の50%以下とか、あるいは生産者がこだわりを持って栽培されたお米ということで、通常のコシヒカリとは差別化が図られた、特徴を持ったお米ということになってございます。

こちらにつきましては、主に、もうほぼほぼになります販路としまして、沖縄県で消費をされているというふうな状況にございます。こちらの販路に関しまして、引き続き重要な販路と位置づけまして維持していきたいと、このように考えております。

それ以外にブランド化と申しますと、やはり一般米の取扱いとは違いました特徴や特色、こだわりなど、アピールできる生産栽培方式、こういったものに地域ぐるみで取り組むことが重要というふうなことになってございます。当然、かける手間分の見合いの価格等の設定というふうなところも必要になってきますから、今後、JA夢みなみ米作り部会などと連携

しながら、作り手の維持、増加に向けた取組、こういったところも併せまして、改めて進めてまいりたいと考えております。

なお、米の流通形態に関しましては、個人の農家さんでの直接販売から、いわゆる集荷業者さん、農協さんをはじめとする集荷業者さんへの出荷など、様々な形態がございます。こちらは引続き、農家の方々の所得向上に向け、価格上昇に向けて働きかけ等、何かできればというふうなところで、適宜対応してまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） 進めていただきたいと思います。

せっかく昨年、そういった品種が新嘗祭に入れられたのを機に、特別米コシヒカリももう少し作付面積も広げ、販路も広げていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（角田真美） 7番、稲田和朝議員の一般質問はこれまでとします。

◇ 中 島 伸 子

○議長（角田真美） 次に、2番、中島伸子議員の一般質問の発言を許します。

2番、中島伸子議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ご指名ですので、質問を始めさせていただきたいと思います。

今年、1月の議会にて、執行の皆様より鏡石駅周辺の将来まちづくりビジョン案が示されました。今後、これらを磨いていって、最終的な決定をするということで、まだまだ本決まりではないという話であったと思うのですが、それらの大きな土台となります令和2年度に設計された鏡石駅東口整備構想平面図が、私及び議員の皆様にお示しされました。

こちら、もちろんまだまだ最終決定ではないわけですが、一応は案として設計されたということで、これを基に鏡石駅の周辺開発について、執行の皆様にお尋ねをしたいと思っております。

1番、（1）、①でございます。

この平面図によりますと、鏡石駅東口を降りてほぼ正面のところから田んぼを切り開いて鳥見山公園の駐車場につながる道路ができる予定になっておりますが、この新設予定の道路の総距離はいかほどになるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

2年度の駅東口整備計画につきましては、今年度、令和5年度におきまして、先程、小林議員のときにもご説明申し上げましたように、基本構想と駅東西口周辺ビジョンという形で去年の7月に全員協議会のほうに提示させていただきまして、1月にこの案でよろしいかどうかをお諮りしたところでございます。

その後、パブリックコメントを経まして、今現在、鋭意作成中という形でございます。

ご質問の新設予定の道路の総距離につきましては、平成10年度の駅東総合整備計画に基づきまして当時決定されたものでございまして、鏡石駅東中央線でございます。

こちらの総延長距離につきましては、駅東口を起点としまして、鳥見山陸上競技場の南東にあります調整地、二小の通りの交差点までの距離でございますので、総延長につきましては1,040メートルというふうになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島伸子議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ありがとうございます。

そうしますと、②番です。この道路ができた場合、駅から鳥見山公園へ行く現在の最短ルートと比較して、時間と距離において、およそどれぐらいの短縮となるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石駅から鳥見山の南側の駐車場の辺りまでで換算しますと、正式にアスファルトで車が通れるような道路で行きますと、今、ご質問の駅中央線、鳥見山公園利用でございますと、約700メートル程度かなと。

今現在、そこの道路につきましてはないので、グリーンロードを使って、鳥見山公園の西手の道路を使って行くと1.1キロくらいということですので、大体400メートルぐらいの短縮になるのかなというふうに考えております。

徒歩で歩いた場合は、大体5分ぐらいの短縮なのかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） そうしますと、この道路というのは真っすぐ、今、鳥見山公園からグリーンロードとかを通ったり、あるいは牧場線に1回出てから鳥見山公園に行っても、グーグル上だと1キロぐらいと出ているんですけども、それより短くなるのでしょうか。

それとも、グーグルの距離、私の距離検索が間違っただけでしょうか。すみません、お願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） メートル数につきましては、大変申し訳ございませんが、概略の中ではその程度の距離かなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） そうですか、まだまだ私がちょっと道路がどこを通るか把握していなかったんですかね。ちょっと、大変申し訳ございませんでした。何か、真っすぐ行くのかなと思ったんですけれども、分かりました。

それでは、3番なんですけれども、この道路の新設によって、鏡石町としてはどのような効果が得られるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） こちらの駅東中央線につきましては、鏡石駅東総合整備計画というのがございまして、こちらのほうが具現化した場合におきましては、宅地開発等、商業地域の開発等が進められるというような構想の中でのお話でございますので、こちらのほうが具体化していくゴーサインが出るような形になりましたならば、駅東側の基幹道路としての機能が発揮されるというふうな考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ありがとうございます。

そうすると、なかなかこの後、まだまだほかにも道路ができて、やっとな役に立っていくという答弁なのかなと思いました。なるほど、よく分かりました。

それでは、4番なんですけれども、ちなみにここの道路の用地買収から完成まで、お金というのはどのくらいかかる予定なのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

こちらの鏡石駅東中央線につきましては、当初決定されたのが、先ほども申し上げました

ように平成10年当時でございます。その当時から概算の金額については、まだ整備計画の段階ですので、具体的なものは算出しておりません。

なお、今現在の数字でも加算することは可能ですが、物価高騰等もありますので、こちらのほうでは、数字は控えさせていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） そうなんですね。大変大きな、将来的に工事になっていくということ聞いて、どきどきしているというか、町の財政は大丈夫かなとか、お金大丈夫かなということ非常に今、心配しているんですけども、すごく大きな工事の中の一部というのが今聞いて分かったところではあるんですけども、一応質問いたします。

5番です。この道路を、莫大な費用をかけてまで建設する必要があるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石駅東中央線につきましては、先ほどから申し上げましているように、駅東総合整備計画というものがございますので、そちらに基づきまして平成10年に決定されております。

こちらのほう、幅員も非常に大きく、議員が心配されるように、多額の金額、費用が予想されております。

また、人口の減少する社会や高齢化社会などによりまして、当時とは宅地を求める状況が変化しているという形でございます。

ただ、こういう計画がないと、いざ何か国とか県からこういうものを建ててほしいとかというふうに来たときに、何も対応がゼロベースから始まってしまいますので、こちらの整備計画のほうにつきましては、そのままということで、駅東中央線につきましては、今後は当然、見直しとか、いろんな計画変更とかの対象にはなっていくのかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 議事の都合により、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時53分

開議 午後 1時00分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） お昼前に執行の皆様より回答いただいたことですが、令和2年度の鏡石駅東口整備構想平面図に、その道路がちょっと入っていたんですね。なので、もしかして東西自由通路と一緒にこの道路できちゃうのかなと思ったので、1回聞いてみなくちゃなと思ったんですけども、まだまだ今のところは遠大な計画の一部であり、そんなに急にはできたりしないよという答弁だったのかなと思って、大変今、安心しました。ありがとうございました。

それでは、（2）番に移りたいと思います。

令和2年度鏡石駅東口整備構想平面図において、現在の位置から移動する予定の駐輪場についてお尋ねいたします。

①番、現在、東口にある駐輪場はいつ建設したものなのでしょうか。そして、あとどのくらい使えるものなのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、東口駐輪場につきましては、平成11年に1基、平成5年度に2基が整備されたものがございます。

駐輪場の耐用年数につきましては、特に何年までもつとかというのはございませんが、定期的な維持管理をすることで、15年程度が適用かなというふうには推測しております。そのようなことではございますが、適切な維持管理を行うことで、30年近くは使えるんじゃないかなというふうには予測をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） 今、平成11年1基、平成12年に2基というお答えいただいたかなと思うんですけども、2020年12月に東口の駐輪場が整備予定という記事があって、この後できた駐輪場とはまた違うんですか。

○議長（角田真美） 中島議員、今の質問に対して、こちらで先ほど答弁した内容とちょっと違いましたので、訂正しておきたいと思います。

11年度に1基が整備されて、令和5年度に追加で2基が整備されたということでございますので、ご承知おきください。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） すみません、私が平成と言ってしまいました。申し訳ございま

せん。訂正して、もう一度答弁させていただきます。

1基が平成11年度、大変申しわけございません、残り2基が令和5年度でした。申し訳ございませんでした。すみません。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） 訂正いただきましてありがとうございます。

ちょっと先ほどから動揺続きでして、あれ、私また変な違う資料を見ているのかなと思ったんですけれども、令和5年にじゃ追加で2基で、その前に平成11年に1基、平成12年に2基ということなんですね。

私、この間、この整備構想平面図が出てきてからは、大変、先ほどの私の質問を見ていただいて分かるとおおり、非常に地図とか地理に弱くて、大変困っていて、これでは議員としていけないとは思ってはいるんですけれども、大変苦手でございます、図面が出てきたときも、やっぱりすぐにちょっと何のことだか分からなくて、1回歩いてみたんですよね。

歩いてみたときに、やっぱり分かったことが、この駐輪場が本当に立派な駐輪場だなと思ひまして、この間これに関しては、前の会議のときにも込山議員が、あの駐輪場は本当に取り壊してしまうんですかという質問1回して、取り壊す予定ですというような内容の回答があったかなと思ったんですけれども、それは知ってはいたんですけれども、なおやはり自分で見たときに、ものすごく頑丈そうといいますか、すぐには壊れなさそうだなと思ったんですよね。それで、これは本当に取り壊しちゃうのかなと思ひまして、それでもう一回、こうやって質問書に上げたんですけれども。

②番でございます。あの駐輪場は大変立派なので、新設することなくそのまま使ったらいいのではないのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先程来、申し上げましたように、駐輪場につきましては、現在3期でございます。平成11年度に1基、令和5年度に2基ということで、3基の駐輪場が整備されているところでございます。

ご質問のとおり、3基やるうち2基は比較的新しいものという形でございます。十分に活用可能な整備となっておりますので、今後の東口の整備を進めていく中で、この計画どおりにいけば、当然移動の対象になりますが、計画自体を見直したときに、果たしてそれが移動させる位置になるかどうかというものを勘案しまして、あとただその整備する当時の、当時というか未来の予測で何とも恐縮なんです、そのときの費用対効果という形で維持しなく

でも、移動させる場合に、そのまま使ったほうがいいお金なのか、新設のほうがいいのかというのは、そのときにまた判断という形で皆様にご提示したいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） 分かりました。

結構、これから5年以上、実際は先ということなので、確かにおっしゃるとおり、まだまだ先のことはあるなどは思ったんですけども、なお最短で5年後ということになりましたので、一言、あの駐輪場立派なのになという思いがあったので、質問をさせていただきました。

続きまして、(3)番についてお尋ねしたいと思います。

令和2年度鏡石駅東口整備構想平面図の中で、モニュメント2体が図面に書かれています。

①です。公園と東口の前に設置予定の合計2体のモニュメントとは一体何なのでしょう。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和2年度に策定されました本構想につきましては、東口の大まかな整備の方針を決めるものでございまして、モニュメントを含めまして具体的な設置物については、現時点で詳細を定めてはおりません。

モニュメントというのは、駅を降りたときに、何かシンボルチックなものがあったらいいんじゃないかなという形の程度のものでございまして、その中身によっては皆様にご同意できる場合とか、モニュメント自体要らないよとかいうような話に、将来、この構想自体を修正する場合には、またご提示させていただいて、ご判断いただけるような形になるのかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ありがとうございます。

やっぱり、2体モニュメントとはっきり書いてあったものですから、何かすごく立派なのとかできちゃってどうするのか、これ一体何造るのかなというのがすごく不安だったので、まだまだ内容がはっきりしないということを聞いて大変安心したんですけども、なお質問書に書いてしまったので、念のため続けてお聞きします。

②番の質問です。モニュメントの具体的な大きさや設置費用、また維持費用はいかほどで

しょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先程の答弁と同様に、設置物につきましては、今後詳細を検討していく予定でございますので、現時点では大きさや設置費用、維持費用など、そもそも設置すべきかどうかという点におきましても、まだ算定等はしておりませんので、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ありがとうございます。

続きまして、3番の質問です。

モニュメント2体はなぜ必要なのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鉄道の駅といいますと、いわゆる町全体の玄関と言われている場所でございます。そういうところにおきまして、町を象徴するようなシンボルとしてのモニュメントを設置するということは、いろいろな町村の中で行われているところでございます。

鏡石におきましても、おいでになれる方のおもてなしとしてのモニュメント設置をしようかというアイデアの中でございますので、この先、その要、不要も含めまして議論が必要な内容でないかなというふうに考えておりますので、今後、皆様と町民の皆様も含めましてご意見を頂戴して、いろいろなものを決定していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） 中身につきましては、まだまだこれからということですね。決定していないということで、いろんな意見はあるとは思いますが、モニュメント2体、もしも設置するのであれば、本当にどうしても必要なものにしていただきたいというのが、そういうふうに思っている町民もいるのかなというの、鏡石町内にかなりもう今モニュメントがあるものですから、いろんなモニュメントがあった中で、やはりこれ以上本当に町民がモニュメントを必要としているのかなということについて、ちょっとぜひご検討いただきたいかなと思います。

続きまして、大項目2番に移りたいと思います。

我が町の現在と未来の駅前駐車場についてお尋ねをいたします。

(1) 番、引き続き令和2年度鏡石駅東口整備構想平面図より質問をさせていただきます。

駅東口の駅に向かって左側に現在ある駐輪場を取り壊して、20台分の一般有料駐車場を造るということが、この平面図では描かれていると思うんですけども、今たくさんお話を聞いて、まだまだ本決まりじゃないよというのは聞いたんですけども、どうしてもこちら議員のほうとしましては、大体いつも上がってくるものが、もう本当にあと決定か、否定かみたいな二択を迫られる直前に上がってくることが多いので、何でもとにかくもう早めに聞いておかないよということで、まだ本決まりじゃないものまで質問してしまって、もしかしたら今ご迷惑をかけているところなのかもしれないんですけども、一応、これも早め早めにどうしても聞いておきたいと焦ってしまうところがあるので、よろしく願いいたします。

現在、駐輪場を取り壊して一般有料駐車場を造るということが、取りあえずこの平面図では書かれていると。

それで1番なんですけれども、30分無料の一般有料駐車場をここに造ろうと設計したのはなぜなんですか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

この基本構想につきましては、まだ基本計画につきましては設計段階でございまして、具体的な方針というのは、まだまだ具体的な整備というものはこれからという形でございます。

現時点で、構想の趣旨がどういうものかといいますと、一般的に駅周辺に整備される駐車場につきましては、鉄道を利用される方の送迎、見送りなどが主であることから、30分という形でやって想定しているものでございます。

現在、臨時の送迎用の駐車場ということで、駐輪場の横に造っておりますが、こちらのほう、ちょっと長期の方が時々いらっしゃったりする関係からも、その台数等につきましては検討の余地はございますが、仮にそのような形で造るのであれば、やはり30分程度の制限はつけさせていただきたいなというふうには、現時点では考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） 分かりました。

では、2番でございます。

現時点では、取りあえず造るとしたら30分無料の一般有料駐車場を考えているというご答弁いただいたんですけども、西口にある現在の駐車場というのは1時間無料なんですよ。

それに対して、どうしてここのは予定を30分無料にしたのかなというのがちょっと疑問なんですけれども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先程も申しあげましたように、時間30分の理由につきましては、送迎がメインかなと。西口のほうの駐車場が1時間ということになりますと、西口にはまだいろいろなサービス施設というか、コミュニティセンターを含めまして使うところがいっぱいありますので、そこはちょっと1時間という形で。

今後、先程申しあげましたように、東口等の開発等が進んでいけば、その時間帯につきましては、将来的にはではございますが、時間のほうは延長したり、もしくは短縮というのも視野には入っていくかなと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） 分かりました。

そうですね、まだまだ将来のことで決定事項じゃないことに対して、本当に大変しつこくして申し訳ないなと思っているんですけども、東口に30分無料の有料駐車場しかないと、将来的にやはり図書館に車を止めて、駅や駅の周辺に行く人が出たりするという心配はないのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

将来形の話で大変こちらも恐縮なんですけど、将来的にいろいろと住宅等が張りつけられれば、その周辺に無断駐車というのが適切かどうか分かりませんが、そういう懸念はご指摘のとおりでございます。

図書館の駐車場とか、駅周辺の長期利用する方が利用する可能性がありますけど、具体的な話になってからそういうふうな対策が必要かなと。一応、図書館のほうにはフェンスのほうに利用者だけだよというような看板を出ささせていただきまして、図書館のほうにも確認したところ、今のところはそういうふうな無断駐車ですと置いていくようなことは見受けられないよという報告もいただいておりますので、今後、整備の話が進んだときには、改めてまた検討しなくちゃならないかなという問題だと認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ありがとうございます。

ぜひ、東口ですか、整備するときには、今の西口も1時間無料ではあるんですけども、これ1時間無料ですと、商店街等に行くのにも、ささっと時間が気になって行く人もいたり、かんかんてらすも、やはり時間を気にして買物したり、かんかんてらすは駐車場あるのは分かるんですけども、そんなにたくさん駐車場はないですから、後々聞いていこうと思うんですけども、駐車場が全体的にやっぱりもっと無料であったり安かったり、無料の期間が長かったりするといいかんと思うんですよね。

それで、開発の際には、ぜひそちらにせめて2時間くらい無料の駐車場等を造っていただけないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） これは④番ですね。

○2番（中島伸子） 4番です。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 2番議員のご質問にご答弁させていただきます。

具体的な計画が立案されまして、既存の整備費など検討材料が出そろったときに、いろいろとそこら辺は検討する材料が出てくるのかなという形でございます。

料金設定や時間などにつきましては、また再度その際にご提示させていただきまして、いろいろな意見をいただきながら、こちらのほうで検討していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） そうしていただけますと大変ありがたいと思います。

続きまして、⑤番なんですけれども、先ほどの図面にまた戻るんですけども、公園とかイベント会場とかたくさん書いてあったんですよね。何か偉い人が来て設計しまして、設計が何百万もかかったというから、こっちはやっぱりどうしても本決まりじゃないと言われても、本決まりじゃないんじゃないかなと思ってどきどきしちゃいまして、それで決まったら大変だと思って、今すごい質問を考えてきちゃったんですけども、まだまだ先だよということをいただいて、随分私も焦って質問してしまったなと思ってはいるところなんですけれども。

それで、図面に公園とかイベント会場とか避難場所とかいろいろ書いてあったんですよね。

しかしながら、あそこ今、西口そんなに広くないようにお見受けしまして、あそこにイベント会場とか公園とか本当につくれるというか、つくって果たしてそんな大規模なイベントも開けるのかなという感じだし、公園もあつたら確かにありがたいと思うんです。図書館も近いですから、小さい子なんかも来るのかなと思ったりするんですけども、ただ駅という場所柄、公園というのは、やはりちょっと郊外のほうに置いていただいたり、あと鳥見山公園もあつたりするので、鳥見山公園に行つていただいて、やはり駅前には、私は駐車場があつたほうがありがたいのかなと思うんですよ。

ああいう場所というのは、せつかく設計に何百万もかけていただいたところ、大変言うのも恐縮なんですけれども、もういっそのことみんな駐車場に整備してしまったほうが、利便性というのを考えましたときにいいのかなと思ったりするんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本構想につきましては、駅に降りてみたくなる町というようなコンセプトの下に、このような基本計画が策定されているということで、その中で公園やイベント広場、その他の視点によりまして配置されたという形でございます。

一方で、鉄道を利用して通勤されている方や、鏡石駅を起点としていろいろな行動される方のためにも、中長期的な駐車場の整備も需要があるのではないかなというふうに考えております。

ご指摘の点につきましては、今後、構想が具体化する中で参考とさせていただきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ぜひ、そのようなことも考えてみていただきたいと思います。

続きまして、⑥番なんですけれども、これもまだまだ未来のことというふうに、本当にそういうことで恐縮なんですけれども、ただどうしても、私もまだまだあと何十年か鏡石町に住みますので、その意味で、鏡石町にやっぱりこうあってほしいな、こうなってほしいなという思いが強過ぎまして、随分、今、何かまだ決まっていないところに早く突っ込んで質問してしまったということについて反省はしているんですけども、でもやっぱり気になると思いますか、どうせだったらこうしてほしいなという思いが強くて、若者の気持ちなんかも、なるべく早め早めに代弁していきたいなという気持ちがせかして質問させてしまっているわ

けなんですけれども。

恐縮でございますが、新白河駅周辺なんかは二、三日間くらい格安で止められる駐車場なんかもあるんですよね。それは民間ではあるんです。村でやっているわけではないんですけども、そういうような駐車場というのが鏡石町には全然ないので、開発の際には、ぜひそういう駐車場なんかも置くと、ここから郡山駅は3駅ですよね。たった3駅なので、郡山で高い駐車場代を払って、そこから何日も車を駐車しておいてどこかへ出かけるというならば、鏡石駅に車を置いて、そこから郡山駅に行って遊びに出かけるという人が増えるんじゃないかなと思うんです。そうしますと、駅なんかも活性化していいのかなと思うんです。

それでお聞きしますが、新白河駅周辺のように、二、三日間くらい格安で止められる駐車場を置くと、駅の利用率も上がるのではないのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員のおっしゃるように、新白河駅周辺におきましては、数日間、格安の値段で自家用車を駐車できるようなスペースがございます。そちらのほう、都内、関東圏への通勤の中で、需要がさらに高まっているのかなと思います。

ご提案いただいた内容につきましても、議員のおっしゃるように、一番近いところのやつは、多分30分とか1時間の無料なものがございます。パークアンドライドというか、長期間止められるところは民地、民間の利用ががございますので、そちらのほうのすみ分けも含めまして、今後、構想を具現化するプロセスにおいて参考にさせていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ぜひ、よろしくお願いいたします。

立地条件が、鏡石町は本当に駅に関してはいいなと思うんです。鏡石町のことをうらやましいと思っている町村がすごく多いと思うので、ぜひそういう面も含めまして、駅周辺の活用を考えていただきたいと思います。

続きまして⑦番、これもまた続きなんですけれども、もうできたら無料の駐車場も置いてほしいと。何円以上町で買物をしたら駐車場無料券を発行するとかいうふうになると、商店街ですとか、かんかんてらすさんとかの利用に関しても、非常にこれは役立つと思うんですよ。こういうことも検討していただけないでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、全国の駅前市街地や商業施設におきまして、隣接する公営、民営の駐車場におきまして提携駐車場という形で、おっしゃるように利用額に応じて駐車料金のサービス券を発行しているというようなどころが多く見られます。

提携駐車場の主な仕組みでございますが、当然、提携している商店で買物した場合において、幾らかのサービス券が配布されるという形でございます。

ご提案の内容につきましては、駅周辺のにぎわいをつくるという意味でも有意義な内容と思われま。ただ、無料の駐車場という形になりますと、無料であればみんな来てしまうということになりますと、今度、無断駐車のお話になりまして、そういうバランスを考えなくてはいけないところもございますので、当面の間は、そのような形のアイデアにつきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ありがとうございます。ぜひ、ご検討よろしくお願ひいたします。

続きまして、現在、駅の西口にある有料駐車場について、今度はちゃんとありますからね、これについてお尋ねしていきたいと思ひます。

1番、あそこの駐車場がコミュニティセンター利用者だけは無料なのはなぜでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の駅西口のほうの有料駐車場につきましては、JR鏡石町駅の利用促進と駅周辺の道路交通の円滑化、利便性の向上を目的に、平成9年5月に運営が開始されております。通勤などの定期契約の方や、一般駐車場では1時間までは無料という形になって、送迎なども含めまして多くの方々にご活用いただいているところでございます。

今回、コミュニティセンター利用者だけがなぜ無料なのかのご質問でございますが、あのコミュニティセンター、会議室がございまして、会議室の貸し館利用の主催者の方々や、あそこに商工会入っておりますので、商工会の行事等で商工会の理事の方が、商工会の専用の駐車場もございまして、そこにはとても入り切りませんので、そちらの入り切れない場合は、この西口の駐車場を利用されているということで、満車の際には臨時駐車場としてそちらのほうを使っているということでございます。

そちらの関係で、コミュニティセンターの利用者だけが無料というのは確かにそうなんです、1時間は普通の一般の方でも無料だということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） よく分かりました。ありがとうございます。

公益性という観点で、コミュニティセンターを利用する方は無料ということなのかなと、今、理解をしたところでございます。

しかし、やはりコミュニティセンターの中には、かんかんてらすもございますし、ちょっとやはりこっちに行くと町の商店街なんかもありますから、やはり駅に来て、あの辺を、駅で乗って電車で行かないで、あの辺に遊びに来たお客様、そういう方々からすると1時間無料でも結構厳しいと。特に、小さいお子様連れですとかそういうお母様で、やはり時間を非常に気にしながらアイスクリームを食べたりという方を見たことがあるものですから。

これ、2番になるんですけれども、西口の有料駐車場、かんかんてらすさんとか町の商店街で買物や飲食をした人には、当日ぐらい無料にしてあげたらいいのかなという、どうしてもそういう気持ちになってしまうんですけれども、このような制度があればいいと思うんですがいかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

他町村での駅周辺の商業施設での共通サービス券による提携駐車場の取組につきましては、先ほどご答弁したとおりでございます。

ご質問の西口の駐車場での発行につきましては、これらの事例を鑑みまして、利用といたしますと、今のところかんかんてらす等と、あと商工会等の利用という形でございますので、今後そちらのほうにつきましては研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ぜひ、あそこにやっぱりお店がたくさんあって、かんかんてらすさんも入っていると。かんかんてらすさんは、地場のものなんかをたくさん取り扱っていますから、やっぱり時間をかけて、じっくりお客様にも選んでいただきたいし、見ていただきたいというところも、個人的には大変ございます。

ライバルとなりますのが、やっぱり、はたけんぼさんですとか、各種道の駅ということになってくると、かんかんてらすさんの置かれている状況を見るに、非常に悲しいといえますか、もうほかの道の駅さんとかそういうところだったら駐車場代だって無料なのになと思っ

てしまうと、どうしても、かんかんでらすさんにいろんな商品を置きに来る方の気持ちとかを考えたときに、もっとじっくりと商品を見ていってほしいなという気持ちがありますので、ぜひそこら辺を今後検討していってほしいなと思いました。

続きまして、(3)番の旧児童館についてお聞きしていきたいと思います。

①番です。児童館が閉まってしばらくたつと思うんですけども、土地、建物の利用のめどは立っているのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

いわゆる黄色い児童館と言われている児童館につきましては、平成8年4月の開館以来、放課後児童クラブ等で活用してまいりましたが、健康福祉センター開館に伴いまして、その機能につきましては福祉センターのほうに移転集約されているということでございます。

ご質問の今後の利用の目途ですが、健康福祉センター建設に伴う建物の集約化という条件がございますので、こちらにつきましては施設譲渡、または解体除却という形で、町所有の廃止をこちらのほうで決めてあるという形でございます。

財産の処分に関しては、建物の状況、内部の使用、立地環境など、様々な観点から総合的に判断して、所有の廃止方法などを選択していきたいというふうに考えております。

当面考えておりますのは、民間への施設譲渡を最優先に、関係課と調整を図りながら、その手法などを現在検討を進めている最中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） あの黄色い児童館の建っている位置は、駅近で、本当に便利なんですよね、あそこね。なので、あそこを今ここ2番でしゃべるところだったんですけども、潰して駐車場にしていいただいたら、これは本当に大変ありがたいんじゃないのかなと。

将来的に、やっぱり大きな町にしていく、発展していきたいというようなことで、今までも工事の説明とかいろいろ聞いてきたので、そういう大きな町になってきたときには、駐車場もそれなりにいっぱい必要だろうなという思いがあって、こういう未来の鏡石町を見たときに、駐車場要るんじゃないかなと思って、今、いっぱい駐車場のことを本当に聞いてしまって申し訳ないんですけども、民間への施設譲渡、そうなんです、施設譲渡が一応有望ということで、ああそうですか、駐車場になったらいいなと思ったんですけども、ちょっと残念な話ですけども、一番、一応聞いてみたいと思います。

2番、もし児童館の利用方法が決まっていなければ、建物等を壊して、格安か無料

あるいは条件付無料の駐車場として活用できないでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

児童館の今後の目途につきましては、先ほどの答弁のとおりでございます。譲渡が見込めない場合につきましては、建物を解体した後、跡地を売却していきたいというふうに考えております。

駐車場の整備、確かに議員のおっしゃるとおりでございますが、今のところ西口の駐車場全部で82区画ほどございます。その中で、定期利用の方が50区画を確保しておりますが、今のところ、残念ながらコロナ禍以降、充足は丸々50区画が使われている状況でございますので、そちらのほうも加味しながら、そこが充足してどうしても駐車場が必要だというようなときには、またそこまで土地が残っていれば検討の余地はあるのかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） 分かりました。あそこ、やっぱり駅から今の駐車場よりはちょっと離れていますから、もしかしたら今よりちょっとでも安くなったらみんなうれしいかなとか思っている質問したんですけれども、一番はまず売却ということで、それがもし万が一、うまくいかない際には、駐車場利用等も考えていっていただければと思います。

続きまして、3番に移りたいと思います。

町道鏡田121号線について質問いたしたいと思います。

町道鏡田121号線というのは、鏡石から会津に行きます県道289号線上の高速道路の高架からすぐ左に入る鏡石パーキングエリア下りの裏に通じる道路のことであります。

この道路の道路管理と除雪対応についてお伺いをしていきます。

あの道路なんですけれども、入り口の数十メートルが片方のところが崖になっているんですよね。そこは本当に20メートルとかそのぐらいのものなんですけれども、ガードレールがついていないんですよ。下が民地なんです、畑なんです。皆様よくご存じであるとは思いますが、畑になっている民地まで結構数メートルぐらいあるんですよ。下がっているんです、畑のほうの土地が。

そうしまして、私、毎朝あの道路の前を平日はよく歩いているんですけれども、寒波の襲来したときに、2日連続で鏡石に雪が降りまして、あの道路のさっき言いましたあその手前のガードレールがない、あその20メートルぐらいのところなんですけれども、小型トラ

ック、商業用の小型トラックです。恐らくパーキングエリア内のお店への配送で通ったんじゃないかと思うんですが、和菓子屋さんのトラックだったんですね、初日は。そこで、雪のために前輪の片方が道路から外れるすれすれのところで止まっていたんです。私が三、四十分後、また散歩から戻ってきたときに、みんなで応援を呼んでこれから道路に戻すようなところを見ました。

次の日も、また雪が降っていきまして、次の日も歩いて私はそこを歩いて通っていたんですけども、また今度は違う小型トラックが、同じところで、全く同じようにしてまた止まっていた。私が30分から40分してまた戻ってきたとき、やはり会社の仲間みたいな方々がやってきまして、午後にまた通ったときにはいなくなっていたので、ああ帰れたんだなと思ったんですけども、それで大変心配になりました。

そこで質問をいたします。

①番なんですが、雪の日に、あの道路から落ちた車などは今までないのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の道路につきましては、先ほど議員が言っていたように、県道から鏡石スマートインターに向かう鏡田121号線として、町で管理する町道でございます。

現道の幅は3メートルと大変狭く、車両の対面通行が困難であり、県道からパーキングの従業員の駐車場の手前までは下り坂となっているので、特に道路が積雪する状況時や、幅の広いトラックが通行するには、大変注意が必要でございます。

この道路から脱輪したという情報は今回初めてであり、今までについては情報はございません。なお、先ほど言ったように、個人的に対応された事案は数件あるのかなと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） あの道路での事故なんかはどうなんですか。今まではあったりするんでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

須賀川警察署に確認したところ、過去3年では物損事故が1件と報告がありました。事故の詳細は、県道と町道からの軽自動車同士の出会い頭の事故だそうでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） 事故が1件ということで、お答えいただきありがとうございます。

続きまして、3番なんですけれども、あそこに前はなかったと思うんですけれども、相互通行不可の新しい看板が出ましたけれども、あの看板は、鏡石町の名前が出ていたので鏡石町で立てた看板だと思うんですけれども、何か危ないことでもあって立てたのかななんて心配になってしまったんですけれども、どうしてあの新しい立て看板が立ったのかなというところをちょっとお聞きしていきたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

以前、定例会のほうで、一般質問で吉田議員さんからですかね、あそこ狭いと、あとは舗装が壊れているという状況がありましたので、そういう意味で注意喚起も含めて設置をしたところでございます。

こちらにつきましては、スマートICが整備される前は、主に鏡石パークキングの従業員や高速自動車の管理用道路として利用され、当時から道路幅は狭く、湾曲した道路形状でございます。スマートエンターチェンジの供用開始に併せて、この道路の西側に、道路利用上安全な2車線の道路でアクセス道路を整備したところでございます。

しかしながら、スマートインターチェンジの近道としてこの道路を利用する車両もでございます。こちらは先ほど申したように、道路幅が狭く、県道からパークキングの従業員駐車場までの区間において、車同士の対面通行が非常に困難であるために、この区間の前後に、昨年、事前注意喚起として立て看板を設置したとございます。

また、舗装の老朽化が見られましたので、それについては今般、舗装の打ち替え工事を実施したところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ありがとうございます。

では、4番なんですけれども、今ちょっとお答えした内容と重複のあったことではあると思うんですけれども、念のため聞いていきたいと思います。

24時間スマートインターになってから、あそこの道路の交通量というのはどうなんでしょうか。増えたりしているんでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石スマートインターチェンジは、昨年の3月13日に、24時間の運用となりました。

その後、令和6年4月から12月の日平均利用台数は約944台、24時間運用前の前年同期の日平均利用者が896台であることから、約5%の増、48台の増加となっています。このことから鏡石スマートインターチェンジの利用者は増加傾向であり、交通量についても増えているかなと思われまます。ただ、それについて具体的な数字のほうは把握してございません。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ありがとうございます。

すごくばんばん増えている、そしてすごくその細い道路通っている車があるというわけでは、今の感じではなさそうな答弁かなと思ったんですけども、なおやっぱり雪道、今年、2台続けて危うく、あわやという事故を見てしまいまして、またちょうどそのときに須賀川なんかでも車が田んぼに落ちこちまして死亡事故なんかもありましたものですから、私、非常に気になってしまいまして、思い切って事故が起こる前に一般質問しようかなと思って、今回一般質問してみたんですけども。

道路なんですけど、やっぱり落っこちちゃうと何メートルか崖なんです、そっち側が。民地ですし、大変にやっぱり危ないことになってしまうと思うんですよ。

事故が起きる前に、あの道路の雪道対策ですか、何か考えてみていただけないかなと思うんですけど、その辺いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

全体の町の除雪計画でございますが、こちらは新雪深が10センチ以上になると判断した場合に、主要幹線道路やバス路線、あとは地域の主要な道路及び公共・公益施設に通じる道路を優先的に、大型モーターグレーダー2台によりまして除雪を行っております。

また、直営作業員によりまして、凍結が予想される箇所には、気温及び路面情報を勘案し、凍結防止剤を散布しております。

ご質問の道路については、降雪により道路状況に応じて除雪作業や、交通規制を踏まえて対応してまいります。

なお、このほかに西側に大きな道路がございますので、ぜひスマートインターを利用する場合には、安全な道路をまず利用していただくのが適切だと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） そうしますと、なかなか除雪とか、恐らく看板立てたりということも、すぐには難しいのかなと、今、答弁を聞いていて思ったんですけども。

例えば、高速道路の中の店舗、ミニストップさんありますよね。恐らくあの店舗に行く配送車が、あそこを通っているんじゃないかなと。それで小型トラックですから、恐らくそうなんじゃないかなと私は思っているんですけども。その店舗さんのほうに声かけですか、あその道路、雪の日なんかは危ないですからというような声かけなんかは、役所さんのほうでしていただけたりはするとか、過去にしたことなんかはあるのかなと思ったりするんですけども、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今おっしゃったように、今回の事故については、小型の配送のトラックだということで認識しております。そういう意味では、店舗のほうにも、こういう場合には安全な道を利用いただくように、再度声かけをしたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 2番、中島議員。

〔2番 中島伸子 登壇〕

○2番（中島伸子） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

これで質問を終わります。

○議長（角田真美） 2番、中島伸子議員の一般質問はこれまでといたします。

◇ 根本 廣 嗣

○議長（角田真美） 次に、5番、根本廣嗣議員の一般質問の発言を許します。

5番、根本廣嗣議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） 皆さん、こんにちは。質問させていただきます。

東部環状線接続道路について質問いたします。

計画の進捗状況を聞きたいのですが、この前、計画の道路の図面の説明会がありまして、いろいろみんなしゃべったんですけども、5年後という話なんですけれども、これはちょっと長いんじゃないかと言われて、みんななるべく早くしてもらいたいという人が結構いた

ものですから、この進捗状況をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

道路計画の進捗状況は、今年度、道路測量設計業務を実施しており、1月30日に須賀川市と合同で地元説明会を開催したところでございます。

説明会では、道路の詳細平面図等により事業範囲を説明し、参加者からはおおむね合意を得られ、後日、不参加の地権者にも個別に事業説明を行ったところです。

今後のスケジュールでございますが、次年度から事業用地の物件補償の調査を実施、用地補償業務を進めてまいります。その後、用地補償の進捗状況によりまして、ある程度用地の買収がまとまった区間から工事に着手したいと考えております。

また、この事業は補助事業を活用しながら進めていくため、国の割当額により事業の進捗に影響する面もありますが、継続して事業を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） ありがとうございます。

（2）です。今、話合いをしたということですがけれども、須賀川側の地権者との話合いの状況はどんなものでしょうか。質問します。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

須賀川市側の関係地権者は3名おります。説明会当日に1名参加しておりましたが、残り2名についても個別で説明を行っているという聞いております。須賀川市も町同様、次年度から事業用地内の物件調査を実施し、用地補償業務を進めていくと聞いております。

いずれにしても、隣接市町村との交通アクセスとして利便性が高い道路事業でありますので、早期完成に向け、今後も須賀川市と連携しながら事業に取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） ありがとうございます。

あとは、この計画遂行されることを願っていますが、これ頓挫した場合、前の道路の件もありますから、頓挫した場合はこれ、そういうことまで考えているのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本道路につきましても、地権者に丁寧に説明をしながら理解を得て、事業がスムーズに進行するように進めてまいりたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） あとは、旧計画書の道路で、須賀川側が駄目なところなんですけれども、田んぼの道路で消防車と車が、あそこで側溝に落ちて事故になったのが2件ぐらいあるんです。

だから、田んぼのあれをその道なりに舗装計画を、須賀川分ですから須賀川市にちょっと働きかけてもらいたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 今回の質問の中身にはありませんけれども、以前に計画してあります今の旧計画道路の件で質問ありましたので、答弁させていただきます。

これまで計画していた道路のほうも、まだ地権者の、今、同意が得られていないとの状況の中で、計画は進んでいない状況であります。私も昨年、須賀川の市長のほうにも出向きまして、現道の舗装をお願いしたいというふうなことで要望しております。

須賀川のほうでも、その考え方には賛同していただいているというふうに思っておりますけれども、ただいま根本議員からありましたように、できるだけ早く、農道であっても生活道路として岩瀬農業高校に通学している子供さんも利用しているというような現状も、須賀川でも把握していますので、できれば早く実現できれば、そちらも活用できるのかなというふうに思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） ありがとうございます。なるべくよろしく願いいたします。

続きまして、駅東口整備構想について。

中島議員も一般質問しましたけれども、5年後なんですけれども、計画はもう決定なのか、変更の余地はあるのかと、あと何年で計画がもう締切りなんですか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和2年度に策定されました整備計画につきましては、駅東口の大まかな整備方針というものでございまして、今後、実施設計などにより内容を詳細に決定していくこととなります。

実際に、昨日提示しました駅周辺の将来まちづくりビジョンにおきまして、令和13年度ということで5年後のことではございますが、あちらのほうにつきましては東西自由通路を目途としておりますので、駅東口につきましても、そのときにできるかどうかという点におきましては、まだまだ確定ではないという形でございます。東西自由通路の位置、今回提示させていただきましたけれども、この位置によっては、その計画自体も修正が当然かかっていくし、今後の経済情勢を考えていけば、全体の計画自体も変更する余地は大変多くあるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） ありがとうございます。

もう計画が出ると、みんな心配しているのは、そのままになってしまうのではないかとこのことです。

それで（2）ですが、スケートボード広場を計画の中に入れてはということなんですけれども、これは私の考えですけれども、多種目スポーツが、今いろいろ騒がれています。みんなやっていて、スケートボードやるのに駐車場とか高速道路の下とか、そういうところで見ることがありました。やっぱり危ないと思うので、できればもう駅近くだから、そこで多分目玉になると思うんですよね。計画、スケートボード広場を造ると目玉になると思うので、これを計画の中に入れてもらえればと検討してもらいたいと思いますけれども、お願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

スケートボードやBMXなどストリートスポーツといわれる競技におきましては、可能なスケートパークというようなことにつきましては、2020の東京オリンピックからスケートボード競技が正式に採用されたことによりまして、国内でも施設が増えているというふうな認識でございます。

ただ一方で、こちらのスポーツにつきましては、騒音が、大変音が大きいということで、

市街地におきまして、そういう広場におきますクレームというか騒音がうるさいというような苦情があるのも事実でございます。

このようなことから、ご提案の東口につきましては、今のところ、そちらのほうの建設予定というような形は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） ないということですが、もう東口の駅近くなど周りに家もないものから、そうすると人を集めるのにはやっぱりこういうやつも計画したほうがよいのではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

確かに、集客という形では、町内だけではなくいろんなところから来るのではないかなということがございます。ただ、スケートボード関係者においては、あまり総じてマナーがどうなのかなというところがちょっと聞き及ぶところがございますので、そちらのほうも勘案しまして、騒音、先に造ったほうがいいという考えもありますし、うるさいという騒音に対して我々もやめろという話にはなりませんので、今のところは検討している形ではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） こういうものは遠くに造ると、やっぱり何かいろいろあると思うんですけども、駅近くだと、やっぱり人の目が多いから多分大丈夫だと思うんですけども、計画の中に入れてもらえませんか。しつこいようですけども。

○議長（角田真美） 企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員もご存じのように、4号線を郡山のほうに行って図景の辺りの手前の信号機のところに、スケートボードだか何かのようなパークがあります。あそこに駐車、ちょうど信号で止まりますと、窓を開けると、夜にガラガラという音が非常に聞こえてくるというようなことがあります。この騒音は、ちょっとあの距離でも聞こえるので耐えられないかなというような感覚がございまして、今のような答弁をさせていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） 分かりました。

それでは、（3）無電柱化の計画の考えはあるのかということですが、計画したことがあるのでしょうか。それをお聞きしたいです。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員のおっしゃる電柱の地中化、いわゆる無電柱化につきましては法律がございまして、全国で進められているところで、近隣でも須賀川市さんのメインのストリートには電柱がないというような形でございます。

こちらのほう、なかなか進まない理由の一つとしては、やはり多額の事業費が想定されているということで、いわゆる市街化区域に多くしているのは、都市計画税等の税金によりまして、そこが整備されているというのが現状かなというふうに考えております。

あと、無電柱化になりますと、実は街灯とか防犯灯がつけづらくて、支柱ごとつけなくちゃいけないというちょっと弱点もございまして、そちらのほうにつきましては、東口のほうの整備につきましては、今のところは、現時点では無電柱化につきましては難しいのかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） 難しいということですが、コンパクトシティということで、この駅周りに、住宅とかそういうのが、スポーツ施設とかがみんな集約してありますので、なるべくきれいな町ですと、電柱がなくなるときれいになるのかなと思いますので、多分、計画ないと思うんですけどもよろしくお願いします。

〔「はい、分かりました」の声あり〕

○議長（角田真美） 質問いいんですね。

5番、根本廣嗣議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） 今度は3です。ため池整備について質問します。

岩農の東側にすげ池というのがあるんですけども、もう岩農の果樹園のすぐ東側にあるので、岩農の先生に聞いたんですけども、やっぱり鳥が止まって果樹被害がちょっとあるみたいなんですよ。

それで、あそこをちょっと整備してもらいたいと思ひまして、池で、もう何十年も池の整備をしていないものですから、そこを整備よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ため池は、主に農業用水や洪水防止、かんがいなどの多くの役割を果たしています。ため池の管理は、ご質問のすげ池のみならず、地域住民等の協力が必要不可欠でございます。水利については、地元の水利組織等により管理していくと認識しております。

ご質問のため池ですが、現在、農業用水としての取水利用がない状況でありますので、現在、具体的な整備計画はございません。

なお、現場については、池周辺に樹木が生い茂っているという状況は確認させていただいております。こちらについては、地元の保全会の役員の方等も含めて維持管理などについて、今、協議をしているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 5番、根本議員。

〔5番 根本廣嗣 登壇〕

○5番（根本廣嗣） ありがとうございます。

なるべく整備してもらいたいんですけども、今、高久田では圃場整備をやっているものですから、そこをやってもらうと水がやっぱり足りないと思うんですよね。池にたまると、もう羽鳥湖の水が来る前に田んぼ何枚かできると余裕が出ると思ひますので、検討よろしくお願ひいたします。

これで以上、質問を終わります。

○議長（角田真美） ここで、換気のため2時15分まで休議いたします。

休議 午後 2時05分

開議 午後 2時13分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 東 悟

○議長（角田真美） 次に、4番、東悟議員の一般質問の発言を許します。

4番、東悟議員。

〔4番 東 悟 登壇〕

○4番（東 悟） こんにちは。4番、東悟でございます。

本日3月10日は、私の誕生日に、本日の大トリということで、早速通告に従って始めたいと思います。

1、子ども食堂についてなのですが、子ども食堂の活動状況。

2月の節分で恵方巻を配ったりというイベントがありましたが、大盛況で、あっという間になくなったという話をちらっと聞きましたが、すごいことだと思います。のんびりキッチンにて、これは社協でやっているやつなんですかね、去年とおととして、今回は今年で3回目で、続けて行ってほしいと思います。

それで、去年6月にも子ども食堂を質問しましたが、進行状況ということで、場所、人材、食材、いろいろ問題はあると思いますが、何か発展あったのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

子ども食堂の活動状況についてということのご質問ですが、子ども食堂につきましては、NPO法人や地域のボランティア団体が、子供たちに対しまして、無料または安価で食事や居場所を提供する取組と位置づけられております。

現在、町内で活動する子ども食堂につきましては、任意団体である、のんびりキッチンの1団体となります。当団体につきましては、主に、ひとり親家庭や児童がいる家庭を対象に、子ども食堂、居場所づくり、食材提供などの活動を月1回から2回程度活動している状況です。

なお、活動状況につきましては、令和5年度には11回の活動実績となっております。現在までに、当団体から町に対しまして、子ども食堂の活動場所や食材の調達、周知方法などについての要望や相談などが寄せられております。

今後も、子ども食堂の活動につきましては、引き続き支援していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 4番、東悟議員。

〔4番 東 悟 登壇〕

○4番（東 悟） ぜひ、続けて活動をしていていただきたいと思います。

これ通告書には書いてはいないんですが、10年ほど前ですか、ラジオ体操の集いとかがあったように思ったんですが、来た人たちにパンと飲物を配ったというのをやったと思うんですが、夏休みとかに学校給食もないですし、夏休みにそういうのももう一度、ラジオ体操の集いというのを復活してはいかがでしょうか。

○議長（角田真美） 東議員に申し上げます。

ただいまの質問は、通告外にわたっていますので、注意したいと思います。

○4番（東 悟） じゃ、これはなかったことで。

続いて、子ども食堂、福祉センターほがらかんを使ってはどうかということなんですが、厨房設備もありますし、大いに活用していただきたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 4番議員のご質問に答弁申し上げます。

子ども食堂の活動に伴います健康福祉センターの施設利用状況につきましては、令和5年10月の開館から現在まで、のんびりキッチンの活動に計4回利用されております。

活動場所につきましては、住宅が比較的多い場所で活動がしたいという当該団体の意向もあり、住宅が集中している駅の西側、具体的には主に鏡石二区集会所での活動が多い状況となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 4番、東議員。

〔4番 東 悟 登壇〕

○4番（東 悟） ということは、ほがらかんも使うということは、まだ考えていないということでしょうか。あと、何なら私に声かけてもらえれば、私も手伝いたいと思いますので、今後よろしくをお願いします。

続いて、2、小児科医院の問題なんですが、町には小児科医院がないということで、前向きに検討していただけないでしょうかということですが。

というのは、私ごとの経験なんですが、ここ最近まで孫をちょっと面倒見る機会がありまして、具合悪い時期が続いていて、にはほ小児科が、ちょうどあの年やめるかやめないかぐらいの時期だったと思うんですが、そのときに、にはほ小児科に行ったら休みだったので、あと鏡石町には小児科はないと思い、あすなろクリニックに行って予約でいっぱいだと断られたんですが、結局、自分のかかりつけの病院に行って無理無理診てもらって、結局コロナと診断されたんですけども、薬も子供用の薬を処方してもらいましたということがありました。その後は、須賀川まで足を伸ばして連れていきました。

小さいお子さんをお持ちのご家族では、今、町には小児科がないということで、この町に小児科があればいいなと思っている保護者さんは数多くいらっしゃると思います。半年ぐらい私も見ていたので、それで思ったわけですから、今、お子さんをお持ちのお父さんお母さん、須賀川まで、矢吹まで、足を伸ばしていくわけですから、なかなか難しいことだとは思いますが、前向きにご検討をしていただけないでしょうか、お尋ねします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

小児科医療につきましては、少子化や子育て対策の一助として、安定した医療サービスを提供することが重要な要素であると認識しております。小児科医は、全国的にも不足している状況です。当町のみならず、須賀川市、岩瀬郡、石川郡を含め広域での地域課題となっております。

町に小児科をつくれないうかというご質問でございますが、小児科の開設については、常勤医師の確保が難しいことや、診療施設及び開設に伴う設備、医師及び看護師、医療事務を行う職員の経費等多くの課題がありますので、困難な状況であると考えております。

現在の小児科医療体制としましては、公立岩瀬病院を中心とした地域医療連携体制を構築しまして、地域の医療機関との連携を図っておりますので、引き続き須賀川市医師会等ご意見をいただきながら、地域の実情を考慮しながら調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 4番、東議員。

〔4番 東 悟 登壇〕

○4番（東 悟） （2）になるんですが、（1）の続きといいますか、健康福祉センターで、ほがらかんに週1回、月1回、2回、町に派遣診療ということはできないか。公立病院と連携していますし、派遣という形で来てもらうことはできないか。来てもらえれば、お子さんをお持ちのご家族も少しは負担も減ると思うんですが、お尋ねします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

健康福祉センターでは、現在、保険診療行為が伴わない保健指導や乳幼児健診等を行っております。派遣診療、いわゆる巡回診療におきましては、医療法上の取扱いにおきまして、医師がおらず、巡回診療によらなければ住民の医療の確保、健康診断の実施等が困難な地域である場合に認められるもので、当町におきましては、この要件に該当しないことから派遣診療できないものと認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 4番、東議員。

〔4番 東 悟 登壇〕

○4番（東 悟） すると、これはもう難しいということになるんでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 4番議員の再質問にご答弁申し上げます。

先程も申し上げましたが、保険の診療行為が伴わない行為ということで、通常の母子とい
いますか、乳幼児等の健診等につきましては、いわゆる今の健康福祉センターのほうで診察
等行為はできるんですが、診療行為ということで報酬等、そういったものが関わってくるも
のにつきましては、ああいった施設のほうでは開設できないということになりますので、現
時点におきましては健康福祉センターのほうでは開設できないという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 4番、東議員。

〔4番 東 悟 登壇〕

○4番（東 悟） 分かりました。

続いて、3番、ファミリー・サポートセンター事業についてですが、保育園後の預かり保
育ですが、ファミリー・サポート、キッズライン、夜間保育といった事業が鏡石にはないとい
う事実。保護者が安心して仕事と育児を両立できるように、ご家庭、ご家族、保育施設等
で対応し切れないことをやってもらえる事業ですが、町にはありません。

そこで、町で進めていただけないでしょうか。

共働き家庭も増加していますし、夜勤がある保護者、家計を支えるための夜勤残業して働
く保護者もいます。どうしても早く帰れない仕事もありますし、働かないと子供も養ってい
けない。仕事をしながら子供を育てる。誰かが無理したり我慢しないといけない、成立しな
いと思うんです。無理したり、我慢したりをしないように、支援事業があってもいいんじや
ないかと思います。

ちなみに、夜間保育、キッズラインは須賀川、矢吹にもあります。全国にあるんですが、
それで昨日調べたら鏡石町も載っていたんですね、キッズライン。出てきていたんですねよ。
ただ、キッズラインは高いんですね。1時間2,000円から3,000円くらいかかります。ベ
ビーシッターみたいな感じなんですけれどもね。

それを考えますと、ファミサポ、ファミリー・サポートは1時間600円から700円ぐら
いなんですよ。町で負担しての値段なのがちよっと分かんないんですが。ファミサポ事業を取
り入れている市町村は結構あるんですが、郡山、須賀川、田村、石川、玉川、白河、西郷村、
矢吹といった、結構、会津地方も、いわき地方もあるんですが、それで鏡石町も取り入れて
はいかがでしょうか。お尋ねします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 4番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ファミリー・サポートセンター事業につきましては、保護者の所用があるときの預かりや、保育施設、小学校、習い事の送迎などへの子育ての支援をしてほしい方と、子育てをお手伝いをしたい方が会員となりまして、会員同士で子育てを支援し合う制度となっております。

現在、町ではこういった事業は実施しておりませんが、それに変わる事業の一つとしまして、未就学児童につきましては、幼保施設で実施している一時保育事業、小学生につきましては、小学校の敷地内で実施している放課後児童クラブ事業にて対応をしているところであります。

本事業につきましては、子育てを手伝いたい方、提供したい方ですね、こちらの会員の確保が課題となっており、子育て世帯からの要望や本事業の需要の見込みなどを考慮しまして、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 4番、東議員。

〔4番 東 悟 登壇〕

○4番（東 悟） 前向きにご検討いただければありがたいと思います。

それで、前の質問の笠石のセンターライン、早急にやっていただけてありがとうございます。

本日、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 4番、東議員の一般質問はこれまでといたします。

◎休会について

○議長（角田真美） ここでお諮りいたします。

本日の一般質問はこれまでとし、明日3月11日午前10時から一般質問を再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、3月11日午前10時から一般質問を再開することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時32分

第 3 号

令和7年第7回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和7年3月11日(火)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	畑 幸一	2番	中 畠 伸子
3番	熊 倉 正 磨	4番	東 悟
5番	根 本 廣 嗣	6番	町 島 洋 一
7番	稲 田 和 朝	8番	込 山 靖 子
9番	吉 田 孝 司	10番	小 林 政 次
11番	円 谷 寛	12番	角 田 真 美

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 正 男	副 町 長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	吉 田 竹 雄
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税務町民課長	根 本 大 志
福祉こども課長	菊 地 勝 弘	健康環境課長	大 木 寿 実
産 業 課 長	吉 田 光 則	都市建設課長	根 本 博
上下水道課長	圓 谷 康 誠	教 育 課 長	大 河 原 正 義
会計管理者兼 出納室長 農業委員会 会長	佐 藤 喜 伸	選 挙 管 理 委員会委員長	草 野 孝 重
	菊 地 栄 助		

事務局職員出席者

議会事務局長 緑 川 憲 一 主 査 藤 島 礼 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（角田真美） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 円 谷 寛

○議長（角田真美） 一般質問の通告がありますので、11番、円谷寛議員の一般質問の発言を許します。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 令和7年の第7回定例会議6番目の一般質問をさせていただき、11番議員の円谷寛でございます。

本日3月11日は、東日本大震災からちょうど14年目の日です。この日の地震も千年に一度と言われるすごい地震でございましたが、同時に起きた東京電力福島原発の爆発事故は、全く例を見ない激しい大きな災害でございました。今朝の朝刊にもありましたが、一時避難指示が出た県内7町村の直近の居住人口は、震災当時の17%にとどまっているとのことでございます。汚染土も国は県外で処分すると約束をしてきましたが、全く手つかず進まず、業を煮やした双葉町長は、町内での再利用をまず生み出すことを検討していると明らかにしています。このような状況の中で、自公政権は原発の再稼働や新增設までしようとしています。全く無責任極まりない動きと言わざるを得ません。

今年は、戦後80年になります。戦後、アメリカ人は日本人を大変ばかにして、日本人の精神年齢は11歳などと笑っていました。それは言うほうにも一理がございまして、アメリカ兵が上陸をしてきたらば竹やりで戦うなどと主張し、そして訓練をしていたその日本の側にも一面的に言われてもやむを得ない面があったとは思いますが、トランプ氏に2度目の大統領就任を委ねたアメリカ国民の知的水準は一体何歳に当たるのかと疑問に思わざるを得ません。前回の大統領選の敗北を認めず、民衆に国会議事堂への襲撃を扇動し、警官と暴徒に死者まで出して、そして刑事事件4件の被告人であり、ワシントンポスト紙の調査では3万件以上のフェイク情報を発信したと言われていています。もう数え出したらきりがなほどの不正を繰

り返したこの人を、アメリカ国民は再び大統領に選んだわけでございます。これは全く我々の常識に全く理解できないことでございます。2期目就任後も、カナダをアメリカの州にするとか、グリーンランドを買収するとか、さらには関税をそれぞれの世界中の国々に増税をすると脅かしています。これはまさにもうめちゃくちゃなアメリカの長年培ってきた世界の信頼を損ねるようなものでございまして、特に私は心配するのは、地球環境の問題でございます。全くトランプ氏は地球温暖化の面について無責任といたしますか、非科学的なことを繰り返して、いわゆる化石燃料を掘って掘って掘りつくすとまで言っております。これは、これからますます地球温暖化が進んで、環境が破壊されていくということを知らせていると思っております、大変憂慮をしているところでございます。

早速質問に、通告に従って、質問に入らせていただきます。

第1点は、議場のバリアフリー化についてでございます。

(1)番は、議場へのエレベーターはいつまでに設置されるのか、明らかにされたいと思っております。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） おはようございます。

11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

令和7年度当初予算において、役場庁舎バリアフリー対策として、エレベーター設置基本計画を計上させていただいております。このエレベーター設置基本計画では、建築基準法などの法令確認、概算工事費、工事に関する課題、利用者の利便性を踏まえてエレベーターを計画するものであります。この基本計画を受けまして、設置するか最終的に判断したいと考えております。設置の方針が決定した場合には実施設計を行い、工事に着手したいと考えており、現時点におきましては、まだはっきりと時期をお示しすることはまだできませんことをご理解願いたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 何回も何回もこの問題を質問してきた立場から、今の答弁は大変ありがたい答弁だというふうに思っています。ぜひいろいろ財政的にも大変だと思いますが、私は今までいろんな保健環境、保健センターですか、ここに造ったらいいんじゃないとか、勤労青少年ホームの改造がいいんじゃないとか、あるいは簡易エスカレーターの設置はどうかといういろんな面で質問してきましたが、エレベーターがやっぱり一番これは現実性のある使いやすいものであって、大変お金もかかるだろうと思いますが、ぜひ進捗をさせてい

ただきたいと思います。

これは（２）、（３）は補足的な話になりますけれども、ただこれを通告しておりましたので、この辺調査をしたんであったらば答弁いただきたいんですが、（２）番の障がい者が議場に自力で入れない町というのはどのくらいあるのかを調べるように申ししていたんですが、これももし調べてあったらばご答弁をいただきたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

近隣町村の役場庁舎のエレベーター設置状況を調査したところ、エレベーター設置されていない町村は、天栄村、矢吹町、玉川村となっております。また、エレベーターが設置されている町村は、石川町、平田村、中島村であります。エレベーターが設置されている町村は、いずれも新築や大規模改修工事を行った庁舎であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 天栄村はエレベーターないというの今初めて知ったんですが、調べてもらって、ご苦労さまでした。

（３）番は、私は先ほども申しましたが、この議会の議場に障がい者が入れないというのが大変人権蹂躪だということで、いろいろ言ってきました。その中で、簡易エスカレーター、これ百数十万円からできるそうですね。手すりに椅子式のモーターのついた昇降装置をつける。百数十万円からあるということで、これをやったらどうかという申入れをしたんですが、これは建築基準法に違反するんだと、こういう答弁があったんですね。しかし、その後の経過を見てみますと、あそこの階段の踊り場に大きな「まとい」があるわけですね。私はあの簡易エスカレーターというのは、椅子が折り畳みになるんですね。よくよく場所は取らないんです。これが駄目だと言いながら、あの「まとい」というのは逃げ口上といいですか、建築物ではないからいいんだということにしては、ちょっと人をばかにした答弁ではないかと思うんですが、あの「まとい」については建築基準法には違反していない、いいんだと、こういう主張は今でもあるんですか。答弁願います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

庁舎玄関踊り場に設置されております消防団の金バレンでございますが、こちらは建築物ではございません。これまで消防点検等においても指摘はされておられません。しかしながら、

通路であることから、またかなり年数が設置から経過して劣化もしているということから、通路からは移設をしたいというふうには考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 何かこれは本当に簡易エスカレーターというのは、私の取り寄せたカタログでは、よくよく幅の取らないものだったんですね、椅子が畳まりますから。それは駄目だと言いながら、あれだけの大きなものを建築物ではないといいますが、1人や2人担えないような大きなもの、これを置いて、これは建築物ではないんだというふうな強弁はちょっといただけない。こういう慣用的答弁といいますが、そういう言い逃れはまずいと。これはやっぱり建築基準法と何のためにあるのかといえば、やっぱり安全にその利用者が安全に万が一の場合の避難とか何かができるような、そういうためのものであると思うんですね。ですから、これはこれだけの大きなものを建築物ではないから違法ではないなんていうのは、非常に強弁といいますが、人をばかにした話ではないかと思しますので、これはやはり建築基準法、その寸法が確保できないというんならば撤去をする。当然のことだと思います。

それでは、大きい2番目の質問に入ります。

成田地区遊水地事業についてお尋ねをいたします。

これは、（1）番は、移転用の宅地はどの程度、今の段階で確保されたのかを明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） おはようございます。

11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今般の遊水地整備により、約70世帯の移転が生じておりますが、移転者の移転先の意向については、まず自分で移転先を確保する世帯、2つ目が、国が整備する集団移転先へ移転する世帯、そして3つ目が、駅東土地区画整理地内へ移転する世帯と、大きく3つに分かれます。移転用の宅地の確保につきましては、国が造成する集団移転先を希望する世帯が18世帯、駅東土地区画整理事業地内を希望する世帯が12世帯おり、その全世帯の希望する面積を確保しているところでございます。

なお、集団移転先については、新町と成田原町の2か所に決定し、移転希望者の方々に対し、移転先における必要面積や区割り等の要望については、移転希望者との調整を重ね、移転者が求める必要面積の確保と区割りについて、おおむね同意を得たということで状況でございます。

次年度からは、国による集団移転先地の造成整備が始まるように現在準備が進めている状況でございます。しかしながら、個人で移転を希望する世帯においては、まだまだ移転先の希望が流動的な世帯もあることから、町においても引き続き移転者に寄り添い、希望に添えるような支援、移転先の確保を努めてまいりたいと思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 今、答弁あった国の新しく造成する宅地への移転は、何所帯分を今できているんでございませうか。それを2つの区域にするということを前々から言っていますが、それぞれの区域に何所帯ずつ予定をしているのかをお知らせいただきたいと思っております。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 国で造成している、移る2か所、成田原町と新町でございますが、成田原町については15区画を造成し、うち13世帯が希望しているところでございます。また、新町については6区画、うち5世帯が入居を予定しているという状況です。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 移転は単なる居住だけじゃなくて、農家の場合はいろんな農機具を置いたり、あるいは苗を育てるためのハウスなどを設置するために、かなり広い面積を必要とすると思っておりますので、その辺について十分な配慮をして、施設を建設していただきたいと思っております。

（2）番目は、いわゆる経営がこの130町歩も成田地区だけで土地がなくなるわけですから、これは大変な、農業経営には大きな打撃になります。これでも営農を続けるためにいろんな対策が必要だと思っておりますので、これは国の事業としてやるわけですから、ぜひ国にそれに十分対応してもらうように町は取組をしていただきたいと思います。まず規模が縮小された場合に、例えば大型の農機具であるコンバインなどの設置をしなければ、人ができないということになれば、かなりコスト面で、これは経営が圧迫されてやっていけなくなります。ですから、そういう機械がなくても稲作経営ができるような、例えで言えばライスセンターのようなものを設置すべきではないかと思っておりますが、これに対する取組についてお尋ねいたします。

○議長（角田真美） ここで申し上げます。私語は慎んでください。

質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 改めまして、おはようございます。

11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町としましては、阿武隈川上流遊水地群整備事業によりまして、規模縮小となる農家多く見込んでいらっしゃるような状況でございます。ご質問いただきましたライスセンターなどの共同施設の設置につきましては、既存の機械設備更新が必要になってくるこのタイミング、特に成田地区におきましては、水害に伴う災害復旧補助を活用し整備し直したというふうな経緯もあることから、この機械設備の統廃合のタイミングにより一層注意しなければならないというような状況がございます。

また、本町にライスセンター1か所ございますが、こちらは農業用機械の共同利用を目的に設立されたというような経過がございます。そのほかライスセンターとしましては、その受託方式といいますか、農家のその機械の共同利用ということではなく、オペレーターによるその受託といった方式もございます。こういった状況を踏まえまして、こういった方式が成田地区に合うのか。こういったところ検討していかなければならないというようなことで、令和7年度予算につきましては、ライスセンター設置団体、今、県内県外ありますので、そちらへの先進地視察をまず実施して、いろいろ知見を深めながら、こういったものが成田地区に合うのか、成田地区のその受託者連絡協議会の皆様等々と十分に検証してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 今まで鏡田にあったわけですね、ライスセンターは。でも、今までは自発的にそういうものを鏡田の農家の方々がやって運営して、今委託作業などを受注してやってきたわけですが、この成田の場合は、国が一举に130町歩もの土地を遊水地にして沈めてしまうわけですから、この意味がちょっと違うんですね。これはやっぱり農家のほうは大変ですね。今までの経営が大きく影響を受けるわけですから、ぜひこれは鏡田のライスセンターとは意味が違う。これは町が、いやが応でも作って対応してやらないと、成田の農家は大変困ると。こういうことですから、ぜひここをもう少し、その遊水地に土地が潰れる農家の立場を十分理解して、これはやっていただきたいというふうに思います。

②番は、これとも関連するんですが、大変経営規模が縮小してしまいます。それで農業で経営してやっていくのには何がいいだろうかということを私は考えたんですが、やはり前から申していますように、やっぱり直売所が非常にいいんじゃないかというふうに思うんです

ね。農家の方は自宅で食べる野菜をほとんど作っているわけですね。例えば余った野菜でも売れる場所があれば、換金して生活費になるんじゃないかと思いますので、ぜひこういう直売所など、できれば私は前から言っているように、道の駅にも造ってもらえばいいんですが、なかなか今まで何回も質問してきたのに、いつも道の駅については難しいようなので、いわゆる少なくとも直売所のようなものを設置して、やはり農家が耕地面積が少なくなった分を少しでも補えるような体制をつくっていただけるまでということ、この辺いかがでありますか、申し上げます。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

直売所の設置につきましては、町で実施しましたアンケート調査の内容から、「かんかんてらす」の利用を考えていらっしゃる回答が一番多かったというふうなところございます。運営組織の立ち上げ、1年を通した商品確保等を考慮した場合、「かんかんてらす」既存の施設を活用することが現実的なところかというふうにご検討されているような状況でございます。しかしながら、「直売所施設の立ち上げ」と回答された方も少なからずいらっしゃいます。こういったことを踏まえまして、令和7年度当初予算に計上しましたライスセンター設置に関する視察研修、こちらに併せまして直売所の、その運営というのもテーマとして研修してまいりたいと考えているような状況でございます。直売所につきましても、プレハブ物置規模のいわゆるその無人販売所的なものから、はたけんぼさんのように大規模な施設、様々ございます。必要な品ぞろえであったり、出荷してくれるその農家の数、維持運営に必要な人員経費等について、この視察研修を通して知見を深めてまいりたいと、このように考えているような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 視察研修、大いに結構だと思いますので、ぜひやっていただきたいと同時に、この直売所の件は、単なる成田の遊水地に関わる人たちばかりでなくて、その他の農家のためにも大いに役立つ施設だというふうに思っています。というのは、私の身内なども須賀川のはたけんぼに野菜を数多く出してきたんですね。しかし、高齢になって毎日車で青物などを3回も4回も行かなくちゃならないということで、これは無理だということで、今、里芋なんかはやっているようすけれども、青物などは出せなくなっております。

そういう意味でもやはり鏡石には、駅東の中に準工地域もございます。ああいう土地を活用して、そういう施設を造るのも大いに有意義ではないかというふうに思うんですが、その

辺もう少し詰めて、「かんかんてらす」というのはどうも駐車場の設置から含めて、あれは利用しにくい。買いに行く人も売りに出す人も、非常に駐車場の関係が離れておったり、荷物を持っていくわけですからね。その荷物運ぶのに対して大量に入れるのにはちょっと場所的に不便であるということもございますので、もう少しやっぱり「かんかんてらす」ではなく、規模の大きいものを駐車場横付け、車が横付けになるような施設を、私は道の駅が前々から要望をしてきたんですけれども、道の駅が難しいというのであれば、やはり直売所を駅東の中の準工地域にでもぜひ造っていただけないものかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 11番議員の再質問にご答弁申し上げます。

施設の建設というふうな形になってございますと、ハード的な部分の対応に加えまして、ソフト的な部分、人材ですとか運営団体、そういったところの対応も必要となってきます。こちら、「かんかんてらす」に関して、その施設そのものの例えば移転とかそういったところだと、「かんかんてらす」の直売施設のそのノウハウを活用して維持運営というふうなことも可能となるというふうなところの可能性もございます。こういったところ総合的に勘案しながら、検討を深めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 先日、ある議員の議会だよりが折り込みで入ってきました。それはその議員の主張として、やれない理由を見つけるんじゃないかと、いかにしてやるか、これを探すのが我々の仕事だという言葉が入っていました。まさにこれはやらない理屈を並べても何も問題は解決しない。例えば隣の天栄村では人口規模四千数百ですよ、その村が今、道の駅2つを運営しているんですね。これはもうやる気なんです。やる気があるかないかです。そして今のかんかんてらす、例えば野菜を持っていっても、車が横付けにならない。そういう場所でございます。だから、それは売りに行くほうもそうですが、買いに行くほうも非常に不便だということでございますので、やはりこれは直売所を新たに設置して、この遊水地の早くいえば犠牲者ですね。遊水地のためにその農家が大変な痛みを被るわけですね。金は一時金がもらえるからいいんじゃないかと言いますが、金はいつときですね。使ってしまうとなくなってしまう。そういう日々働いているような、そういう収入を確保しておかないと、必ず先が知れているわけでございます。ですから、こういうものをぜひこれからも検討していただいて、やらない理由を考えるのではなくて、やる道を探るような、そういう考えに

立って、この問題をこれからも考えていただきたいと思います。

これも引き続き私はやっていきますので、次の質問までいろいろやれる方法を探っていたきたいと思います。やらない理屈はいいです。天栄村も2つの道の駅を運営しているんですからね。それが鏡石でできないわけがないんです。しかも、土地は広大な準工業地域があるわけですからね。ここをやはり開発の突破口に、最初の施設として直売所を造るなんていうのもいいんじゃないかと思ってね、それを機会に認知度が高まって、工業用地も工場を誘致したいという企業も出てくるんじゃないかと思いますので、そこをやっぱり突破口にして、あの駅東の開発というのも一つの手法ではないかと思いますので、これからもこの問題は質問をしていきますので、次の質問に備えて、やれる方法を、やらない方法は何ぼ考えても意味がないですからね。やれる方法を考えておいていただきたいと思います。

それから、③番に入ります。

專業ではやっていけない農家、この方々に駅東の準工業地域に工業用地を建設し、企業誘致を進めるべきではないかと考えるが、執行のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） おはようございます。

11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ご指摘のとおり、工業団地の誘致につきましては、雇用の確保にとって、成田の地区のみならず、町としても重要な施策であるというふうに認識しております。現在、駅東第1土地区画整理事業地内の準工業地域における産業用地の確保について検討を進めているところでございます。本年度につきましては、当該地域の地権者の皆様へ、今後の土地活用の予定や産業用地への確保の協力とかの意向調査を実施しまして、取りまとめを行っているところでございます。今後は、地権者の皆様の意向を加味しながら産業用地を確保し、区画整理事業の事業計画変更を行った上で事業を進めていくということでございます。また、用地の確保のみならず、県の企業誘致推進協議会、県の東京事務所や名古屋事務所、賛助会員となっております一般社団法人日本立地センターなどと連携しまして、鏡石町に立地いただけるような企業の誘致を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ本気になって、この取組をしていただきたい。これは町のためにも大変有意義な事業だと思いますね。その土地を安易にぶん投げるようでは一銭にもならない。維持管理で草刈りをしたりしてお金がかかるだけです。それでは全く町は豊かになり

ません。ますます貧乏になるばかりです。ですから、これはぜひあの土地を活用して企業誘致を進めれば固定資産税も入りますし、働く人の所得税、町民税も増えますし、いろんな意味で町の暮らしにプラスになるんで、ぜひこれは本気になってこの問題は取り組んでいただきたい。いつまでも草ぼうぼうにして荒らしておくのは全く百害あって一利なしでございまして、ぜひこれは元町長が高い値段で、何回も言っていますけれども、高い値段で買い過ぎた。ある議員の圧力だと私は見ているんですけども、そういう横やりをした議員は全く言語道断だというふうに思いますが、しかし、そういうのは言うこと聞いた人が一番悪いんですからね。ごり押ししても、あんな高い値段で土地を買うべきではなかったということでもあります、やってしまったことはどうしようもない。これからの策として、この土地を活用していくような方法を考えるのがやっぱり現在の執行部の役目というふうに思っていますので、この問題もぜひ本気になって取り組んでもらいたい。

大きな項目の3項目は、ため池の維持管理と利活用についてお尋ねをいたします。

(1) 番では、サカサ池の浚渫工事の現場を見ると、たくさんの鉄板を設置し、大がかりな工事なのに土砂の撤去は大分浅いように見受ける。これではまたすぐに浅くなる。草もすぐに生えるのではないか。なぜこんなに浅くやるのか。もう少し深く掘れば、鉄板を敷く費用は同じですから、長持ちするのではないか。水が溜まる場所がすぐなくなっちゃうんです。前に草が増えれば、そののろのはけも悪くなるということもございまして、何でこんなに浅くしなくちゃならないのかということが第1点だと。ですから、この理由をお尋ねします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ため池の浚渫工事を計画する際は、掘削する高さについては、ため池底高となる高さを基準に水平となる底面を設定し、その端点から護岸に向けてすりつける形を基本として設計計画を策定するものでございます。池底高の設定については、一般的に底樋の呑口高とされており、サカサ池では縦樋の呑口高が現地測量により測定出来たため、その高さが現地調査により測定出来たため、高さが池底高に設定されております。この浚渫工事により、工事前の有効貯水量が約8,200立米に対し、工事後は1万3,800立米、約5,600立米の増加ということで貯水ができるようになりました。周辺からため池の排水流入もスムーズになるため、近年の豪雨によるため池上流域の水被害が軽減できることが期待できます。なお、議員がおっしゃるように深く掘ればということもございまして、あくまでも池の構造的な部分ではこれが最大限の掘削という形に考えてございます。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 私は毎日のようにあそこを通るんですけども、やっぱりもうちょっと深く掘ってもいいんじゃないかというふうに思うんですね。傾斜ないくらいにですね。底地と同じくらいな深さにしたって水は吐く。下が低いんですからね。これはもう少し検討すべきじゃないかというふうに思うんですね。鉄板を敷く工事が大変だと思いますね。補正予算でも上乗せした予算を計上されておりますけれども、私は同じ鉄板を敷く工事に同じくかかるわけですから、もう少し傾斜をなくすくらいな平らにして、下げれば、草のアシというんだかヨシというんだか分かんないんですけども、生え方も違うんじゃないかと思うんですね。ぜひその辺はもう少し検討がされるべきだというふうに思います。これはこれからの検討していただきたい課題でございます。

次の2つ目は、ため池を活用したソーラーパネルの設置による発電事業に我が町も取り組み、浚渫費用ぐらい生み出すことを考えてはどうなのかということについてお尋ねいたします。

これはマスコミ報道などで最近そういう自治体が非常に増えているようでございますね。ですから、あの水面を活用してソーラーパネルを設置させれば、地代といいますか、その地代の利用料を取って、将来何十年か後になるんだろうと思いますが、今まで浚渫の、このところ、久来石の借俣池をはじめ、最近なんですね、浚渫やるようになったの。だから、これは何十年ももつということですね。そういうことで今までやんなくてもきたんだから。だから、そのくらいの費用はソーラーパネルに設置をして、その利用料を頂ければ、浚渫費用代は生み出せるんじゃないかと思うんですが、この辺についてお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

浚渫費用は非常に多額となることから、日頃から農業ため池を利用する地域、耕作者の適切な管理と協力が不可欠でございます。ため池に、ソーラーパネルを設置する取組については、環境への負荷を減らし、エネルギーを再生可能な方法で生産する試みとして注目されているところでございます。ため池に発電設備を設置検討するにあたり、設置コストや設置後のメンテナンス、さらには規制の整備はもとより、ため池地帯の管理や構造に影響がないようななど多岐にわたり検討する必要がございます。メリットやデメリットを調査研究し、関係課と発電事業者への取組について考えてまいりたいと考えています。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 手法はいろいろあると思うんですね。町が直接ソーラーパネルを設置するとなると、これはいろいろ大変だと。だから、水面を貸すということでやれば、その水面の利用料が町に入るだけで、後は業者がやるんじゃないかと思うんですね。だから、そういう手法でぜひ町のほうで全部、これは事業としてやるとなれば大変だということでございますので、ぜひこれは地面を貸すということで、民間の利用料を毎年頂いて、そして浚渫費用に将来はやっていく。ソーラーパネルを撤去したときには、浚渫をするくらいな話でいいんじゃないかと思えますんで、その辺をもう少し町は面倒な事業を自分たちみんなで作るんじゃないかと、その水面を貸すということだけではいかなものか。そんな難しく考える必要はないんじゃないかと思えますが、再質問としてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 11番のご質問にご答弁申し上げます。

国の農林水産省のほうでは、農業用のため池における水上設置型太陽光発電設備の設置に関する手引き、ガイドラインが設置されています。この中では幾つか留意する事項が設けられています。まず、ため池ですので、ため池の利水や維持管理への配慮、先ほどに当然ながらため池を使う農業者に対することですので、そちらの利水とか、また維持管理、草刈りをしたりとか、例えばそういう管理部分に対して配慮が必要だということになります。また、ため池の構造の安定性及び機能確保ということで、ソーラーパネルを設置することによって、構造的に負荷がかかってしまうということも考えられます。それについても配慮が必要だということになっております。またさらには、防災・減災機能の確保ということで、ため池も当然ながら一時の貯留池という形になります。その場合に太陽光パネルがあることによって、貯水、減災ができないことも考えられるという状況から、それはもう当然ながら配慮していく必要があるということになります。また、ため池には生態系、さらには景観、文化という、そういう多面的な機能もございます。そちらにも配慮しながら考えていくということでございます。それも含めながら、地域住民に丁寧に説明をしながら、当然ながら事業所、やる発電事業所との調整もかけていく必要があると考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 今、都市建設課長の言うとおりで、いろいろ配慮しなくちゃならないのは当然だろうと思えます。しかし、その手法として、水面を貸すだけでそういういろんな条件をつけながら、それでも水面を利用したいという業者があれば任せるのがいいんで、町が直接やるとなると、これまた大変な事務作業などがでますので、ぜひその辺はもう少しもっ

と気楽に考えて検討していただきたいというふうに思います。

大きな目の4番目は、町営公園墓地の建設について質問いたします。

今、農地が大変暴落する。そういう土地を活用して、私はソーラーパネルの話にもなりますけれども、山を、山林を伐採してソーラーパネルを設置しているのは、私は反対なんですね。これは、山というのは、山林というのは、すごくその理性といいますか、防災上も水を溜めるんですね。貯留するんです。そういう意味でこの裸にしちまうということは、水害の発生に直結する。ですから、私はこれは反対。むしろ今、去年は特別、米が値上がりしましたけれども、暴落して、米つくりの労賃は1時間当たり10円だなんて国会で議論しました。それは私は共産党の議員が参議院の決算委員会でやっていたから、そのところ調べようと思ったら、答弁していた農水省が発表しているんですね。農水省が発表した米つくりの1時間当たりの労働費は10円だと、こういうこと発表しているんです。答弁聞いて、あら何だ、農水省の数字だった。それはあらゆる米つくり農家の報酬、20町歩以上になれば、もっと高い、2,000円とかになるという話なんです。それにしても10円はひど過ぎますね。こういう状態で農家は今、米づくりをやってきたわけですから、ぜひ農地を、田んぼもやっぱり今、耕作放棄地なども増えていきますから、こういう土地を活用して、もう公園墓地のような広大な土地を確保して、そして町営の公園墓地を造るべきじゃないか。そして、これは今、墓地に対する認識が非常に変わってきています。墓じまいなどをやっているというふうな人の話も聞きます。ですから、その需要に合わせた新しい方の例えば樹木葬の墓地などをその広大な公園墓地の中に造って、そういう需要にも応える。こういうことが必要なんじゃないかと思うんですね。これは決して墓地は損をしない事業なんですね。これは墓地というものは小さい区画でかなりいい値段で売れますから、これは損をしない。こういう事業でございますので、やっぱり思い切ってそこを考えて新しいイメージの公園墓地というものの建設を進めてはどうかということをお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大木寿実） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在進めている墓地整備事業は、鏡石町墓地整備計画に基づきまして、喫緊の墓地不足に対応するため、公平で安定した墓地の供給として、短期的な墓地整備を進めさせていただいており、具体的には公共墓地として、墓地区画の供給を行う事業として進めているところでございます。この整備が完了後は、近年お墓を代々管理する難しさや墓地の無縁化など、墓地埋蔵法を取り巻く環境も問題もありますので、改めて将来を見据えた町の墓地の在り方につきまして、中長期的な視点に立ちまして、先ほど議員さんおられましたとおり、樹木葬や永代供養、公園墓地などの墓地形態も含めまして、墓地整備の調査・研究を進めていく考え

でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひこの問題も、町の将来にとって大きな問題であると思います。前にも申しましたが、山林を伐採した公園墓地の建設については、私はあまり良としません。むしろ田んぼが今、荒れ果てた耕作放棄地などが増えておりますし、田んぼの取引価格などを聞きますと、べらぼうな値段で売買をされているという話も聞きますので、ぜひそういう土地の活用のほうがいいんじゃないかと思えますので、ぜひこれからはこの問題を考えていただきたい。私は今、大木課長が言ったように、今進めている墓地の問題で質問をしているんではございません。大規模な公園墓地というの、例えば須賀川には松塚にありますね。あのような広大な墓地をぜひやっていただきたい。非常に跡継ぎがいなくて耕作放棄地のような土地もこれからどんどん増えるだろうと思うんですね。跡継ぎがないんですから、これは増えるのは必然です。こういうものに対応して、ぜひそういうところに計画をしていただいて、これは簡単に一朝一夕でまとまる話ではございません。広範な土地を確保しなくちゃならないわけですから。その辺については、ほしい人には土地をやったりして、かなりの面積の土地をまとめるということ、大事業でございますから、ぜひこれは大きな視点で長期にわたって取り組まなければならない課題だと思いますので、これからぜひこの問題にも考えを持っていただきたいというふうに思います。駅東にはこれからもどんどん、住宅地や準工地区にはいろんな施設もできたりして、にぎやかになる、進めればですね。開発進めばにぎやかになるはずですから、その人たちの、必ず将来は墓地の問題も出てくるはずでございますので、ぜひこの問題をこれからも長期にわたって取り組んでもらうように希望いたします、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 11番、円谷寛議員の一般質問はこれまでといたします。

ここで換気のため11時まで休議いたします。

休議 午前10時52分

開議 午前10時59分

○議長（角田真美） それでは、休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 込 山 靖 子

○議長（角田真美） 次に、8番、込山靖子議員の一般質問の発言を許します。

8番、込山靖子議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 8番、込山靖子、通算8回目の一般質問をします。よろしくお願いいたします。

先日の全員協議会で令和7年度予算案概要の大まかな説明をいただきました。その中で大変うれしい内容がありました。それは鏡石子ども未来基金の設置と小学校異文化体験の新規事業です。子供を健やかに育てるのを目的としたこの基金は、個人の寄附金のおかげで設立されたものですが、町の宝である子供たちが心豊かに成長できるように、寄附者のご意向に沿うよう、有効に運用されることを願ってやみません。また、数年ぶりに復活したブリティッシュヒルズ体験学習は、子供たちにとって大変な貴重な体験となり、有意義な学習となるでしょう。これらの事業を企画してくださったことに対し、町民の一人として深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

話は変わりますが、日本の税金の種類の高さは世界でもトップクラスと言われており、ここ数年の増税で庶民の暮らしは圧迫されています。財務省が発表した2024年の国民負担率は45.1%となっています。しかし、この数値に見合った福祉や生活改善が充実しているのかは非常に疑問に思うところです。国は今後さらなる増税政策を検討中で、知らないうちにいつの間にか決められ、私たちの生活はより厳しいものになっていくのではないかと懸念しています。また、物価高騰により、野菜や米、魚や肉など日々の食材の調達も頭を悩ませながら、世の主婦たちは家族のために食卓を保つ努力をしています。5円、10円、100円の大切さを痛感しながら節約する主婦たちの目線から見て、莫大な予算を使う町の行政事業は一体どのように映っているのでしょうか。私のモットーである主婦目線、母親目線で質問いたします。

なお、今回から一般質問通告書提出期限が1週間早まり、先月21日、全員協議会開始前に提出しなければなりません。その全員協議会で明らかになったこともありますが、提出時点での質問をさせていただきます。

1、鏡石中学校グラウンドの整備について。

屋根つきベンチについての疑問は、12月定例会一般質問でも取り上げ、ご答弁をいただきました。しかしながら、そのご答弁に対して新たな疑問と不信感が生じてしまい、一般質問をすることの意味そのものを改めて考えるきっかけになりました。できるだけ意味のある一般質問にしたいと思います。

前回の一般質問で、物価高騰や資材品薄状態で着工もままならないのに、どうしてそこまで無理して造る必要があるのかと私はお聞きしました。それに対するご答弁は、事前に資材の調達状況や納品期間を確認しており、現在工事は工程どおり順調に進んでいるとのことでした。工事は10月2日が着工日ですが、私が11月22日に確認したときには、カラー

コーンが置いてあるだけで全然手つかずの状態でした。ただ工事中を示す看板には、工事期間を12月25日までと表記されていました。私は翌日の12月26日に見に行きましたが、屋根だけの設置でベンチのほうは設置されてはいませんでした。その後、1月17日に再度現場を確認したら、まだ設置されていませんでした。その上、いつの間にか工期が1か月以上も延長され、看板の日付は1月31日までとなっていたのです。1月31日に念のためグラウンドを見に確認しましたら、ようやくベンチは完成していました。完成したベンチは思ったより小さく、大人がせいぜい3人くらい座るほどの大きさでした。こんな小さなベンチを設置するのに、工事期間を1か月以上も延長し、4か月もかかった理由とは一体どのようなことなのか不思議に思います。

通常、公共工事は着工から竣工までの期間や工事内容を工事請負契約で決めています。工事が延長される例として、一般的には設計の不備や施工ミス、資材・人材不足、自然災害、コロナ禍のような不測の事態などが挙げられます。公共工事で工事延長が決定した場合、工事延長願の申請書を発注者である役場に提出するようになっています。また、工事延長願の理由はできるだけ具体的に書き、工事中断の現場や状況や対処法についても記載し、工事延長に伴う増加費用は工事延長の責任がある側が負担するのが基本だそうです。その基本どおりにされているならば、工事延長願が提出されていることと思われます。工事延長願に記載されている理由は为什么呢。

①鏡石町中学校グラウンド屋根つきベンチの工事が1か月以上延長された理由をできるだけ具体的に教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

中学校グラウンドのベンチの造設工事の工期につきましては、議員のおっしゃるようになり完成時期を当初12月25日としておりました。こちらにつきましては、約1か月というふうなところで1月31日に延長しておりますが、こちらにつきましては、ベンチの屋根の設置位置につきまして、既存の屋根の位置に合わせられるよう、工事の施工方法の調整に時間を要したこと、また、年末年始の休工期間や冬場の天候なども考慮しまして、工期を延長することとしたものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） その既存の屋根にその合わせるためとおっしゃいましたけれども、屋根のほうは先にできていたんですよ。ベンチが後だったんですよ。だから、今のご答弁はち

よっと納得いかないところもあるんですけども、十分天気だって晴れているのが多かったし、これもちょっと不信を私は正直思っています。

次に、事業計画の中のその工事請負費という予算はある程度多めに設定されています。なぜなら、途中で不測が生じ、工程に支障を来さないようにするためです。しかしながら、専門業者の見積額に大きな差が出るのはまれであり、小規模の工事であるなら、なおさらだと考えられます。鏡石町財務規則第14条によりますと、条件によっては経費流用や予備費充当なども認められているので、予算不足が生じた場合、同じ事業内の予算移動などできる場合があります。では、予算が余った場合はどうでしょう。大きな事業に関しては、年末の補正予算で減らします。小規模の工事はほとんどの場合、見積額に大きな差はなく、予算を余らせず工事は完了していると思われます。また、事業内容におきまして当然、請負契約書どおりに遂行されていると思います。それらを鑑みて質問します。

1月31日、中学校グラウンドを確認しましたら、大きなU字溝が4つ置かれていました。率直な意見を言わせていただきますと、神聖な教育現場にはふさわしくないような違和感を覚えました。他の中学校で校庭の敷地内でU字溝が置いてあるところは、私の知る限りありません。U字溝のサイズは長さ2メートル、深さ35センチ、幅30センチ、重さは推定1トンを超える大きさです。丁寧にペンキ塗装がされていました。

そこでお聞きします。②大きなU字溝が置かれた経緯と理由は何でしょうか。また、これは請負契約上、当初計画にあったものでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在設置されておりますU字溝につきましては、以前から学校グラウンド内の、その既存のベンチの横に設置されておまして、ベンチの代わりに利用されていたものになります。今回のベンチの増設等に係る学校との協議の中で、学校から現在の位置に移動してベンチなどとして再利用したいとの要望があったことから、今回の工事で移動したのものになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 学校側の再利用のその依頼といいますか、学校側の意向だということで、その学校側関係者の誰がそのU字溝をベンチ代わりに置くようにということをおっしゃっているのか分かりませんが、そのあれだけの大きなU字溝を4つも置くということ自体がちょっと疑問ですし、それはそれで今後のその中学校のそのグラウンドの支障がないことを私は祈っております。

それでは、③のU字溝の単価やペンキ塗装代、運送などの設置経費を教えてください。また、これは予算見積りに入っていたのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

U字溝につきましては、以前から学校に設置されて再利用したものになります。また、今回の移動に係る経費につきましては、ベンチの造設工事に付随するものということで諸経費の中に含まれておりますので、新たな費用は発生していないというふうなことになります。なお、U字溝の塗装につきましては、今回の工事の施工業者の好意により、無料で行われているというふうなところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） その小規模の工事だといっても、公共事業には変わりありませんし、その請負契約書にはその工事内容というものは具体的に書かれるようになっているわけですね。その中でU字溝に関してだって、やはり具体的なそのどうするかというものはやっぱり内容として必要、契約書に明記していただきたいと思います。なぜなら小さい工事を丁寧にその契約どおりにできないというのは、やはり大きな工事が、じゃ、どういうことかというふうになってしまいますよ。小さな工事をないがしろにするようであれば、大きな工事は当然どうなんだろうという疑問がそこで沸いてしまいます、私の場合には。だから、そういった意味では、そのたかが小さいU字溝の問題だっていっても、やはりそれはもうちょっと考えていただきたいと思います。

次に、（2）立ち木の伐採について。

令和5年12月補正予算の議決により、総工費約700万円をかけて、バックネット裏に40人が座れる屋根つきベンチが昨年3月完成しました。当初の設置理由は、グラウンド休憩施設という名目で、夏の日差しよけや不測の気象変化の一時的な避難場所的な役割をうたっていました。猛暑の日差しよけという理由に納得して、私も賛成の採択をしました。夏の日差しよけ、熱中症対策のためという大義名分があったからです。今年度9月議会の補正予算で、中学校の立ち木の剪定業務委託費が200万円増え、予算は倍の400万円になりました。その中で、さっきも言ったように、熱中症、日差しよけというふうな名目で、その令和5年にバックネットに40人座れる屋根つきベンチを設置しましたよ。だけれども、グラウンド西側の立ち木には、それこそ夏の日差しよけや西日よけ、また偏西風の強い風よけなど、グラウンドにとっては重要な役割があります。また、針葉樹の杉なので落ち葉もそんなに落ちないし、

グラウンドには適した木です。近隣の中学校でもグラウンドを囲むように大きな立ち木が何本もあるところがほとんどです。確かに杉の木は大きくなれば剪定や間伐が必要になりますが、密集もしていない貴重な木を一度に何本も伐採する必要があったのか疑問です。また、木が大きくなるまでにははるかに長い年月がかかっています。直径30センチになるまでには50年かかると言われています。私が測った一番大きい切り株は63センチでした。ここまで大きくなるのに推定80年から100年かかるそうです。木は大地の守り神であるとも言います。それこそ子供たちの成長を見守ってくれている自然の大切な木です。なぜそんなに簡単に切ってしまうのか、母親目線としては非常に残念です。昨年12月26日に中学校グラウンド西側の立ち木が大勢の作業員で剪定、伐採作業が行われているのを目撃しました。今年1月18日、立ち木伐採の現場を確認すると、私が見たところ、真新しい切り株が11個、古いのを合わせると全部で14個ありました。伐採されないで残っている木は13本でした。なお、確認させていただきます。

①木は何本あったうちの何本を伐採したのでしょうか。また、伐採するに至る経緯と理由を教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

中学校グラウンドの西側にある樹木、杉の木になりますが、こちらにつきましては全部で24本ございました。うち10本を伐採いたしまして、残りは14本になってございます。この残りの14本につきましても、剪定等を実施している状況でございます。

あと、今回の伐採する理由でございますが、まずこの杉の木につきましては、この中学校敷地内の環境整備を計画する中で、根腐れや腐食等によりまして倒木する可能性があるといったことが判明いたしまして伐採することとなったものでございます。また、杉の木からは落ち葉や花粉の飛散がございまして、こちらにつきましては、学校だけではなく近隣住民にも影響がございましたので、残りの杉の木につきましては、上部の切り詰めなどの剪定につきましても行ったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 令和5年度と令和6年度にかけて、中学校グラウンドだけの整備のだけに1,500万円以上が使われているんですよ。中学校のグラウンドの整備事業だけにですよ。だから、その何で中学校グラウンドだけに関してそんなに莫大なお金を使うのかというの本当に疑問だったわけです。そんなに重要なその伐採事業というのは重要なのかと、この時期

にと疑問に思うのは、やはりちょっとそのなぜかといいますと、本当に中学校の工事請負費額というのが物すごい令和5年度から激増しているわけですよ。肝心の教育内容そのものが、なおざりにしていて、そんな箱物とか外側ばかり何かお金をかけているというのが何か不思議なことで、だから、その200万円も増やして400万かけて、そのグラウンドの木を伐採する必要性があったのかというのは本当に疑問で仕方ありません。

②伐採の基準は何ですか。また、一番大きい木で樹齢何年の木を伐採したのでしょうか。

○議長（角田真美） ただいまのは②番ですね。大きいもので樹齢何年のものが伐採されたのかということですね。

質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

中学校の樹木の樹齢につきましては、正確には把握しておりませんが、中学校が昭和22年度に開校いたしまして、中学校の敷地につきましてはもともと山林で、グラウンドの杉の木につきましては防風林として当時そのまま伐採せずに残したものと聞いていますので、樹木につきましては少なくとも80年を超えているというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） やはりその中学校グラウンドに対しては、その防風林という役割が、立ち木というのは大事だったから、その植えていたというお話ですよ。今本当に風も強いわけですし、木というのは防風林として本当に貴重なわけですよ。だから、それをむやみに切ればいいという、そのそれがやはりどうしても何か不思議だなと思います。

③木がある程度まとまって生えているところは、木同士で支え合って生態系を保っています。すかすかになってしまい、残された木へのダメージが心配なわけですよ。それは④番ですが、③番、伐採された木はどう処理されたのでしょうか。

○議長（角田真美） 込山議員に申し上げます。③ですね。③ですと、伐採する理由は、その計画ができた経緯について説明願いたいということですが、よろしいですね。

質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

伐採する理由につきましては、先ほども答弁をさせていただきましたが、繰り返しとなりますが、今回のグラウンドの杉の木の伐採につきましては、根腐れ、腐食等によりまして、倒木する可能性があるといったことが判明したことから伐採したことになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） その倒木する危険があるということなんですけれどもね、それは専門家が見ないとその木の状態というのは分からないんですよ。ただ私が見た限り、その切り株自体、その腐食したり、病氣的なものとかというのもないその健康的なんですね。それは素人判断かもしれませんが、そういう木も多々あったわけですよ。だから、その辺というのは、それは厳密には分かりませんが、ただ木というのはさっき言ったようにお互いが支え合って、その生態系を保っているわけです。1本2本切ると、今残っている木にもダメージが来るわけですよ。そうすると、今残っている木だって、また病気になるやすくなったり、虫ついたりして全滅してしまいますよ、そのうちに。だから、そのうちにまた全部病気になるって、全部切っちゃう予定なのかなというふうになりますけれども。だから、そういった意味では、私ただその木だって、さっき言ったように何十年もかかってそこに理由があって植えて、理由があって大切な役割で木というのは植わっていますから。ただそのむやみに切ればいいというのも生態系壊して残っている木に対しての影響というものが心配されます。

④番、伐採された木はどう処理されたのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

伐採いたしました樹木の処理方法につきましては、法律に基づきまして、産業廃棄物として処分施設に搬入しまして処理をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 木も産業廃棄物で処理されたと言いますが、あれだけの大きな木というのは再生といいますか、再利用できたんじゃないかなと思いますけれども、ただその産業廃棄物で捨てられるというのもちょっと残念なことではあります。それだけ産業処理廃棄物としての処理もやっぱりそれだけお金がかかるわけですから、本当にちょっと何か残念な気持ちはしますよ。

⑤残った木がスカスカ状態で生態に影響はないのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回の樹木の伐採や剪定を行う際には、専門業者の意見などを聞きながら、計画し実施してございます。杉の木の剪定につきましても、不要な枝などを取り除くことで樹木の栄養が重要な部分に集中しまして病気にかかりにくくなるなど、樹木の健康が保たれやすくなるというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） ぜひ残っている木というのはやはり大切にしていきたいなと思うんですよ。やっぱり植物である木といっても、その生命ですからね。だから、その子供たちの情操教育だって、やはり自然の木とかそういう存在というのは大切なわけですよ。ただ邪魔だから切るとか、そういう冷酷なそのやり方というのは、人工物だけを増やすやり方、それはいかがなものかと思えますよ。

それでは、2の中学校駐輪場の新設について。

昨年9月議会補正予算にて、中学校駐輪場の設計委託事業として638万円が計上され議決されました。私は反対しました。9月から既に半年がたち、その設計委託業務の進捗状況について、どのようになっているのかを教えてくださいたいと思います。2月の全員協議会において、令和7年度には新設する予定はないという意向をお聞きしましたが、昨年9月時点では、実際新設の計画があったから補正予算に設計費計上されたと私は認識しております。

中学校の状況確認のため、質問します。中学校全学年生徒約300人中、ほとんどの子が自転車で通学しているのが現状です。現在、中学校には4か所の駐輪場がありますが、正門を入れて右側駐輪場を使用させないために、他の3か所の駐輪場は大分混乱してはみ出して止めてある自転車もあります。

（1）なぜ正門を入れて右側の駐輪場は使用させないのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

正門西側の駐輪場がある場所につきましては、現在砂利で整地をしておりますが、整地して年数が経過しておりまして、凹凸ができております。さらには水はけも悪く、雨天時には水たまりなどができる状況となっております。中学校におきましては、こうした状況を見まして、砂利の凹凸による自転車での転倒し怪我につながるリスク、また水はけが悪いことでの泥はねも懸念しているというふうなところで、学校において現状では駐輪場を使用しないとしていることと報告を受けております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） その水はけとか砂利のその状態が悪いとかとおっしゃっていますけれども、雨の日というのは大体、今、父兄の方が車で登下校やっているのがほとんどで、わざわざかっぱ着て雨の日に自転車で来る生徒というのは限られているんですよ。だから、あそこが水はけが悪いから使わせていないというのは疑問なんです。私も見に行きましたけれども、下だって結構硬いところで、あれくらいだったら平日晴れている日は十分止められる状態ですよ。そんなに転倒するくらいにそんな凹凸もないわけです。広いから人と子供同士でぶつかるという、そういう恐れもないくらいで今までずっと使ってきたところですけどもね。私は前回これに先立って、調査のためにその教育課長にお聞きしたときは、あそこは正門が教職員が車で乗り入れするから、子供たちが邪魔になるから右側の駐輪場は使わせていないんだというお話を聞きました。だから、結局子供たちのためというより、教職員の都合によって、あそこは使わせていないのかなと私思ったんですよ。だって、あんな正門で一番学校のその玄関に近い駐輪場をなぜ使わせていないのか。そして、残っているそのほかのところにもうあふれるくらいにさせているというのはどうしても疑問なんです。結局あそここの正門が教職員の入り口で、自転車というのがやっぱり危ないから使わせていないというお言葉をお聞きしましたが、それはどうなんですか。

○議長（角田真美） ただいまの質問は通告外になっておりますので、お控え願いたいと思います。

8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） だから、その前に聞いていた理由とは、またこの一般質問の議場で違っているというのは、ちょっと私もそこに不信感を覚えるわけですよ。

（2）新設する予定の駐輪場の場所はどこでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

駐輪場の整備場所につきましては、正門に入ってその西側の砂利敷きされている場所を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） これも以前の調査でその新設する予定の駐輪場の場所というのを地図的なその見せていただきました。そのときにその今現在使わせていない正門を入れて右側の駐輪場のところなんですよ、新しく新設する予定というのが。今使わせていないのに、何でそこに新設する予定なのかというのがすごい疑問なわけです。しかも、正門を使うと教職員とのその登下校中混乱して危険になるからという、使わせていないのに、そこにまた300台規模の造るというお話がどうしても矛盾なわけです。でも、今確認したらやっぱりその正門の右側のあそこの空いているところにその300台規模の駐輪場を造る計画があるというのは変わっていないんだというお話を確認させていただきました。

それで、だから、正門をその教職員とのその混乱しているとき危ないじゃないかと、かえって。その危険性はどうなんだろうというのは今も心配しているんです、私は。それは一般質問の通告書等には書いていないから質問できませんけれども、それが事実なんです、私の心配事の。

（3）新設するという計画はいつ頃どのような経緯で持ち上がったのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回の駐輪場につきましては、学校から以前より駐輪場が不足している状況にあり、正門西側の砂利敷きの場所を舗装することや駐輪場の増設が要望されておりました。中学校からの要望を受けまして、昨年度より学校との協議を重ね、検討を進めておりましたが、今年度に入りまして、生徒の安全管理を図る観点からも、分散している駐輪場を集約して、正門西側に整備する計画となったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 昨年9月にその設計委託事業として638万上がっていますから、当然その設計委託事業をすると決めたその前から計画はされているから、その昨年のもっと以前ですよ、計画されている。ただその本当に必要性があるかというのは、その学校側が必要性があると判断しているという話なんです、そこも私は疑問がありますね。本当にその古いその駐輪場では足りないからと言いますけれども、さっき言ったように右側のあの正門入ったところ使わせていないから足りなくなるの当たり前なわけです。それなのに、またそこと同じ場所にですよ、300台規模の駐輪場を造る。あまりにも矛盾していると私は思います。

（4）新設する予定の駐輪場は具体的にどのような建造物になるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

駐輪場の内容としましては、現在、学校にある駐輪場と同様なもので、鉄骨造りの平屋建ての建物となりまして、既製品の自転車置場を使用しまして、駐輪場1棟の大きさとしましては、縦で約4メートル弱、横で約25メートルのものを学年ごとに駐輪できるように3棟整備する計画となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 具体的に今のその駐輪場としてはノーマルなものであるとお聞きしました。それが幾らぐらいになるのか私は分かりませんが、私も近隣の中学校6校の駐輪場を見学してきましたが、大体中学校の駐輪場はとてもシンプルな造りになっています。校舎やグラウンド側の周りに1列駐車できるようになっているんですよ。1列に駐輪できるようになっているんです。1列に駐輪ができると、校舎や登下校中の混乱時にもスムーズに出し入れができて楽ですし、時間もかかりません。どこの中学校でも何年もたっているような古い駐輪場でした。だから、新しくわざわざ造っているようなところは、私は見られなかったんですね。ただそのさっきおっしゃった学年ごとに100台止まれるのを並んで、あそこの敷地に建てるという予定ですけども、あそこに密集させちゃうと結局、登下校中の混乱のときって、子供たち次から次へと来ますよ。そのときにその部分に集中しちゃうと混乱してしまうわけです。子供同士触れたり、自転車同士ぶつかりそうになったりして大変だと思うんですよ、1か所にその駐輪場を造るというのは。だから、今みたいに1列駐輪、出し入れできるようにシンプルな造り、大体の中学校そうなんですよ。だから、なんでそれをわざわざその1か所に並べてね、造るのかなと。その辺も私は本当に子供たちのことを考えて造っているのかというのが疑問なわけです。その辺はやはりほかの中学校とか、やっぱり駐輪場を見ていただいて子供たちが本当にその登下校中、使いやすいように考えていただきたいと思います。

（5）638万という設計委託費を計上した時点で、当然その莫大な総工費の財源を見込んでのことだろうと考えます。財源は一体何になるのでしょうか。考えられるのは地方債で言えば、学校教育施設等整備事業債、交付金なら学校施設環境改善交付金です。しかし、この条件に果たして見合うものなのかは疑問です。財源は何になるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回の駐輪場の整備に係る総工事費につきましては、現在、設計を行っている途中でありますので、概算としますと5,000万円計上になると想定してございます。財源につきましては、補助金等に該当するものがございませんので、一般財源や文教施設整備基金を想定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 今、総工費が約5,000万円くらいになるというお話でしたけれども、それを一般財源と基金ですよ。基金というのは貯金ですよ。子供たちのために必要な文教施設の基金です。それを5,000万円を使うという。先ほど申し上げましたように、そのベンチ1つ作るのに4か月かかっているんですよ。それなのに、この規模の5,000万円の規模を造るのに、果たして期間どのくらいかかるのかなと、今の時期。そういった意味でその5,000万円をかける必要があるのか疑問なんですよ。工事請負費だけで令和5年度は鏡石中学校は体育館の雨漏り工事だけで600万、そこにさっき言ったその屋根つきベンチ700万、令和5年度だけで1,300万ですよ、工事請負費。そして令和6年度は、そのさっき言ったグラウンドの伐採事業で400万と、そのベンチ工事だけで440万、そのほかにプール解体で1,800万かかっているんです、工事請負費だけで。教育費のもう4分の1とか、そういう金額が工事請負費だけで使われているんですよ。そこに来てまた5,000万円を駐輪場のために使うというのは、どうしても私、疑問で仕方ありません。

次、その（6）莫大な総工費をかけて、この時勢新設しなければならない理由はあるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

中学校においては、ご承知のとおり、3か所に分散された駐輪場を利用しておりますが、学年ごとに駐輪することができず、また自転車の台数も多く、春から秋にかけては駐輪場からあふれていることもあり、さらには外灯などの明かりもない場所に設置されているなど安全面でも課題がある状況となっております。こうした課題を解決するため、駐輪場を集約し、学年ごとに駐輪できる駐輪場を整備することで、教員が正門で自転車の乗り方やマナーなど登下校時の状況や生徒の様子を確認することが可能となります。また、駐輪場には外灯等の照明設備も整備する予定でありますので、部活動後の下校時の暗い状況にも対応できることとなります。駐輪場を整備することで、駐輪台数の確保、登下校時の指導、防犯対策などの改善が図られることとなります。子供たちが安心して学校生活を送れるよう、中学校の教育

環境の整備充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） いや、私も近隣の中学校をその駐輪場を見学してきたんですよ。そうしたら、鏡石よりも田舎の中学校とかいろいろありまして、防犯と言いますけれども、本当に人けもない林のようなところに自転車置場があったり、あと分散してある中学校もいっぱいあるんですよ。防犯とかと言いますけれども、鏡石に中学校の周り、もう民家がいっぱいありますし、人目もありますから、そんなに死角になるようなところはないんですね。すぐ脇に公民館だってあるわけですし。それで、その防犯のためとか、子供たちのその自転車マナーのためにその正門に近いほうがいいと言いますけれども、さっきも言ったようにマナーというものは、別に自転車置場が正門にあるからできないわけではないわけですよ、自転車のマナーというのは。いつだって教えようと思えば教えられるわけですよ。自転車置場の位置は関係ないんですよ。防犯のためと言っても、さっきも言ったようにその鏡石はその結構民家に囲まれた中学校ですから、防犯というののもいかなものかと私は思いますね。そういった意味で、5,000万円をかけてその造るメリットというのは、本当に子供たちのためになっているのかというのは非常に疑問なところですよ。

（7）古い駐輪場はどうするつもりですか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在の駐輪場につきましては、新たな駐車場の整備後、駐輪場の利用状況等を確認しながら、解体撤去を計画してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 前に調査のためにお話をお聞きしたときに、プールを解体した場所に学校教職員の駐車場にするという考えもちらっとお聞きしました。だから、その今は学校教職員の方が車を止められる場所というのは限られていますし、だから、さっき言ったように正門というのは自転車のあの登下校中にぶつかりあって危ないからという、だから、プール解体した後の敷地をその教職員の駐車場にするといっても、何台止められるか分かりません。ただ、そういう全体的な長期的な環境整備計画をまず考えて、まずその学校全体のその長期的な整備環境を考えてから、それからどうしても必要なんだといったら分かりますけれども、

そういう中学校プール解体もまだきちんと終わっていない時期に早急に自転車置場のことを考えてしまう。何かやはりその全体的な長期的なその環境整備というのを子供たちを主体にした考えでやっていかないと、行き当たりばったりという言い方失礼かもしれませんが、ぼんぼんと造っちゃって、あとどうする。造っちゃったら終わりなんですよ。造る前にやはり長期的に全体的に計画というものをもっと綿密に考えていただきたいと思います。

○議長（角田真美） 注意申し上げます。ただいま発言中でありますので、ご協力ください。ご静粛をお願いいたします。

○8番（込山靖子） 3、創作室の新設について。

健康福祉センターは、公共施設の集約化と福祉避難所を目的として、総工費約18億円かけて建設されました。2023年11月付の企画財政課資料では、公共施設集約スケジュール案の中で、老人福祉センターは令和7年度に条例廃止、除去となっていて、当時の説明では解体する予定ということだけでした。それなのに、なぜ今になって新たに創作室という福祉施設を造るのでしょうか。その理由について教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

創作室につきましては、鏡石町生きがいと創造事業として、高齢者の培ってきた経験と知識を生かしまして、希望と能力に応じた生産、または創造的活動に参加することで、老後の生きがいを高め、生活を健康で豊かなものとするを目的として、町が社会福祉協議会に委託して実施している事業です。木工、手工芸、陶芸の各クラブが現在まで老人福祉センターで実施されてきました。手工芸クラブにつきましては、老人福祉センターから、ほがらかん内の会議室へ実施場所を変更しましたが、木工クラブと陶芸クラブについては、その活動の性質上、ほがらかん内の施設での実施が困難なため、老人福祉センター内の創作室で引き続き今まで実施しておりました。しかしながら、今後の老人福祉センターの取壊しを見据えて、新たな創作室が必要であると判断したため、ほがらかん敷地内に移設したく計画させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ここで議事の都合により、昼食を挟み、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時52分

開議 午後 1時00分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

8番、込山議員。

[8 番 込山靖子 登壇]

○ 8 番 (込山靖子) (2) 新設の計画はいつ頃どのような経緯で持ち上がったのでしょうか。

○ 議長 (角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○ 福祉こども課長 (菊地勝弘) 8 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和 5 年 10 月に開館いたしました健康福祉センターほがらかんの建設に伴い、令和 10 年度までに公共施設の集約化を図るため、老人福祉センターの解体を令和 6 年度に設計を行い、令和 7 年度に解体を実施する予定であります。それに伴いまして、生きがいと創造事業を実施している創作室をどうするかを検討しましたところ、創作室も老人福祉センター解体と同時に取り壊し、別な場所への移転が必要と判断したため、今般、創作室を移転することといたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

○ 議長 (角田真美) 8 番、込山議員。

[8 番 込山靖子 登壇]

○ 8 番 (込山靖子) 昨日もありましたけれども、旧児童館とか使っていない公共施設いっぱいあるわけですよ。それをどうして再利用できないのか不思議です。

(3) 具体的にどのような建造物になるのでしょうか。

○ 議長 (角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○ 福祉こども課長 (菊地勝弘) 8 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、想定しております創作室は、プレハブユニットを設置しまして、ユニット内に手洗い場とエアコンを設置する予定であります。設置場所としては、ほがらかん敷地内に移転することで検討しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○ 議長 (角田真美) 8 番、込山議員。

[8 番 込山靖子 登壇]

○ 8 番 (込山靖子) 建造物をつくるに当たり、前もって町民への説明や報告や公表はしないのでしょうか。

○ 議長 (角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○ 福祉こども課長 (菊地勝弘) 8 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

昨年の 11 月に、創作室を利用しております生きがいと創造事業の陶芸と木工の代表者との間で、老人福祉センター解体による創作室の今後について協議をさせていただいております。

なお、創作室については、利用者が限定的であるため、現在のところ一般町民への説明は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） たった20人ぐらいしかいない会員のために2,400万の予算を使って新しく建てるって、本当、不思議な話だと思います。

（5）建造物は誰が何の目的で使用することになるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

創作室につきましては、（1）のご質問で答弁したとおり、鏡石町生きがいと創造事業として高齢者の培ってきた経験と知識を生かしまして、希望と能力に応じた生産、または創造的活動に参加することで、老後の生きがいを高め、生活を健康で豊かなものとするを目的として実施している事業です。この事業には、木工、陶芸、手工芸などを、鏡石町に居住するおおむね60歳以上の高齢者を対象に実施されております。現在、創作室では、木工クラブ、陶芸クラブが利用している状況であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 現状として会員が減っている状況なんです。だから、今後もしこれつくらなったら、また会員増やすとかそういうのが必要になってくるかと思えます。

（6）解体総工事、あと新設する工事費は1億近いわけですよ。その財源の内訳を教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和7年度当初予算として、老人福祉センター解体工事費が6,789万2,000円で計上しており、現時点での財源として、充当率90%の公共施設等適正管理推進事業債を見込んでおります。

創作室移転工事については2,400万円で予算計上しており、財源については、充当率75%の一般単独事業債の特定財源を考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） その2,400万という建設費、ころころ話が変わっていて、最初ゲートボール場だった駐車場だったところが、今度はほがらん敷地内になるとか、まだまだ計画的にどうなんだろうという不信感があります。

（4）町公共施設の新聞購読について。

（1）町公共施設における毎月の新聞購読部数の総数は何部ですか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町公共施設における毎月の新聞購読部数は、11紙、45部となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） いや、新聞代も月々結構ばかにならないわけですよ。それで、今聞いたら45部、鏡石で取っている。それが必要性があるのかというのがちょっと不思議なんですよ。

（2）町公共施設における毎月の新聞購読費の合計は幾らですか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町公共施設における毎月の新聞購読費は、13万1,516円となっております。

なお、年間では157万8,192円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 町は公共施設がいっぱいあるわけですよ。こんな小さい町だけれども、行政施設だけで5つ以上ありますよね。だから、その施設施設で新聞を購読する必要性が疑問なわけです、45部も全部で取るなんて。

（3）新聞を大量に購読する理由は、実際、誰が読んでいるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

新聞は国内外の動きを知るとともに、全国紙、県内紙、地域紙、専門紙があることから、新聞社の規模や特色に応じた情報を入手することができます。特に、地元情報を収集することで、地域の出来事や県内の行政の動きを把握するために購入しております。

また、新聞は来庁者も新聞を読めるようにしております。町民サービスにも活用しておりますのでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 新聞を読む時間って意外と取るので、職員の方とか来庁者の方がどれだけの時間をかけて読むか。たった5分とか10分とかそれぐらいの新聞購読時間のために、そんな毎日取る必要があるのかというのが疑問ですよ。それも処理にとか整理についたって結構かかるわけですね。

（4）ペーパーレス化促進やスマホなどで情報収集ができる時代、新聞を大量に購読する必要性はあるのでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 8番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

現在は、これまでの新聞やテレビに加え、インターネットで簡単に情報を収集することができますが、新聞には取材を通じて記事を掲載しており、ニュースの背景など、信頼できる多くの情報を得ることができます。インターネットのニュースは基本的に無料であり、新聞を上回るほどの情報を得ることはできません。

今後も、新聞は重要な情報を入手する手段として購入はしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） ペーパーレス化とか言っても、コピー紙1枚も節約して使っているという役場のそういう節約ですね。だけれども、反対に新聞というものの重要性といいますか、紙をそれだけ使って、それでその処分とかも手間がかかるわけですよ。だから、時代にそれが果たして合っているのか。いや、それは考える必要があるのではないかと思うわけです。

それで、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 8番、込山議員の一般質問はこれまでといたします。

◇ 吉 田 孝 司

○議長（角田真美） 次に、9番、吉田孝司議員の一般質問の発言を許します。

9番、吉田孝司議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 9番議員の吉田孝司であります。

私の一般質問は通算23回目でございます。ここにおられます円谷寛議員の133回ですか、今回恐らく。それにはまだまだ遠い数字でありますけれども、しかし私が自慢しているのは、私が議員としての在任期間は、一度も休まずにやってきたというこの実績であります。

通算23回目の一般質問の冒頭に当たりまして、何かちょっと述べてみたいなと思ひまして、先ほどメモにしました。私は、原稿を読むのが性格上好きではございません。議員必携の中には、一般質問をやるときにはちゃんとした原稿を準備して、それをもってしてやるべきだというふうに書いてあるんですが、しかし原稿が私には似合いませんで、といたしますのは、一般質問というのはやはり生きた質疑応答でなければならないと。要するに、私どもがあらかじめ通告はしてありますけれども、その質問に対する答えをいただいて、私どもが理解、納得できない場合にはまた質問をさせていただくと、再質問、再々質問とさせていただくのが一般質問だと私は思っておりますので、私は原稿なしでやってきたというつもりでございます。

今回は、既に7名の方が一般質問の登壇されまして、皆様方すばらしい質問だったというふうに私なりに思っております。敬意を表しておるところでございます。

さて、先ほど円谷議員からありましたように、本日は間もなくその時間になるかと思うのですが、東日本大震災から14年の年を迎えるわけでございます。私もこの14年間で、自らの14年間で振り返ってまいりまして、まだまだ震災の前には戻っていない、要するに元の状態に戻っていない。そしてまた、本来であれば、震災がなければ、今頃さらに発展していただろうというところには、まだまだ到達していないということで、我々がやらなければならないことというのは、やはり毎日毎日、急ピッチでやっていかなければならないことがあるんだというふうに思っているところでございます。

私自身の経験、ちょっと皆さん方にお話ししますけれども、14年前は私は隣の天栄村の国保診療所の所長でございました。そしてまた、同時にこの東日本地区、東北地区のいわゆる総合診療医の会の東北ブロックの支部長というものをしておりまして、特にこの被災3県の総合医を、震災後にいわゆる避難所の巡回診療、そういったものをさせていただいたということで、このような活動報告書が当時出来上がっております。

各先生方が論文を書いているんですが、その中の一番最初に書いてある論文が実は私の論文でございまして、これは県内の各避難所、要するに浜通りの方々が、皆さんビッグパレットをはじめ、特に小中高校の体育館等に皆さん避難されましたので、そういったところに私

どもボランティアで診療活動、土日そして夜間使わせていただいて経験しましたので、それに基づいて書いたものでございます。簡単に申しますと、取るもの取りあえず逃げてきた方々、被災者の方々に対して、我々医師、特に総合診療医としては何をすべきかということを書いた論文でございまして、これが私、震災の後に書いた論文でございます。

それが、ちょっと手前みそになりますけれども、つい数年前には熊本の地震があつて、大きな被害があつたわけですがけれども、そのときに私の論文がちょっと皆さん方読んでいただいたようで、いまだに震災の、要するに教訓が生かされている、私の経験が生かされているということで、ありがたいと思つたわけではございますし、そしてまた、これはあくまでも一例ですが、私たちはやはり東日本大震災のその貴重な経験、これ貴重なんです、本当に大惨事でございますけれども、貴重な経験を教訓としてこれからの時代に立ち向かっていかなければならないということで、今日、先ほど円谷議員の話の中で改めて思つた次第でございます。

そしてまた、国内政治に目を向けますと、石破総理がつい先日、二、三日前に、いわゆる高額医療費の負担上限額の引上げを凍結したということで、私はこれは残念だというふうに思いました。というのは、患者目線に立ちますとこれは確かに大きな負担になります。しかも、突然やりますと大きな負担になりますけれども、しかし我が町もそうですが、社会保障費の財源確保というのは、今一番大きな行政の問題だと私は認識しております。

特に医療費、大体年間で見ますと40兆円の医療費がかかってくるんですが、実は40兆円という額を税金だけでカバーしようと思うとこれカバーし切れなくて、やはり結局はほかのところに、国債発行だのしわ寄せが出てくると。本来であれば消費税が、元その原点である国民福祉税なんという細川内閣のときに話ありましたけれども、消費税が本来であれば全てが全て社会保障費に回ればよかつたんですが、それこそ安倍政権のときに話があつたように、いわゆる法人税を下げたためにそれが補填に回つたような話もあるということで、この社会保障費というのをいかなる方法で確保していくかというのは、これは国ばかりでなくて、県も市町村もまさしく同じ課題でございます。

そういう中で、今回の医療費の負担上限額の引上げというのは、ある意味致し方ない部分があつたのかなと思つたのですが、これが少数与党で、自民党も与党も野党も一緒になつて話ししなくちゃならない段階にあつて、野党も、これあまり私長くしゃべるつもりありませんけれども、承認を連れてきて、結局最終的には自民党が選挙に勝てないような状況をつくるというふうなことで、結局は選挙の話になってくるんですよ。これはとんでもない話で、私は我が町にあつてはそんなことはないと思うんですが、結局社会保障費の確保というのは、これは与党だろうと野党だろうと政権取つたらばすぐ直面する問題ですから、これはそのときの選挙なんて考えないで、本当国民の理解、町の場合だと町民の理解を得ながら進めるべ

き課題だというふうに思った次第でございます。

そしてまた、国外ではトランプ大統領がウクライナ戦争の仲裁に乗り出しましたが、あの会談、私も後で見ましたけれども、あれはトランプさんがうまくやったと。やはりトランプさんは大統領でありながら商売人、商人だということで、結局はアメリカの負担を軽減し、ヨーロッパ各国、特にフランス、イギリス等に負担を逆に案分を求めるためのうまい芝居だったなというふうに思っています。要するに、トランプさんにひとつやられたなど。もちろん、私の願いはウクライナ戦争の早期終結、そしてまた全ての戦争がこの世の中からなくなることだと私は思っておりますけれども、日本の国の、それこそ石破さんにも頑張っていたいて、ぜひ国際平和に寄与していただきたいなと改めて思った次第でございます。

そしてまた、先ほど今回の一般質問7人の方々、質問をお聞きしまして、皆さん方、ベテランの方も新人の方も本当に立派な質問だなど私ながら思っておりますが、1点、東悟議員の町に小児科医院を誘致していただきたいということは、これは町民からの請願でも上がっております。我が町議会としては不採択といたしましたけれども、そのときの不採択ということでありましたけれども、今回、一般質問していただいたと。

私も2回ほどですか、一般質問をする中でこれは本当に私は必要だと思っております。この鏡石町が大東建託でしたっけ、あれの調査によるところによると、住み続けたい町ということで、要するに移住したいんじゃなくて定住したい町ということで第1位になっているということで、これ誇り高いことなんですけど、同時にそれなりのやはり町づくりをしていかなければ、町民は移住してきても定住はしません。

我が町のこれまでの動向を見ていると、移住は多いと思います。特にアパートとかありますので、あと立地条件がすばらしいところで移住はあるんですが、定住は少なかったと。要するに、移住してきた分の定住の比率を取ってみれば分かるわけですが、これをぜひ定住するための一つとして、やはり小児科の誘致を図っていただきたいと思っております。

東悟議員の質問に対して、町執行としては、なかなか移動診療ですか、巡回診療なり、その名目はいいんですが、いわゆるほがらかんでの診療は不可能であるというふうな答弁を賜ったことでもありますけれども、しかしこれは届出の方法によってはできないことではございませんので、ひとつご参考にしてください。普通、診療所としての機能を持たせるためには、医師でなければ、医師が管理者となって届けなければできませんが、公が行う場合、特に市町村保健センターが診療所機能を持たせることは可能です。首長が管理者といいますか、その代表となって保健所に申請を出していただいて、それで診療所として認めていただけるのであればそれは診療施設として可能ですので、ぜひご検討いただきたいなというふうに思っております。

さて、これから一般質問をしていくわけですが、今年度、新年度予算については、

これから予算審査特別委員会の中でこれから慎重審議していくわけでございますけれども、今日の先程の込山議員の一般質問、迫力があって私はよかったと思うんですが、その中で私は新年度予算、あるいはこれからの町づくり、その予算立てや事業計画立案については次のことを考えていただきたいと思って、あらかじめ申し上げておきたいと思えます。

1点は、もちろん現在の町民、要するに今この町に住んでいる町民の方々の福祉の向上、生活をしていてその生活がしやすいという福祉の向上につながることをやっていただきたい。もちろん、このための予算というのは、新年度予算でも十分取られていると思えます。もう一点は、町長も子ども・子育て世代に対する先行投資、未来の方々への先行投資という形でやっていらっしゃると思えますが、これからの世代を担うの方々への投資、そしてこれからの町への投資でございます。

先程の前半のものは、今の、要するに今日あしたの生活をしっかり支えていただきたいというのが一つ。今、申し上げた後半のほうは、5年後、10年後、20年後、30年後等を見据えた町づくりをしていただきたいということでございます。予算審査の中でもしっかり議論していきたいと思えますが、その2点をぜひやっていただきたいというふうに思えます。

ややもすると、我々政治家はどうしても有権者、選挙に行っていただけの方、支持者というものがいますので、今の方々の要望をどうしてもそれを受けようとして、そのための町づくり、政策づくりになってしまうきらいがあります。しかし、それも大事なんです、その部分と同等にやはり未来世代への先行投資、これには未来世代への負担を軽減するという意味も含まれております。そういったことも含めて、ぜひこれからも町政運営に、執行のほうにおかれましてはご尽力賜りたいとお願いを申し上げます。

さて、各論につきまして一般質問ということで、通告どおりさせていただきたいというふうに思っております。

まず初めに、町内の交通安全対策についてお尋ねをいたします。

町内においては、昨年から今年にかけて死亡事故が多発いたしております。このような危機的状況の中であって、町としても交通安全対策をやってこられた、あるいはそれを講じていくのは急務であると思っておりますが、既に起きてしまった事故だからということじゃなくて、やはりその貴い犠牲に報いるべく、教訓としてこれからあらゆる全ての事故が起きないように、再発防止に努めていかなければならないと思っております。そのためには、まずいわゆる事故発生の原因をしっかりと分析をして、その上で必要十分かつ具体的な、効果的な対策を講じていく必要があると思っておりますので、今日お尋ねをいたします。

まず初めに、(1)番、昨年から今年にかけてでございますけれども、町内における交通事故の発生状況をお伺いいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町内における交通死亡事故につきましては、平成29年12月30日に久来石の国道4号で発生しました死亡事故から約6年間、町内では死亡事故は発生しませんでした。昨年2月15日に、鏡石駅前が高齢者が運転する軽自動車と歩行者に衝突する死亡事故が発生しております。その後、8月9日に国道4号久来石交差点において、高齢者が運転する軽自動車とバイクが衝突する死亡事故、11月23日に役場前交差点において、軽自動車が高齢の歩行者に衝突する死亡事故、本年1月25日に福島県商工信用組合鏡石支店の付近において、普通自動車が高齢の歩行者に衝突する死亡事故が発生しており、昨年2月から約1年間で4件の死亡事故が発生をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま総務課長からご答弁いただいたとおり、昨年2月から今年にかけて、約1年の間に4件の事故が起きたということでございます。その4件の事故、それぞれ状況は様々でございますが、（2）番、町としては須賀川警察署において、それについてどのように原因を分析し、どのような事後策が取られたということ、町としてはどのように把握しているかということをお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

交通死亡事故が発生しますと、須賀川警察署が主催となり、町交通対策協議会、交通安全協会、交通安全母の会など、関係機関と合同で交通死亡事故現場点検を毎回実施しております。現場点検においては、交通死亡事故の内容や各機関からの交通事故続発防止対策案などについて協議しております。

福島県警察本部の交通事故分析対策班や須賀川警察署としては、自動車の運転者のアクセルとブレーキの踏み間違いや、前方、左右の確認不足、スピードの超過などが事故の原因と考えられております。そのため、須賀川警察署では、交通安全対策として、現場周辺のパトロール、スピード違反の取締り、須賀川警察署に事務局のある須賀川地区交通安全協会による注意看板の設置などの対策を実施していると把握してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司）　そこで、（3）番になりますが、町としてこういった死亡事故発生、4件起きておりますけれども、既に講じている交通安全対策、どのようなものがあつたかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美）　質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄）　9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町として死亡事故発生後に既に講じている交通安全対策としては、防災無線、SNS配信、町ホームページ、広報かがみいしによる広報のほか、交通安全協会、交通安全母の会において、広報車による事故防止の啓発、街頭指導等を実施してございます。

交通安全対策に係る補助事業につきましては、アクセルとブレーキの踏み間違い防止等の対策のため、高齢者安全運転支援装置設置補助事業や高齢者運転免許証自主返納支援事業、さらに令和6年度からは、高齢者で運転免許証を自主返納した方に対して、2年目以降もタクシー券を助成する高齢交通弱者対策事業を実施しております。また、ハード面の交通安全対策としましては、駅前に車止めの設置、横断歩道のカラー舗装、区画線の追加、ラバーポールの設置等を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美）　9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司）　既に幾つかといいますか、結構たくさんの方の対策が講じられておりますね。補助事業についても、先ほどありました踏み間違いの防止装置、そしてまた免許返した人だけじゃなくて2年目以降も補助していただけるということで、これも我々賛同した事業でございますので、ぜひこういったものの拡充をさらにお願ひしていただきたいというふうに思っているわけでございます。

そして、（4）番、今、先ほど既に講じたこれまでの対策についてお尋ねをしましたが、今度は、町として現在既に具体的な実施計画をお持ちの、これからやるそういった交通安全対策についてお尋ねをいたします。

○議長（角田真美）　質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄）　9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町では、町交通対策協議会において、町交通安全計画に基づく具体的な実施計画である令和7年度の町交通安全対策推進要綱を策定しております。重点施策としては3つあります。

1つ目が、高齢者の交通事故防止であります。高齢者への交通安全意識の浸透を図るため、行政区や老人クラブなどと連携し、あらゆる機会を通じて交通安全を呼びかけ、きめ細かな

交通安全活動を推進してまいります。

2つ目が、交通安全思想の普及、徹底であります。交通事故を起こさない、交通事故に遭わないために、各年齢層別の体系的な交通教育や交通安全運動を通じての普及活動など、交通安全意識と交通マナーの向上に努めてまいります。

3つ目が、交通事故死ゼロを目指すであります。交通事故死ゼロ継続日数が長く続くことを目標に、各諸団体と協力しながら各種活動を推進してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 町の計画の要綱についてご説明いただいたところでございまして、これは実施計画ということですよ。

そして、（5）番になりますが、（4）番と重複する部分もあるのかもしれませんが、町として要するに死亡事故ゼロ等の目標を立てているわけですが、将来的に実施することを検討しているような交通安全対策があればお尋ねをいたしたいというふうに思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町として将来的に実施することを検討している交通安全対策につきましては、これまで死亡事故発生後、広報活動や補助事業、施設の整備等を進めてまいりましたので、今後も交通事故に合わせて、各種事業をスピード感を持って対応してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 今、事故後の対策、まず須賀川警察署と関係機関、対策すべきものがあったかどうかということは（2）でお尋ねをしました。そして、町については（3）から（5）までお尋ねをしたというところで、一通り質問をしたわけでございますが、私のほうから幾つか申し述べておきたいことがございます。

先ほど、課長の答弁、3つの交通安全協会の中の計画、3つのうちの真ん中に教育だったりマナーだったりということがあろうと思うんですが、これはまさしく大事でございまして、やはり住民への啓蒙、啓発活動を行っていただきたいということでございます。この啓蒙、啓発というこの日本語も2つあるんですが、全く意味が違うことでもございまして、今、町民の皆様方はかなりこの死亡事故について皆さん注目しています。ですから、こういう状態でやるのがやはり啓発活動ですよ。しかし、そういう中であっても、どこで事故起きたのと

か、事故があったのかいといって全く無関心の人もあります。その人に対して行うのが啓蒙活動、要するにゼロからしっかり徹底してやるということで、この啓蒙、啓発活動をしっかりやっていただきたいと私は思います。

何でそんなことを私申しますかといいますと、1月25日の健診、私のクリニックのそばの事故でございまして、私も近くであそこ通ろうとしたら通れなかったんで、車置いて見に行ったら、そこでまさかあんな事故が起きていると私思わなかったんです。あの近くにいたのですよ。あの場所は横断者が前から多いんです。不時沼の方、お亡くなりになったと思うんですが、いちいのほうから恐らく来て、不時沼の県信のほうに旧国道を渡ってですよ、こう帰ったんじゃないのかなと私は思うんですが、行ったのか帰ったのか分かりませんが、そこ通行中。そういうふうな行動をしている方がいまだにいます。

特に、夕方から夜間に車が多い、通勤、通学、通勤というよりは退勤の方ですか、あそこ要するに往來があり、夕方になるとものすごい多いですから、私なんか車でバックできないぐらいの、バックするのに何分もかかるぐらいの往來、できないぐらい車通りますので、それぐらいのところをいまだに、あの事故が起きたにもかかわらず横断しているという現況があると。これは、もう一回事故が起きてもおかしくありません、これ。

この状況で、確かに町として、あるいは交通安全協会の看板があります。ポールも立っているようです。私さっき見ましたけれども、いろいろ対策を講じていただいたの分かるんですが、もう明らかに人が渡っているという状況があるのに、これを誰もとがめもしない。誰も注意もしない。私なんか行ってそれ駄目だよなんて言ったら、余計なお世話だなんて今の人たちには怒られちゃうかもしれませんが、これはやっぱり交通安全協会ないしは対策協議会等でご検討いただきたいというふうに思います。

本当に危ない理由、交通がたくさん往來、行ったり来たり両方向、双方向性に車多いんです、あそこ。だから、なかなか渡るの容易でないべななんて私思っ、逆に考えることもありますが、もう一個は、あの前が意外と暗いんですよ。何だか知らないけれども、いちいが明るくてこっちがちょっとウエルシアが明るいで、真ん中がすぽっと暗くなっちゃうんです。よくそういう現象って起きると思うんです。明るいものが2つあると、その間が暗く抜けるんですよ。まさしくその状況だと私は自分で分析しています。要するに、ですから逆にそういうふうなときには、やっぱり徐行運転ではありませんけれども、制限速度の遵守はこれ私も気をつけなくちゃならないとさらに改めて思いましたけれども、さらに徐行するぐらいのことをやっていく、そういうふうな習慣づけをしていくようなこと、対策をみんなで講じていかなければ駄目だなと私は考えました。

もう一点は、将来的な課題ということで、今回は旧国道上の事故が多発ということで、これは自動車の往來の数がどうしても多いのでという部分もあると思うんですが、私が最近、

いつか事故が起きるんでないかと思うのは、中学校前の交差点なんです。あそこは私も毎日のように通っていますけれども、何回も往復しますけれども、これ教育委員会にお願いしておきますけれども、子供たちの交通のマナーがよくない。私も自分自身が中学校時代どうだったといたらよくなかったと思います。でも、よくなかったら、逆に先生に捕まって連れていかれて怒られたりとか。今はやりませんけれども、ひっぱたかれたこともあります。あるいは、これをペナルティーに走ってこいなんて言われたこともあります。今これ、こんなことやったら大変なことになりますから言えませんけれども。

しかし、私はそれは事実ですから、過去の事実だから言いますけれども、とにかく交通マナーの徹底ですね。これは町民については町執行の仕事だと思いますが、学校の生徒については学校の担当課の教育委員会の中でやっていただきたいと思います。この前あったのは、横断歩道あそこにあるんですよ、会田さんの角のところ。中学校から来たところ横断歩道があって、あそこ渡るのに車ですっと待っているわけです、我々は、運転者は。なかなか渡らないんですよ。渡ったはいいが、横断歩道の端っこ、会田さんへの角のところ、あそこにザクロの木があるんですけども、ザクロの木の下でいつまでもぺちゃくちゃぺちゃくちゃしゃべって、自転車が横断歩道にはみ出したまま。要するに、車道にはみ出したまま行かないんです、そっちは。

私はピーピー鳴らすわけにもいかないんで、別に私がそこでやって怒られたって構わないんですけども、ただこれはやはり特に学校の周りだけは少なくともやっていただきたいと。もちろん、通学路となるとうちまでの往復が通学路ですから、やってもらうのが大事なんです。少なくとも学校の周り、特にあの十字路は徹底してやってもらいたいと思うんです。じゃないと事故起きます、間違いなく。

以前から、町としても信号機の設置とかいろいろそういった整備のお願いというのは、県の公安にお願いしている部分が警察署経由であると思うんですけども、それも大事ですけども、あの場所をやはりもう少しマナーを、みんな運転者もマナーが必要ですけども、自転車、徒歩の方にもマナー持っていて、あの場所の事故の防止につなげていかなきゃならないと私は思っていました。

そして、なおかつあの場所の往来が多いのは、やはり駅東の発展に伴っての交通量の増加ということで、これは町執行にいち早い鳥見山公園線の開通、これをお願いしたいなというふうに思います。現執行部になってから、こういったものが急ピッチに進められていて私も応援しておりますけれども、ぜひ道路網の整備に加えて交通安全の確保というものも併せてやっていただきたいというふうに思うわけでございます。

交通安全対策関係については以上といたします。

続きましては、町職員のメンタルヘルス対策についての質問でございまして、これについ

ては、実は3か月前、令和6年12月議会、前の議会においても似たような内容で一般質問をさせていただいております。今日は、この教職員を含む町職員のメンタルヘルスの対策について、詳細についてお尋ねをしたいというふうに思います。

といたしますのは、町職員の方々がやはり働きやすい職場環境で働いていただきたいと、環境ですね。そして、それが結果的には町民サービスの向上につながるということで、いわゆる町職員と町民がともに、これウェルビーイングというんですが、そういう状態でなければいい町づくりとは言えないと思いますので、それを目指して質問するものでございます。

通告の順番でお尋ねをいたしたいと思います。

(1)番、町職員、これには教職を含むとさせていただきましたけれども、それに対するストレスチェックの実施状況を問うということで、前回の議会と全く同じ質問になってしまいましたが、改めてご答弁を賜りたいと思います。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(吉田竹雄) 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ストレスチェックは、労働衛生法に基づき実施しており、町職員は172名、学校教職員は74名、合計246名が実施しております。町職員は10月に実施し、学校教職員は8月に実施しておりました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(角田真美) 9番、吉田議員。

[9番 吉田孝司 登壇]

○9番(吉田孝司) 町職員、教職員について、それぞれ10月、8月にストレスチェックが行われたということでございますね。ありがとうございます。

(2)番になりますが、町職員、教職員、それぞれ行われておりますけれども、それぞれストレスチェックの結果、どのように分析しておられるかお尋ねをいたします。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(吉田竹雄) 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町職員全体の分析結果によりますと、全国平均を100とした場合、「仕事の量的負担」では95、「職場のサポート」では90となり、総合健康リスクは85となっております。100から低いほうがリスクが低いというふうに見るとなっておりますので、100から比べまして町職員としましては85となっております。このことから、全体として見れば特に問題は発生していない職場ではないのかなと考えてございます。

学校職員全体の分析結果によりますと、同じく全国平均を100とした場合、「仕事の量的

負担」では104、「職場のサポート」では84となり、総合の健康リスクとしましては87となっております。100に対しまして、町の教職員につきましては87ということで、こちらも100を下回っております。若干仕事の量的負担が全国平均を4ポイント上回っているという部分もございますが、全体として見れば特に問題は発生していないと考えていいのかなと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 町職員、そして学校職員、教職員、これについてのストレスチェックの結果を教えてくださいました。

これ集団分析結果と申しまして、これ（3）の質問になりますが、そういう結果を受けて、町職員、そして教職員、それどのような対策を講じたのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

各所属長に対しまして、このストレスチェックの集団分析結果に基づきまして、職場の量的負担や上司、同僚のサポート体制の再確認を行うよう、そして結果、ストレスの軽減を図るよう指示しております。職場のメンタルヘルス対策として、今後もストレスチェックやハラスメント対策などに取り組み、職場環境の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） これについてちょっとお尋ねしたいなと思っております、前回の12月のときの答弁では、所属長に対して職場のストレスを低減するよう指示したというふうにあったんで、これについてどういうことなのかなと改めて私は思っていました。そういう中で、量的なものについての指示、あるいはサポート体制についての指示というのがあったということですが、さらにお尋ねしたいのは、具体的にはこれほどのような形でそれぞれの所属長が行ったのかということでございます。結局、大きな目標としては確かにストレスを軽減するように指示するということは大事でございますけれども、じゃ、具体的にどういう対策をやったのというのが疑問として思いましたので、それについて、1つでも2つでも例としてお答えいただければというふうに思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

先程、全体的には鏡石町役場では100に対して85という非常にいい職場環境であるというふうにお答えさせていただきました。しかし、各職場で見れば、やはり100より低いところもあれば100より高いところもあるということでございます。ですので、100を超えているような職場の所属長には、そちら自分の課の職場の環境をよくするための活動をしてくれるようにというようなことでの庁議等での指示をしているという中身でございます。

ですので、各所属長におかれましては、自分の課がどのような職場環境であって、ストレスチェックの数字が出ているかということは把握をしていると思いますので、その改善策は各所属長には、中身につきましてはお任せして、各指導をよろしくするようにというこでの指示でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 所属長にある意味委ねて、それぞれの職場で改善を求めるということで、これはこれで私はいいんだと思うんです。そうしないと組織というものは成り立ちませんからいいんですが、やはり一方通行ではなくて、その評価、そもそも所属長がどういう対策を講じたのかというのは、やはりこれは吸い上げておくべきですね。

要するに、着手する前にこういう具体的目標を立てたんだよというものを各所属長から吸い上げておくべきだし、そしてそれを例えば始めたとするならば、それぞれの途中経過ですか、そういったものをやはり報告するべきだし、そしてまたこの事業というものは必ず終期、と終期というのがあるって、終わったら必ず総括をして、どういうことになったというのをやはりやらなくちゃならないんで、やはりいつまでやっていつに報告書を上げるんだということ、そういったものもしっかり徹底してやっていただきたいというふうに思います。詳しくはお尋ねしませんけれども、ぜひそれをやっていただきたいと思います。

我が町の、後でまた今日質問しようと思ったのですが、鏡石町には職員安全衛生管理規則というものがあって、これについて、ちょっと私の前にいらっしゃいます副町長が総括安全衛生管理者になっておられると。そしてまた、安全管理者とか衛生管理者とか、そしてまた健康管理というものが全部町長から委嘱されていて、結果的には全部、今申し上げた総務課長答弁していただいたものを、私が言ったようなものもアイデアも入れたら、全部やはり副町長に一回全て吸い上げるような形になってもらって、それを結局、任命権者である町長にやはり報告しなくちゃならないというふうな形だと私は思いますので、ぜひその辺の見直しをしっかりとっていただきたいと思います。

というのは、今、国も働き方改革、働き方改革なんというふうに言っていますけれども、役場さんも町職員もやはり働き方改革というものがやはり言われて、徹底されていると思いますし、結局それもストレス対策、メンタルヘルス対策そのものが働き方改革だと私は思っているんですよ。結局、これは表裏一体の関係にあると私は思っていますので、ぜひ働き方改革の一環としてメンタルヘルス対策をしっかりやっていただきたいと思っております。

(4) 番に移りますが、ストレスチェックをやりますと、高ストレス者というものが出てくるということで、前回、明示がなかったんですが、高ストレス者の人数、人数が出ればパーセントが出ますので、そういったものと、それらに対する事後措置はどのようなであったかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町職員の高ストレス者は17名、学校教職員は11名となっております。高ストレス者に対しましては、本人に直接その旨を連絡し、健康管理医の面談、指導を受けるよう伝えております。

なお、健康管理医の面談は、高ストレス者だけではなく、希望する職員は面談可能となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 今、健康管理医の面談受けるというふうになりましたけれども、実績として何人になりましたでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

私が把握しておる件数は1件でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 町職員で17、学校職員で11、学校職員のほうが割合としてはパーセンテージとしては多いんですね。これはどこのでも同じだと思うんですけども、しかし合わせて28いて、健康管理医のところの面談受けたのが1というこのパーセンテージは低いですよ。これはもちろん、最終的には個人の判断なんだろうけれども、この面談に対して、

勸奨というのは十分したのかどうか、面談受けたほうがいいですよということをしたのかどうかお尋ねします。

なお、この面談については、その間というのは、これ勤務が免除されるとかそういうものはあったのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の再々質問にご答弁を申し上げます。

この高ストレス者の結果につきましては、基本的にはその該当者本人にしか通知は行かないということになってございますので、ある意味私でも本当はその人個人のことは分からないという状況でございます。ただ、概算としまして、人数だけは把握はしてございます。

なお、健康管理医への面談等につきましては、今までそれほどみんなにお知らせをしておかなかった部分もありますので、今後はあまり考えず、すぐにそういう結果が出たら行くような、そういうふうな勸奨もしていきたいなというふうには考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） そういう方向性はいいと思います。もちろん、先程、課長おっしゃったように、誰が該当したかというのはこれは誰も分かんないんで、個人的に本人しか分かんないという形になっていますから、受け取った本人が真剣に捉えて、その面談を受けてみたいという、確かにいろんなところの私、職場、産業医やっていますけれども、面談受けるという人数はそんなに全員が受けるわけではありません。しかし、それなりのパーセンテージはいます。ちゃんと勸奨してあげて、相談体制はありますよということをしっかり周知すれば、それは面談を受けたいという人は何人かいるはずなんです。

だから、今回は私はそういうものがちょっと足りなかったのかなと思うんで、ぜひお願いしたいのと、後で（6）番に出てきますけれども、町の産業医の在り方というものがなっていないんですよ。結局、産業医が産業医としての仕事をしているのか、自分の医師としての仕事をしているのかが分かんない。面談はどこでやっているんですか、お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

面談箇所については、その担当医の先生のところというふうに認識してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

[9 番 吉田孝司 登壇]

○9番(吉田孝司) それは、面談ではなくて診療行為になっちゃいます。ましてそこで保険を使ってやれば保険診療になっちゃうから、それは実際は分かりません、聞きませんよ。しかし、それぞれ産業医、健康管理医がどのような状況でやっているかというのは、これは我が町の役場だけではないのかもしれない。もしかしたら全国的にこれが許されてきたのかもしれない。しかし、後で(6)番で述べますけれども、面談の場所というのもやはり大事でございます。そしてまた、先ほど答弁ありませんでしたけれども、面談をしている時間というのは職務を免除されるのかどうか、専念義務がないのかどうかということ、これもう一度お尋ねいたします。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(吉田竹雄) 9番議員の質問にご答弁を申し上げます。

職員がそのような面談をしたいというふうに申出がございましたら、職務に専念する義務の免除とさせていただきたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(角田真美) 9番、吉田議員。

[9 番 吉田孝司 登壇]

○9番(吉田孝司) せっかくそのように恵まれた環境に職員はあるわけですから、産業医においでいただいて、役場に、役場の会議室はいっぱいありますから、なければ、ほがらかんでもいいじゃないですか、いっぱいありますから使っていない会議室。そちらで面談をすればいいんです。そういうふうに徹底してください、ぜひ。

(5)番に行きます。

今年度の中途退職者2名おったと思うんですが、この方々は近年ストレスチェックの結果はどのようであったか、高ストレス者だったかどうかということですね。要するに、そういったことと退職事由との因果関係はあったのかどうかお尋ねをいたします。

○議長(角田真美) 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長(吉田竹雄) 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ストレスチェックの結果は本人のみに通知されるため、中途退職者も含め個人の結果は把握してございません。このため、中途退職の理由は様々であることから、ストレスとの因果関係は不明であるというふうに考えてございます。

本年度、退職をしました2名の職員につきましては、私も退職の前に面談をさせていただきましたが、ストレスを抱えて元気がないというよりは、既に次の職場を見つけて自分のや

りたいことに進んでいきたいというような、そのようなふうに関心を私は取りました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ここで、換気のため2時10分まで休議いたします。

休議 午後 2時03分

開議 午後 2時09分

○議長（角田真美） それでは、休議前に引き続き会議を開きます。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 今、中途退職者の質問をしていましたが、今年度2名ということで、前も申しあげましたように、貴重な戦力を残念ながら失ってしまったということで、ぜひ退職者が出ないようにお願いしたいというか。退職するというのも、先ほど新しい道に進むんだというふうなことがあってという話ありましたけれども、まずは辞めるわけですから辞める理由があるんですよ、辞める理由がある。私も何回も退職、就職繰り返してきましたけれども、辞める理由が必ずあります。辞めないでどうして新しい道に行けるんですか。辞める理由が必ずある。

なので、辞める理由がもしあって、辞めたいという意思表示ありましたら、所属長、ぜひ、私としてみれば留意していただきたいと。もう一度翻意していただきたいと、ぜひここで働きたいんだというふうに思っただけのように、引き止めていただきたいと私は思います。

（6）番になります。

町が委嘱している産業医、これ健康管理医ということでしょうけれども、職務を全うしているのかというふうな質問でございます。お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

健康管理医には、ストレスチェックでは、結果に対する助言及び面談指導をお願いしております。特に高ストレス者に対しては、症状が重くなる前に早めの面談が大切である旨の指導をいただいたことから、職員に周知していきたいと考えております。また、健康診断においては、結果から脂質と血圧が高い傾向である旨の指導を受け、生活習慣病を改善するよう助言をいただいたところでございます。

今後も、健康管理医に指導、助言をいただき、職員の健康管理に努めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 産業医としての職務でございますが、これ述べると幾つもありますけれども、次の点について実際行われているのかどうかお尋ねをいたします。

1つ、職場巡視を行っているのかどうか。2つ、安全衛生委員会への参加はしておられるのか。そして、3つ、月80時間超えの時間外休日勤務をしている労働者、町職員に対する面談は行っているのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 9番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

いずれも行ってはいないというふうになってございます。

以上でございます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） それでは、私の知っている範囲では法律違反になっちゃいます。まず、労働安全衛生規則、これ法律でなく規則ですけども、これによると産業医は定期巡視をしなくちゃならないんです。少なくとも月1回、特別の場合には二月に一遍で結構です。実際、私は二月に一遍で産業医として活動をしています。これが1つ。

安全衛生委員会への参加は義務ではありませんが、年に1回ぐらいは参加するのが普通常識。

3つ目は、月80時間超えの方がいれば、それに対する面談をするのはこれも義務でございます。

町の安全衛生管理規則の中にあっても、第12条に安全管理者、衛生管理者及び健康管理医は、定期または必要に応じ庁舎の内外を巡視し、安全及び衛生に関し有害なおそれがあるときは、直ちに必要な措置を講じなければならないというふうに書いてございますから、これに対して言いたくはありませんが違反している。しなければならないですから。ですので、いち早い是正を、町長がおっしゃる3Sのうちのスピードで対応いただきたいと思います。

最後の質問、大項目3に移ります。

時間がありませんので、スピードを持っていきたいと思います。

成田地区における遊水地整備事業及び再生計画についてお尋ねをいたします。

（1）番、成田地区遊水地整備事業を含む阿武隈川緊急治水対策プロジェクトが、令和10年度中の完成を目途に進められておると認識しておりますが、そこで①番、このプロジェクトの進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

これまでの一般質問の中でご答弁を申し上げておりますので、重複するかと思えますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

事業の進捗状況といたしましては、整備予定地内の用地協議や各種調査等が引き続き進められている状況でございます。用地協議の状況につきましては、1月末現在で、鏡石町の第一遊水地の全体面積130ヘクタールのうち、契約済みの面積が60.9ヘクタール、率にして47%となっており、ここ3か月でこれまでの倍近くと大きく買収が進んできております。

国が整備する集団移転先代替地の整備では、代替地は新町と成田原町の2ヶ所に決定し、移転希望者への区割りも決定し、代替予定地の地権者との用地協議も進められており、来年度からは代替地造成に入れるよう準備が進められております。その他、駅東土地区画整理地内への移転を希望する方を含め、引き続き支援を行っております。

遊水地内の初の工事として、新たな鈴川の付け替えに係る橋梁の下部工事が着手され、それに伴う県道須賀川・矢吹線の迂回路への切替えも、先月下旬に行われております。

遊水地内利活用に係る検討状況は、地内利活用検討会で検討が進められ、今後も農地利用の可能性も含め、地域振興に資する持続可能な地内利活用の方向性として、地域振興への貢献度、周囲の環境への影響、利活用の実現性、維持管理の持続性等を考慮し、方向性について引き続き検討が進められている状況でございます。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） そこで、②番ですが、地域住民に対して、そういったプロジェクトの進捗状況の周知やそのプロジェクトに関連するような情報の提供、こういったものが徹底して行われているのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

地域住民に対して、プロジェクトの進捗状況の周知や関連する情報の提供については、国が主体となって実施している住民説明会や不定期に発行している阿武隈川ニュースなどにより周知を行っております。ただ、昨年度と今年度では、住民説明会が年1回の開催となっている状況であることから、町としても進捗状況の報告と丁寧な説明の場である住民説明会をさらに頻繁に開催するように、国に働きかけている状況でございます。

また、遊水地群の整備については、下流域における洪水低減効果など、流域全体の治水のための必要な事業であることから、下流域における遊水地群に対する関心や認知度を高めていくことが必要不可欠であります。そのためにも、遊水地群の整備に係る情報を掲載し、現在不定期に発行している阿武隈川ニュースの発行を増やすなど、さらなる情報の発信や情報提供に積極的に取り組むよう、国に強く要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ぜひ国への要望、そのようにお願いをいたします。

3番、堤防強化、河道掘削、これについては、遊水地を整備するということを前提条件ということでお願いしていることだと思うんですが、そういったものが遊水地整備に先行、あるいは並行して進められているのかどうかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

国では、阿武隈川本川の堤防強化として、堤防決壊箇所の本復旧工事や本宮市を中心とした堤防の嵩上げ、郡山市日大東北高校付近の無堤防区間の堤防整備が完了し、残された堤防強化は、これまで堤防高不足により越水被害が多かった須賀川市内の雲水峰橋と小作田橋において、橋梁の架け替えを行った上で、堤防の嵩上げを行う区間となっております。

また、遊水地の整備される本町などの区間の堤防についても、河道を広げる新たな断面も高さも、大きな堤防が築堤されることとなります。また、阿武隈川本川の河道掘削は、令和2年度から順次進められており、全体計画約220万立米のうち、これまで170万立米、約8割の河道掘削が完了し、令和7年度以降、新たな須賀川地区滑川周辺の河道掘削に着手する予定と聞いております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 本町は遊水地ができますので、堤防ができるということですが、やはりあの部分もぜひ河道掘削きれいにやってもらえるようお願いをします。少なくともその着工、遊水地が出来上がるというときにはもちろん川もきれいになっているということではなくちや困りますから、でないと成田の被害がまた出ますので、ぜひよろしく願いいたします。

（2）番、ポツンと一軒家となることが危惧されている家屋、これ滝口孝行さんのお宅、前から出ていますが、その対策は今後どのように進めていくのかお尋ねをいたしたいと思

ます。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

以前からご質問いただいております家屋につきましては、1世帯だけが残るのは、町としてもコミュニティーの維持の観点から避けるべく、国との協議を行ってまいりました。しかし、遊水地の構造的な問題から、当該家を事業計画内に入れることはできないとの回答であり、阿武隈川本川からのバックウオーター対策による鈴川の河道の付け替えを行う計画となっております。また、支川におきましては、川底に土砂の堆積や樹木等も見られることから、河道掘削や樹木伐採も必要であると考えており、県管理である鈴川につきましては、県に対策を強く求めております。

また、町管理である諏訪池川につきましても、支障が見られる堆積物等を取り除くべく、浚渫に向けた設計の予算を新年度に計上し対策をしていくとともに、その対策に必要な財源の補助メニュー等の活用や、国・県による支援も求めてまいりたいというふうに考えております。

町といたしましても、この地域の不安解消のため、対象家屋の移転も含めた支援ができないか、国や県との協議、検討なども図ってまいりたいというふうに思っておりますが、なかなかその対策が見いだせない状況ではございます。これからも、国・県、町一体となって連携しながら検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ぜひ、今後もお検討をお願いしたいと思います。私も一緒になって考えていきたいというふうに思っております。

（3）番、成田地区には、今後、確固たる再生計画が必要であると私は考えています。遊水地が出来上がることを見据えた再生計画でございます。

そこで、①番、令和元年東日本台風による水害の後、これまでに既に移転した家屋は何件あるのか。また、それに伴う人口減は何人であったかお尋ねをします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和元年東日本台風による水害の後、これまで移転が完了した世帯は、令和7年1月末現在で19世帯、内訳としまして、成田地区内の移転が5世帯、成田地区以外の町内への転居が

11世帯、町外への移転が3世帯となっております。

また、人口減数につきましては、移転対象者の世帯中、死亡等に伴う自然減や学業や就職等に伴う転出等もあるため、一概に人口減数については難しい部分がございますが、移転に伴う成田地区から減少した人口数につきましては約40名、内訳としましては、成田地区外の町内への転居が30名、町外が10名となっております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） そこで、②番ですが、これから遊水地が完成するまでに移転する予定の家屋は何件あるか。また、それに伴う人口減は何人と想定されるかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今後、遊水地が完了するまでに移転する予定の世帯数は約50世帯となります。

なお、2箇所の集団移転先に約20世帯、世帯自体は20世帯になりますが、1箇所で2世帯というところもありますので、20世帯というふうにカウントしています。

成田地区内での個人での移転を希望している世帯や、世帯内で分離して引き続き成田で生活を希望している世帯も数世帯あるため、半数の世帯については、引き続き成田地区内に残る意向と聞いております。

なお、移転に伴う今後の対象者数は約180名となっており、今後、成田地区における人口減は約90名程度と想定しております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） そこで、③でございますが、遊水地完成後に向けて、町としてそういうビジョン、あるいは図面、そういったものは出来上がっているのかどうかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

遊水地完成後の成田地区の再生につきましては、町としても重要案件として事業を進めなければならないと考えております。遊水地完成後の成田地区の再生につきましては、公共施設や道路網の整備計画を、現在、関係各課で検討しているところでございます。ですので、

全体のビジョンや図面等はまだ作成の段階ではないということでございます。ただ、集団移転先が決まっている現状からすれば、できるだけ早い時期に素案を成田地区の皆さんにお示ししまして、意見を求めてより良いものを作成していきたいというふうに考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ④番の質問ですが、これについては先程、小林議員の質問にもありましたが、公共施設の整備、新設、移転、統廃合等あると思うんですが、それについてどうなるのかお尋ねをいたしたいと思います。遊水地内外とありますので、成田地区のところでお願いいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

成田地区の遊水地も含めました、そのほかの部分も含めました公共施設の整備につきましては、以前にもお示ししましたとおり、成田の構造改善センター、成田の保健センター、第5分団の屯所、成田の体育館、旧二小のプールなどを解体する予定でございます。また、成田の集落排水事業の浄化センターにつきましては解体をしまして、下水処理につきましては、公共下水道に接続するという予定となっております。ただ、成田の浄水場、飲み水のほうです、そちらのほうにつきましては、どのようにするかまだ決まっておりませんで、現在、国と協議中でございます。

公共施設の整備につきましては、集会所機能として成田保健センター、現位置の場所に新たな集会施設を建設する予定でございます。第5分団屯所につきましては、最初合築はどうですかという話をさせていただきましたが、消防団のほうで、やはりその活動とかいろんな面ではちょっと別なほうが良いというような形でしたので、集会所とは別に別棟で建設する予定でございますが、建設場所につきましてはまだ決定はしておりません。

また、各施設の解体した後の土地利用及び遊水地には直接関係ありませんが、歴史民俗資料館の在り方なども含めまして、現在、関係各課で協議中でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） これから一緒になって検討しなくちゃいけない課題ですね。

⑤番、最後になります。地場産業の確保や地域住民が働く場所の確保について、ハード、ソフトの面からそれぞれ考えなければならないと思います。町としてどのようにお考えかお

尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石におきます遊水地は、その大部分が農地でありまして、しかも圃場整備を終えた優良な水田ということでございます。町としましても、営農継続に向けたアンケートを行った結果につきましては、既にご承知のとおりだと思います。そのアンケートの結果につきまして、残念ながら多くの方が「離農を検討している」というような現状でございます。町としても、営農の継続につきましては、各個人にお願いしたいというところではございますが、こちらにつきましては経営の中の個人の判断でございまして、そちらのほうを致し方ないという感じではないかなというふうに考えております。

地場産業の確保や働く場所の確保につきましては、成田地区だけの問題ではなく、町全体の問題としてありますので、企業誘致も含めまして働く場所の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員の一般質問はこれまでといたします。

◇ 町 島 洋 一

○議長（角田真美） 次に、6番、町島洋一議員の一般質問の発言を許します。

6番、町島洋一議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） 大ラスの町島です。よろしく申し上げます。

通告に入る前に、ちょっと午前中の円谷議員の言葉とかぶってしまったんですけども、一応、私も賛同できる言葉なので言わせていただきます。できない理由を探すな、これ英語学者、評論家の渡部昇一という人の言葉で、ずっと続けていけばいつか運を引き寄せることができるというふうなのが、ちょっと感動しましたので、それを座右の銘としてもこれから生きたいと思っております。

最近、私感じたことは、一般論ですけども、町のいろんな職員の配置、それが今までこうだったからこのまま行くというのが、ちょっと特定は言いませんけれども、そういうことが今までどうだったのという感じで、ずっと不思議に思っていて、それが客観的に見て、

私もそこにちょっと詳しい場所にいたんですけれども、それ以上は言いませんけれども、客観的に見てずっと私は不思議に思っていて、果たしてそれでいいのか、それがかなり疑問に思っていて、個人特定はあえてしませんけれども、個人に対しての感情は全くありませんけれども、それがちょっと自分の中で引っかかっている、今になって相談した部分もあります。

早速、時間の関係もありまして通告に入ります。

ふくしま国体30周年において、町では記念行事を計画されているとこの前の全員協議会で知りまして、通告の後だったんで、あえてここで通告どおり言わせてもらいますけれども、そして予算も取っていただいてあって、ああ、なるほどという感じでうれしく思っていました。そこで、我が町特有のとしたわけですが、提案というかお願いになると思うんですが、当競技場を利用する方、利用される頻度の多いサッカーと陸上競技者以外の人もリニューアルされた競技場で、また運動の不得意な方や老若男女が楽しめるようなレクリエーション的な催しをしてはいかがでしょうかというものを提案、お願いします。

といいますのは、あそこ散歩していらっしゃる方の中にも、中に入りたいと、きれいだなって感じで。ところが、やっぱり手続踏んで入って、料金なりを払ってというまでのことではない人が多々多いので、そういう人の中で、例えば色がきれいでどんな高さなのかなとか、芝生どういう感じなのかなと思っている方が多くいらっしゃると思います。例えばですが、その中でレクリエーション的な催しというのは、勝ち負けはもちろん伴いますけれども、例えばですが私の考えた種目、名前は別にないんですけれども、横一線に1レーンから8レーンまで並んで、若年者とか幼児を内側のレーン、内側のコースにやって、ウォーキングをレースというかそういう楽しみ方、それが1周200だったり400だったり、そういうのが例えばの話でいいんじゃないかなというふうには思ったりしました。

そこで、通告に入ります。

ふくしま国民体育大会、昔のです、今は別ですけれども、その行事において、ふくしま国民体育大会、今、国民スポーツ大会になっていますけれども、30年目の節目に我が町特有の記念行事を開催してはどうか。これも予算も取ってもらっておりますけれども、一応通告として質問します。お願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（大河原正義） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和7年につきましては、議員のご質問のとおり、平成7年に開催されました第50回ふくしま国体から30年が経過する節目の年となります。町では、鳥見山陸上競技場が令和5年度事業でトラック改修工事、令和6年度事業としてメインスタンドの改修工事が終了したこと

から、令和7年度の新規事業としまして、リニューアル記念事業を計画しております。

事業の内容としましては、陸上競技に関連するイベントと、ふくしま国体ではサッカー競技会場としてスタートしていることから、サッカーに関連するイベント、また町民が気軽に楽しく参加できるよう、陸上競技場のトラックや天然芝を活用したスポーツ・レクリエーションイベントの開催も予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島洋一議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） ありがとうございます。

続いて、2番、定住促進住宅の利活用についてですけれども、以前に部屋の一部を見せていただいて、私的には思ったよりもきれいだなど、外見で判断していた部分もあるんですけども、そこをきちんといろんなものがそろっているんで、全部の部屋がそろっているかどうかはちょっと定かではないんですけども、そこに例えば貸し布団でも何でもいいんで、格安で合宿なりのあれを誘致してはいかがかと。ちょっと最初は大変だと思うんですけども、鏡石に行けば何があるぞというふうな固定的な観念が植え付けられるような感じで、それがスポーツに限らずいろんな感じで宿泊地を提供するというか、そういうのを考えてはかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

定住促進住宅につきましては、平成3年に建設した雇用促進住宅の廃止方針を受けまして、入居環境の確保と若者定住化を目的に、町が平成21年に取得しまして、その後、設備の更新やリフォーム等を行い、住環境を改善しながら進めてまいりました。最近におきましては、子育て支援の家賃軽減制度の拡充も行いまして、積極的に募集のPRをして入居促進を図っているところでございますが、残念ながら、現在60戸中、31戸が入居という形で空室が多い状況でございます。

雇用促進住宅など公営住宅につきましては、戦後の高度経済成長期の不足する住宅事情への安定供給が目的でございましたが、民間供給が充実した現在におきましては、ご質問のとおり、町の環境や利便性を生かした空き部屋の利活用策も、入居促進策として非常に有効というふうに考えております。

築30年以降が経過しまして、今後は建物本体の改修も想定される中で、費用対効果も含めまして、当町と同様に雇用促進住宅を取得し運営している他自治体での活用例も参考にしながら、ただいま議員がおっしゃった合宿とか、例えばサテライトオフィスとか、そういう部

分も含めまして活用状況を参考にしながら、良案を検討しましてそれをちょっと試行という形で、取りあえず試してみたいというふうな意向を考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島洋一議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） ありがとうございます。

続いて、3番、町道鏡石204号線の拡張について。

旭紙業から大池公園のほうに行く道路なんですけれども、あそこ、どちらから行っても、ちょうど境界線が上りになっていますので、見通しが悪くなっていて、ちょっと夜はヘッドライトがあるので大丈夫なんですけれども、昼間は結構急ブレーキかけたりする人が多く見受けられています。

それで、3番、町道の拡張についてですけれども、これちょっとあまりにも簡単過ぎた質問内容で、道幅拡張計画があるのかを問うというちょっと簡単過ぎて反省点ではあるんですけれども、ないと言えればそれで終わりなんですけれども、ぜひこの通告にはないんですけれども、どうにか道を開けないか、幅を広げないか。

おとといですか、ちょっとあの家を見てきたんですけれども、人が住んでいるかどうかも分からないんですけれども、ちょっと買収とかそういうのになっちゃうんですけれども、その辺の安全性の優先した事業、ちょっとお金のかかる事業なんでしょうけれども、それをお願いというか、拡張計画があるかないか、ないとなった場合はそれで終わりになっちゃう質問になっちゃったんですけれども、そのお願いとして、要望としての質問とさせていただきます。お願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（根本 博） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の道路は、鏡石町と矢吹町を結ぶ町道でございます。現道は2車線の道路ですが、矢吹町との境界付近では一部幅員が減少しております。こちらの道路は、昭和60年前半頃に道路拡張工事を進めてきましたが、矢吹境付近の土地で用地交渉が難航したため、現在の道路状況となっております。

今のところ、具体的な道路拡幅計画はございませんが、隣接市町村、矢吹町となりますが、そちらとの交通アクセスの観点も踏まえながら、整備方法については検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 都合により、ここで暫時休議いたします。

休議 午後 2時44分

開議 午後 2時47分

○議長（角田真美） それでは、休議前に引き続き会議を開きます。

6番、町島洋一議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） この4番のカフェやキッチンカーの活用計画についても、この前の全員協で予算を取っていただいて、今回の私の4つの通告のやつで2つがもうクリアしてまして、ありがたいとは思っています。前からやっぱり思っていたように、何というんですか、集客しているときに町のPRなり何なりを、お土産を買ってもらおうとか、鏡石はこういうところだというふうなのを以前から思っていて、このカフェやキッチンカーというのも漠然としている部分もあるんですけども、保健所関係の許可取りとかが難しいと思うんですけども、一応通告通り質問させていただきます。

カフェやキッチンカーの活用計画について。

イベント開催時に鳥見山公園内でカフェやキッチンカーの活用計画を企画してはかがか。お願いいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（吉田光則） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

前段としまして、鳥見山公園には、公園内での物品販売、あるいは興行を一定程度制限することが条例で定められております。そうした中、今年度、鳥見山公園内で実施した産業課所管のイベントにおいて、参加者の方にお楽しみいただくためにキッチンカーを活用したケース、こちらは、さくらウォークやあやめ祭り、フルーツ祭りがございます。また、町産果物のPR、オープンカフェの実証実験といたしまして、鏡石を味わうカフェを期間限定で開催し、様々なご意見を頂戴しているというような状況でございます。

町単独でキッチンカーを運用、保有することは費用対効果の面で現時点では難しいと言わざるを得ません。そのため、民間活力の活用を図りたいと考えまして、民間の事業者の方が新たにキッチンカーを購入し運用するといった際の補助制度を創設するべく、新年度予算を今定例会へ上程させていただいております。補助要件の中に、町からのイベント等への出店要請、あるいは災害時の炊き出し協力等を要件として検討しているような状況でございます。そうした活動の中で特産品のPRも展開できればと期待するところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島洋一議員。

[6 番 町島洋一 登壇]

○6 番（町島洋一） いろいろありがとうございます。執行の皆さん、長い時間ありがとうございました。よろしくお願いします。これで終わります。

○議長（角田真美） 6 番、町島洋一議員の一般質問はこれまでといたします。

以上をもちまして、通告のありました一般質問、全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（角田真美） お諮りいたします。

議事運営の都合により、明日 3 月 12 日から 3 月 18 日までの 7 日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」 の声あり]

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、3 月 12 日から 3 月 18 日までの 7 日間を休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2 時 5 0 分

第 4 号

令和7年第7回鏡石町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

令和7年3月19日（水）午前10時開議

- 日程第 1 議案第120号 かがみいしこども未来基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
所管常任委員長報告
- 日程第 2 令和7年度鏡石町各会計予算審査について
予算審査特別委員長報告
- 日程第 3 発議第 4号 鏡石町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 請願・陳情について
所管常任委員長報告
- 日程第 5 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで議事日程に同じ

追加日程第 6 意見書案第7号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
(案)

出席議員（11名）

1番	畑 幸一	2番	中 島 伸子
3番	熊 倉 正 磨	5番	根 本 廣 嗣
6番	町 島 洋 一	7番	稲 田 和 朝
8番	込 山 靖 子	9番	吉 田 孝 司
10番	小 林 政 次	11番	円 谷 寛
12番	角 田 真 美		

欠席議員（1名）

4番 東 悟

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木賊正男	副町長	小貫秀明
教育長	渡部修一	総務課長	吉田竹雄
企画財政課長	橋本喜宏	税務町民課長	根本大志
福祉こども課長	菊地勝弘	健康環境課長	大木寿実
産業課長	吉田光則	都市建設課長	根本博
上下水道課長	圓谷康誠	教育課長	大河原正義
会計管理者兼 出納室長 農業委員会 会長	佐藤喜伸	選挙管理委員会 委員長	草野孝重
	菊地栄助		

事務局職員出席者

議会事務局長	緑川憲一	主査	藤島礼子
--------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条により欠席の届出者がおられます。4番、東悟議員の1名です。

◎議事日程の報告

○議長（角田真美） 本日の議事は、議事日程第4号により運営いたします。

◎総務文教常任委員長報告（議案第120号）及び報告に対する質疑、
討論、採決

○議長（角田真美） 日程第1、議案第120号 かがみいしこども未来基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本案に関して、総務文教常任委員長の報告を求めます。

11番、円谷寛議員。

〔総務文教常任委員長 円谷 寛 登壇〕

○11番（総務文教常任委員長 円谷 寛） 11番議員の円谷寛でございます。

議案審査報告書を申し上げます。

本委員会は、令和7年3月7日に付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和7年3月12日。開議時刻、午前9時56分。閉会時刻、午後零時零分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者、企画財政課、橋本課長、河合主幹兼副課長、村岡副課長。

付託件名、議案第120号 かがみいしこども未来基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について。

審査結果、議案第120号は、可決すべきものと決した。

審査経過、議案第120号について、担当課（企画財政課）の意見・説明を求め審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決した。

意見、なし。

以上でございます。

○議長（角田真美） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第120号 かがみいしこども未来基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎予算審査特別委員長報告（令和7年度鏡石町各会計予算審査について）

及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第2、令和7年度鏡石町各会計予算審査について、議案第138号 令和7年度鏡石町一般会計予算から議案第147号 令和7年度鏡石町下水道事業会計予算までの10件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、議案第138号から議案第147号までの10件を一括議題とすることに決しました。

本案に関して、予算審査特別委員長の報告を求めます。

6番、町島洋一議員。

〔予算審査特別委員長 町島洋一 登壇〕

○6番（予算審査特別委員長 町島洋一） 皆さん、おはようございます。

早速報告させていただきます。

令和7年3月19日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

令和7年度鏡石町各会計予算審査特別委員会委員長、町島洋一。

令和7年度鏡石町各会計予算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、令和7年3月7日に付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定より報告します。

記。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順でお知らせします。

令和7年3月13日、午後1時6分開議、午後4時1分閉会。出席者、委員全員。開催場所、議会議室。

令和7年3月14日、開議午前9時58分、閉会午後4時24分、出席者、委員全員、開催場所、議会議室。

令和7年3月17日、開議午前9時58分、閉会午後3時43分、出席者、委員10名、開催場所、議会議室です。

説明者、町長、副町長、教育長、各課課長、副課長、担当職員です。

付託議案の議案138号 令和7年度鏡石町一般会計予算から147号までの10議案です。

議案第138号 令和7年度鏡石町一般会計予算については、可決すべきものと決した。議案139号 令和7年度鏡石町国民健康保険特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第140号 令和7年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第141号 令和7年度鏡石町介護保険特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第142号 令和7年度鏡石町土地取得事業特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第143号 令和7年度鏡石町工業団地事業特別会計については、可決すべきものと決した。議案第144号 令和7年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第145号 令和7年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算については、可決すべきものと決した。議案第146号 令和7年度鏡石町上水道事業会計予算については、可決すべきものと決した。議案第147号 令和7年度鏡石町下水道事業会計予算については、可決すべきものと決した。

以上が審査結果でございます。

町長、副町長、教育長、各課課長、副課長、担当職員に説明を求め、会計ごとに審査を行った。

審査経過は、議案第138号 令和7年度鏡石町一般会計予算は、異議なく可決すべきものと決しました。議案第138号から議案第147号までの審査経過としては以上です。

主な質疑は別紙のとおりです。

意見はありませんでした。

以上、報告いたします。

○議長（角田真美） これより委員長報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより議案ごとの討論、採決を行います。

初めに、議案第138号 令和7年度鏡石町一般会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第138号 令和7年度鏡石町一般会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案について、委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第139号 令和7年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第139号 令和7年度鏡石町国民健康保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第140号 令和7年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第140号 令和7年度鏡石町後期高齢者医療特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第141号 令和7年度鏡石町介護保険特別会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第141号 令和7年度鏡石町介護保険特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第142号 令和7年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第142号 令和7年度鏡石町土地取得事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第143号 令和7年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第143号 令和7年度鏡石町工業団地事業特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第144号 令和7年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第144号 令和7年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計予算について、

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第145号 令和7年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第145号 令和7年度鏡石町育英資金貸付費特別会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第146号 令和7年度鏡石町上水道事業会計予算について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第146号 令和7年度鏡石町上水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第147号 令和7年度鏡石町下水道事業会計予算について、討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第147号 令和7年度鏡石町下水道事業会計予算について、本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

お諮りいたします。

本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第3、発議第4号 鏡石町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 11番議員の円谷でございます。

ただいま上程されました議員提出議案の発議第4号 鏡石町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

別紙の薄い議案書のほうですけれども、これの1ページをお開きください。

このたびの条例の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）の改正及び刑法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、関連する本条例の一部を改正するものであります。

2ページをお開き下さい。

第2条から第48条までの改正につきましては、マイナンバー法の改正により、引用する条例ずれの改正や、所要の規定の整理を行うものであります。

第53条から第55条までの改正につきましては、刑法等の一部を改正する法律等の施行により、「懲役」の字句を「拘禁刑」に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行し、第53条から第55条まで

の改正規定は、6月1日から施行するものであります。

経過措置といたしまして、この条例の施行前にした行為の処罰については、従前の例によるものと規定しております。

以上、上程されました発議第4号につきまして、提案理由のご説明を申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより発議第4号 鏡石町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎各常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第4、請願・陳情についての件を議題といたします。

初めに、総務文教常任委員会に付託しました陳情第9号及び陳情第10号の2件について一括審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、陳情2件を一括審議することと決しました。

陳情第9号及び陳情第10号の2件について、総務文教常任委員長より一括報告を求めます。

11番、円谷寛議員。

〔総務文教常任委員長 円谷 寛 登壇〕

○11番（総務文教常任委員長 円谷 寛） 報告を申し上げます。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和6年12月11日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告をします。

記。

開催月日は令和7年3月12日。開議時刻、午前9時56分。閉会時刻、午後零時零分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者は税務町民課、根本課長、須賀主幹兼副課長、北畠副課長。

付託件名、陳情第9号 国に対し「選択的夫婦別姓の導入など、民法・戸籍法改正を求める意見書」提出についての陳情。陳情第10号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての陳情。

審査結果、陳情第9号は、継続審査とすべきものと決した。陳情第10号は、継続審査とすべきものと決した。

審査経過、陳情第9号については、担当課（税務町民課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で継続審査とすべきものと決した。陳情第10号については、担当課（税務町民課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で継続審査とすべきものと決した。

意見、なし。

以上でございます。

○議長（角田真美） これより総務文教常任委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、込山靖子議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 今ほど、陳情第9号と第10号が全会一致で継続審査すべきと決したというご報告がありました。

ただ、今の世論といいますか、新聞とか様々なところで夫婦別姓とか問題になっていまして、ただ議会というのは、やはり世論というのを反映するというか、住民代表として意見、住民の意思を反映するというのが議会ではないかと思えます。

その中で、令和7年元旦の産経新聞の記事でも、家族が違う名字になるのが賛成の小中学生は16.4%、NHK放送文化研究所の中高生への生活と意識調査では、結婚しても名字を変えたくない子供は僅か6.5%です。そのほかに、産経新聞が主要企業11社に行ったアンケートでは、旧姓呼称を認めていない企業はゼロとか

○議長（角田真美） 込山議員に申し上げます。ここで一時休議いたします。

休議 午前10時27分

開議 午前10時28分

○議長（角田真美） ただいまより会議を再開いたします。

○8番（込山靖子） 全員一致で継続審査とした主な、具体的な理由を教えてください。

○議長（角田真美） 11番、円谷寛議員。

〔総務文教常任委員長 円谷 寛 登壇〕

○11番（総務文教常任委員長 円谷 寛） 先ほどの報告をしたとおり、常任委員会ではいろいろと議論をしましてまいりました。しかし、まだ十分議員の中に理解が得られていないし、私も委員長として、陳情者の書類や、あるいは新聞のスクラップなどを事務局にコピーをしていただいて、委員の皆さんに配付をして理解を求めたんですけども、まだ十分な理解が得られないと思いましたので、やむなく皆さんの意見に従って継続審査としたものでございます。

以上でございます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、陳情第9号について討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに陳情第9号についての件を採決いたします。

陳情第9号 国に対し「選択的夫婦別姓の導入など、民法・戸籍法改正を求める意見書」提出についての陳情について、本件に対する委員長の報告は継続審査とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。

次に、陳情第10号について討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに陳情第10号についての件を採決いたします。

陳情第10号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての陳情について、本件に対する委員長の報告は継続審査とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。

次に、陳情第11号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

10番、小林議員。

〔産業厚生常任委員長 小林政次 登壇〕

○10番（産業厚生常任委員長 小林政次） 報告いたします。

令和7年3月19日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

産業厚生常任委員会委員長、小林政次。

陳情審査報告書。

本委員会は、令和7年3月7日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、令和7年3月12日。開議時刻、午前9時59分。閉会時刻、午後零時11分。

出席者、委員全員。開催場所、第一会議室。

説明者、産業課、吉田課長兼遊水地営農対策室長、藤田副課長、仲沼主査。

付託件名、陳情第11号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について。

審査結果、陳情第11号は、採択すべきものと決した。

審査経過、陳情第11号については、担当課（産業課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見、なし。

以上でございます。

○議長（角田真美） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第11号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について、本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択すべきものと決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（角田真美） 日程第5、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで、意見書案の確認と配付のため、暫時休議いたします。

休議 午前10時35分

開議 午前10時39分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

お静かにお願いします。

◎日程の追加

○議長（角田真美） ただいま意見書案1件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本件1件を日程に追加し、日程第6として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案1件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎意見書案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第6、意見書案第7号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

10番、小林政次議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 令和7年3月19日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

提出者、鏡石町議会議員、小林政次。

賛成者、鏡石町議会議員、円谷寛。

鏡石町議会議員、稲田和朝。

鏡石町議会議員、町島洋一。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第7号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）。

令和6年春闘結果での賃上げ率は33年ぶりの定昇込み5%台の賃上げを実現した一方で、中小組合の賃上げは定昇込み4%台に留まり、生活が向上したと実感している人は少数にとどまり、個人消費は低迷している。

〔「朗読省略」の声あり〕

○10番（小林政次） それでは、記以下を読み上げます。

1、福島県最低賃金を速やかに時給1,000円に到達させること。

特に、国際情勢に起因する物価上昇と円安の影響は、働く者の生活をより厳しくしており、最低賃金の着実な引き上げは継続する必要がある。また、新総理の所信表明演説における2020年代に全国平均を1,500円となることを目指すと述べた積極的な姿勢を重く受け止めること。

2、中小企業等が、原材料価格やエネルギーコストのみならず、最低賃金引上げ原資の確保を含め、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正配分、働き方も含めた「取引の適正化」の定着に向け、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知・浸透の強化を図り、指針に沿った適切な企業行動となるよう促すこと。

3、最低賃金引上げは賃金の多寡と人口移動の相関関係も示されており、労働力確保や人口流出抑制等も多様な政策誘導として取り組むこと。

4、福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早期の発効に努めること。

5、最低賃金の改定額を踏まえ、公契約における賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、賃金保証型（ILO第94号条約に準拠）を基準条項に盛り込ませた公契約条例制定の検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月19日。

鏡石町議会。

内閣総理大臣様。

厚生労働大臣様。

福島労働局長様。

以上でございます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第7号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（角田真美） ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

第7回鏡石町議会定例会において、提出いたしました議案につきまして、慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり議決を賜り、誠にありがとうございました。

ここに成立いたしました令和7年度の当初予算につきましては、第6次総合計画の4年次に当たることから、計画の目的達成に向けて、町政の一層の進展と町民生活の向上、発展に最善を尽くしてまいりたいと考えております。

なお、会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、対応いたしまして、町政執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。

日増しに暖かくなり、議員の皆様にはご多忙のことと存じますが、くれぐれもご自愛いただき、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（角田真美） これにて第7回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時46分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 角 田 真 美

署 名 議 員 町 島 洋 一

署 名 議 員 稲 田 和 朝

署 名 議 員 込 山 靖 子